

明治日本における「更生」思想

—監獄改良・出獄人保護・教誨をめぐって—

指導教授 宇都榮子
研究科 文学研究科
専攻 社会学専攻

氏名 江連 崇

目次

序章	1. 問題の所在 —「更生」とは何か—	1
	2. 先行研究のレビュー	3
	2-1. 更生保護史研究	4
	2-2. 社会福祉史研究としての更生保護	5
	2-3. 社会福祉史研究としての少年感化	5
	2-4. 「社会科学的」福祉史研究	6
	3. 研究の目的	7
	4. 研究方法と章構成	8
第1章	近代日本における「危険分子」の「再社会化」	
	1. はじめに	11
	2. 北海道における囚人労働の実態とは	12
	3. 集治監設置の背景	17
	4. 監獄則 —理念としての行刑の近代化—	19
	5. おわりに —小考察—	22
第2章	社会事業家の「更生」思想	
	1. はじめに	24
	2. 原胤昭 —再犯防止は如何にして可能か—	24
	3. 金原明善 —「公益」としての出獄人保護—	31
	4. 留岡幸助 —不定刑期論と「更生」—	40
	5. おわりに —小考察—	46
第3章	「更生」の担い手と宗教をめぐる政治性	
	1. はじめに	48
	2. 教誨師の活動とは	49
	3. 教誨と宗教の関係 —巣鴨監獄教誨師事件以前の議論—	53
	3-1. 教誨師の適任 —単一の宗教か複数の宗教か—	54
	3-2. 教誨の方法 —宗教を用いるか否か—	56
	3-3. 小河滋次郎の教誨論と留岡幸助の教誨論	58
	4. 巣鴨監獄教誨師事件の概要とその報道	60
	5. 仏教系新聞からみる事件後の仏教界の動向	65
	6. 『基督教新聞』からみる事件後のキリスト教界の動向	72

7. おわりに —小考察— 79

第4章 監獄関係雑誌上における出獄人保護をめぐる議論 —「人権」と「国民」—

1. はじめに 80
2. 『大日本監獄協会雑誌』の概要 81
3. 各論者の出獄人保護事業論 82
4. 出獄人保護における「就労」について 86
5. 出獄人保護事業拡大への議論 88
6. 出獄人保護制度の確立へむけて 90
7. おわりに —小考察— 91

終章 明治から大正へ —「更生」についての議論は何を残したのか—

1. 「良民」の創造と「社会安寧」 93
2. そして大正へ —社会事業の出現— 94
3. 我々が語るべき問題とは 95

参考文献一覧 97

序章

1. 問題の所在 — 「更生」とは何か —

罪を犯した(元)被収容者の「更生」とはいったい何なのか、何を目的としているのか、何をもって「更生した」といえるのか、この歴史的展開を明らかにすることが、本研究の目的である。

『広辞苑』によると「更生」とは「①生き返ること。よみがえること。甦生。②反省・信仰などに予って心持が根本的に変化すること。過去を清算し、生活態度を改めること」とある(新村 2008:947)。また「更生保護」については「犯罪者や非行少年が社会の中で健全な社会人として更生するように指導・援助すること」とある。

近代社会において罪を犯した人は「更生」を求められる。そこには近代社会以前に行われて応報的刑ではなく現在は「再社会化」を刑の目的としており、「罪を犯すことのない生活」を過ごせるように一種のトレーニング的側面もある。

罪を犯した人に対する「更生」とはいったい何なのか。法務省が発表している「犯罪白書」では「矯正における処遇(平成28年版第2編第1章3)」において「刑事施設では、受刑者の改善更生の意欲を喚起し、社会生活に適応できる能力を育成するため、矯正処遇として、作業をさせ、改善指導や教科指導を行っている(法務省 2016)。また、「更生保護における処遇」においては「保護観察付執行猶予者は、執行猶予期間中、保護観察に付される。また、受刑者は地方更生保護委員会の決定により、刑期の満了前に仮釈放が許されることがあるが、仮釈放者は、仮釈放の期間中、保護観察に付される。保護観察に付された者は、保護観察所の保護観察官及び民間のボランティアである保護司の指導監督・指導援護を受ける。(法務省 2016)(下線部筆者)」としており、前者の刑事施設における処遇を「施設内処遇」、後者の出所後における処遇を「社会内処遇」というように呼ばれている。日本においては判決後この2つの場面において(元)犯罪者の「更生」が行われる。

少し長い引用となるが、犯罪白書からまず刑事施設内においてどのような指導が行われているのかを見て行こう。

(1) 刑執行開始時の指導

「受刑者には、入所直後、原則として2週間の期間で、受刑者の意義や心構え、矯正処遇を受ける上で前提となる事項(処遇制度、作業場の留意事項、改善指導等の趣旨、概要等)、刑事施設における生活上の心得、起居動作の方法等について指導が行われる。」

(2) 改善指導

改善指導は、受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会

生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるために行うもので、一般改善指導及び特別改善指導がある。一般改善指導は、講話、体育、行事、面接、相談助言その他の方法により、〈1〉被害者及びその遺族等の感情を理解させ、罪の意識を培わせること、〈2〉規則正しい生活習慣や健全な考えを付与し、心身の健康の増進を図ること〈3〉生活設計や社会復帰への心構えを持たせ、社会適応に必要なスキルを身に付けさせることなどを目的として行う改善指導である。特別改善指導は、薬物依存があったり、暴力団員であるなどの事情により、改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、その事情の改善に資するよう特に配慮して行う改善指導である。(以下省略)(下線部筆者)

(3) 教科指導

教科指導とは、学校教育の内容に準ずる指導である。社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対して行う教科指導(補習教科指導)のほか、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる受刑者に対しても、その学力に応じた教科指導(特別教科指導)を行っている。(以下省略)

(4) 釈放前の指導

受刑者には、釈放前に、原則として2週間の期間で、釈放後の社会生活において直ちに必要となる知識の付与や指導が行われる。講話や個別面接等の方法で、社会復帰の心得え(将来の生活設計や望ましい人生観・社会観等)、社会生活への適応(社会状況の変化、望ましい人間関係の在り方等)、社会における各種手続きに関する知識(社会保障や法律関係手続等)を付与したりするほか、必要に応じ、刑事施設の職員が同行して社会見学をするなどの方法で指導を行っている。(平成28年版犯罪白書第2編第4章第2節3より引用)

このように「犯罪白書」では刑事施設においては主に「刑執行開始時の指導」「改善指導」「教科指導」「釈放前指導」の4つの「矯正指導」が行われ被収容者は「更生」を目指すとされている。

一方、仮釈放者や保護観察付執行猶予者等が対象となる保護観察対象者においては、「段階別処遇」と「類型別処遇等の問題性に応じた処遇」を軸とした処遇がおこなわれる。段階別処遇は、「保護観察対象者を、改善更生の進捗や再犯可能性の程度及び補導援護の必要性等に応じて、4段階に区分し、各段階に応じて保護観察官の関与の程度や接触頻度等を異にする処遇を実施する制度」である(法務省 2016)。問題性に対応した処遇ではその犯罪の性質や非行の態様等によって類型化されその問題性等に合わせた「効率的な処遇」を実施することになっている。2007年に犯罪者予防更生法と執行猶予者保護観察法を統合し2008年から施行された「更生保護法」において更生保護法の目的を以下のように記し

ている。

「この法律は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇をおこなうことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の促進等を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする。」

(更生保護法 第一章総則 第一節目的等 第一条) (下線部筆者)

上にみてきた施設内処遇や社会内処遇においても、そこには「応報」的視点による処遇は見当たらず、むしろ「再社会化」を目的とした「福祉的」な視点に力点が置かれていることがわかる。そこには「罪を犯した人」が再び社会において生活するための「更生のための処遇」が記されている。

しかし若干の疑問も残る。「犯罪白書」や「更生保護法」に記述されている「健全な考え」や「善良な社会の一員」とは一体どのような考えや人物像なのか。

刑務所内(監獄内)における受刑者の処遇について定めた法律に「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」がある。この法律は2005年(平成17年)5月に公布、翌2006(平成18)年5月に施行されたものであり、1908年(明治41)年に制定された「監獄法」が大幅に改定されたものである。

その後、2007(平成19)年には更生保護法が制定され、2009(平成21)年には法務省管轄による高齢者、または障がい者の矯正施設退所者を対象とした「地域生活定着支援センター」の整備が実施されるなど、これまで監獄法施行から約一世紀が過ぎ、ここ数年、刑務所内外における「更生」のかたちが大きく変化している。

また、学界においても2012(平成24)年に日本において初めて更生保護に特化した「更生保護学会」が設立されるなど、その関心は高い。「なにをもって『更生』なのか」その議論は2000年代以降の司法福祉、刑事政策分野における大きなテーマとなっている。当然この議論の土台には歴史的経緯を整理していく必要があるだろう。以下先行研究から「更生」に関する歴史研究がどのような状態にあるのか整理していきたい。

2. 先行研究のレビュー

そもそも「更生」はどの段階を指すのか。刑事施設内か社会内まで指すのか。その枠組みの検討は現在の「更生保護研究」においても議論がなされているが、本論文では、非行・

¹ 「更生」とは様々な分野で用いられる。例えば「知的障害者更生施設」という言葉があるように、障害分野に対しても「更生」という言葉が用いられる場合がある。しかし、本研究では、主に(元)犯罪者、囚人、出所者など犯罪を取り巻くことに用いる。

犯罪段階、刑事施設（監獄・刑務所）段階、出所後段階をすべて含み「更生に関する歴史研究」として取り扱うこととする。

2-1. 更生保護史研究

まず社会内処遇（更生保護）における代表的な研究として安形静男の『社会内処遇の形成と展開』が挙げられる。安形は本書の中で「更生保護」についての歴史研究に対して「更生保護の性格を刑事福祉政策と位置付けるならば、更生保護の歴史を見る眼も、犯罪統制という視点に限定することなく、福祉政策の視点に立ち、一般社会事業との接点を見ることが必要になる（安形 2005:26）」と述べ、刑事政策的な犯罪統制としての研究ではなく、社会事業史的視点に立つなど幅広い視点から、その実践や人物、規則などを中心に構成されている。

特に安形の功績として、これまで更生保護や少年保護分野へ位置づけられていなかった懲治監を取り上げ、「懲治監は、監獄の一種であり、そこでは監獄の職員によって生業指導・授産が行われた。したがって、これは施設内処遇と目するべきものである。施設内処遇に対蹠する社会内処遇（施設外処遇）のみを「更生保護」とみなす見地に立てば、懲治監における処遇を「更生保護」の領域に属するものとみることはできない。ただ懲治監は、刑の執行が終了した者に対する処遇を行う施設であったという点において、刑余者保護・出獄人保護・釈放者保護などと同じアフターケアの発想を含むものであった」とし、また「懲治監は虞犯少年や前犯罪少年など問題少年に対し、比較的寛大なる処遇を行うことによってその更生を策そうとする施設でもあった」として更生保護の歴史研究の対象範囲についての拡大とその必要性について述べている（安形 2005:62）。

本書において安形は懲治監、感化保護事業、出獄人保護事業、司法保護、仮釈放制度などについて取り扱っている。その視野の広さにより、これまで見落とされがちであった保護司についても取り上げている。保護司は「矯正施設に収容されている者の社会復帰のために、その親族等のもとについて帰住環境を整え、また、収容者と面会・通信をするなどして、その社会化を促進（安形 2005:267）」しているとし、その歴史的展開とソーシャルワークとの結びつきについても論じている。

このように安形は「更生保護（社会内処遇）」史研究の枠組みを広げた大きな功績があるといえる。その緻密な個別性の高い研究はこれまで免囚保護事業、出獄人保護事業に限定され、その人物史、処遇史研究を中心に行われてきた「更生保護（社会内処遇）」史研究に対する大きな疑問を投げかけてくれた。

ただし若干の注文をつけるとすると、「更生とはなにか」についての整理には核心をつかずにいる。この点について著者も「感化保護思想は、基本的には感化院や出獄人保護会の設立趣旨書に最も良く現れており、その中には犯罪情勢や犯罪要因や犯罪者に対する見解が含まれていると考えられるにかかわらず、その分析にまで筆が届かなかった」としてその

限定性について言及している。

2-2. 社会福祉史研究としての更生保護

社会福祉史研究における「更生史研究」については、社会事業家を中心とした人物史研究の蓄積が多い。特に「更生保護の父²」と言われている原胤昭（はらたねあき）についての片岡優子の研究はこれまで断片的にしか分析されてこなかった出獄人保護（更生保護）に関わった人物について総体的に明らかにしたものである。

片岡は著書の中で「原胤昭が天職と信じ、生涯をかけて求め続けたのは『監獄改良事業』であったと捉えて、原の生涯と彼がその生涯をかけて携わった事業を明らかにするとともに、彼の天職である『監獄改良事業』とは何であったのかということについて論及」することを目的としている（片岡 2011:3）。本著では、原胤昭の生い立ちからキリスト教との出会い、監獄での教誨師時代、出獄人保護事業、児童保護活動、慈善協会における福祉活動などについてまとめられている。片岡は原の活動について、特に監獄内教誨や出獄人保護事業における支援については、その個別性に注目し、「被保護者個々の事情や適性にそった自立のための支援を行い、生活上の環境を調整し、生活改善を指導した。原のこれらの実践は、各被保護者の『千差万別の事情』つまり利用者のニーズにそった援助を実践したものであったが、何か特定の援助技術法を模倣したわけではない。それはソーシャル・ケースワークが日本に導入される以前に、我が国の実情に即した先駆的な援助技法が実施されていた」と、その独自性と先駆性を評価している（片岡 2011:187-188）。また「原が求め続けた監獄改良事業」についても「教誨師を辞したことで原の監獄改良事業が終結したわけではなかった」として、その「改良」を監獄内だけではなく外からも働きかけていたと言及している（片岡 2011:350）。つまり片岡が「彼の天職である『監獄改良事業』とは何であったのか」について監獄外での活動も含めながら分析をかさねている。

2-3. 社会福祉史研究としての少年感化

出獄人保護研究が成人の「更生」について対象としているのに対して少年感化は、教育の文脈で年少者をとりあつかう留岡幸助についての二井仁美、室田保夫などの研究があげられる。また少年感化の分野が中心となるが高瀬真卿についての長沼友兄の研究においても更生保護（出獄人保護）の記述がみられる。

社会福祉史研究における「更生史研究」においてこれまでにない新たな視点で研究をおこなった倉持史朗の功績にも触れておきたい。倉持は著書『監獄のなかの子どもたち—児童福祉史としての特別幼年監、感化教育、そして「携帯乳児」』において、その丹念な資料

² 更生保護の先駆者としては、ここに挙げた原胤昭と静岡県出獄人保護会社（後の静岡勸善会）を設立した金原明善（きんばらめいぜん）が挙げられる。共に「先駆者」や「父」と称される彼等の実践、思想については第2章で取り上げることとする。

分析から、明治期における監獄とその「周辺」における児童問題について論じており、「加害性」を有する児童や、肉親の「加害性」により監獄に収容されている児童について、当時の監獄関係者がどのように捉え、処遇しようとしたのかを明らかにしている。

さて、ここで「社会福祉史研究としての更生保護」を含めた「社会福祉史研究」としての先行研究について傾向と、その「弱点」についてみていきたい。

「社会福祉史研究」の弱点については、本多創史が博士論文「明治期感化救済事業の思想—留岡幸助の『ぬるやかな』社会・国家」において「温かい配慮をしたという行為者の心情にとらわれてしまい、その行為自体を客観的に問うという作業を完全に落してしまう点にある。人間の、社会的存在としての側面に光をあてる社会科学がテーマとすべきところは、行為者の心情ではなくて、何よりも行為それ自体がもつ社会全体における意味」(本多 2006:5) であるとその考えを述べ、「一体、国家や社会の全体にとって何を意味するのか、そしてまた、そこに暮らしている人々の身体と精神はそれによってどのように変化されているのか、などを問題にすることも必要」(本多 2006:6) と慈善事業家や社会事業家を対象とした「社会福祉史研究」に対して疑問を投げかけている。

この指摘は本研究にとっても大きな示唆を与えてくれる。「更生」関係の「社会福祉史研究」についてはその多くが事業家や施設機関の行為を無条件に「善」と捉えていることが少なくない。上でみてきたような人物史研究においても本多の指摘するような「弱点」が同様にみられるであろう。例えば片岡の研究に関していえば「ソーシャル・ケースワークが日本に導入される以前に、我が国の実情に即した先駆的な援助技法が実施されていた(片岡 2011:357) (下線部著者)」と述べているように、その先駆性に注目することはあっても、その「前提の検討」に関してはなされていない。

つまり更生保護(出獄人保護)について言えば、その法律や運営規則、技術面についての言及はなされているが、そもそも「更生とは何か」の問いが見当たらないのである。もちろん学問ごとにその対象の把握方法や検討方法、主眼の置き方に違いがあり、それぞれにおいてその価値が認められるべきではあるが、社会学的視点に立った「社会構造を踏まえた上での検証」という観点からみる「更生とは何か」についての議論が社会福祉史研究においては空白の状態にある。

2-4. 「社会科学的」福祉史研究

ここであえて社会福祉史研究とは別に節を設けたのは、社会福祉史研究の先行研究としては少数ではあるが、ここで挙げる先行研究は、社会状況などを踏まえるなど「社会とのつながり」を意識した福祉史研究となっているからである。基本的に「更生」についての研究はみられないが、本多にみられるように、批判的検討から近代社会思想分析を行っているものである。これらは「更生とは何か」について直接取り扱ってはいないが、本研究に対していくつかの示唆を与えてくれる。

田中和男は著書『近代日本の福祉実践と国民統合—留岡幸助と石井十次の思想と行動』において非行少年に対するいくつかの政策をとりあげ「犯罪者、非行少年、孤児といった子どもの在り方が自明の実現として存在しているわけではない。ある行為が犯罪とされたり、非行とされるのは、あるいはある子供が、犯罪者や非行少年、孤児とされるのは、その行為や存在の客観的な性格だけではなく、社会のなかで、ある行為や存在を、犯罪、犯罪者、非行、非行少年、孤児と指定するような政策、法、運動といった『主体的意図』の介在なしにはありえなかった。割り切った言い方をすれば、例えば、孤児という存在は、客観的に、両親を失った状態にある子どもというのではなしに、石井十次たちの孤児院経営者を中心とする人々が、孤児救済を意図することによって、作り出した概念」（田中 2000:211-212）であると社会福祉の歩みについて分析を行っている

その分析対象については、いささか限定的ではあるものの、田中の研究手法は本研究においても大いに参考になるだろう。つまり実践家や規則などについて、その足跡などを追うだけではなく、その福祉的实践と社会の繋がりを意識したものであった。田中は「小河にしろ、石井にしろ留岡にしろ、社会事業のそれぞれの分野での先駆者といわれており、著者もそれを否定するものではない。だからこそ上に述べたような観点から先駆者の実践を再定義することが、とりわけこの社会福祉の『冬の時代』には必要（田中 2000:212）」と述べるが、あえて「社会福祉」と表現するのは、「単独の福祉的活動」としてのみ、歴史を追うのではなく「社会」と「福祉」の関係性を重視した、社会科学的視点からの社会福祉史研究を意識していることが窺える。

3. 研究の目的

これまでに述べた、問題の所在、先行研究から、本研究ではこれまで取り扱われてこなかった「更生」について議論が、明治初期から 2006（平成 18）年まで続いた監獄法成立の 1909（明治 41）年付近までを時代対象として、監獄官僚や実務家、知識人のなかで更生がどのように捉えられてきたのか、またどのようにそれらが法制度に反映されていったのか、当時の「監獄と社会の関係」を踏まえながら明らかにすることを本研究の目的とする。

先述したように「更生」の範囲を詳細に定めることは、歴史研究においてはとりわけ難しい。なぜなら、今日のように具体的に更生保護についての枠組みが明確化されていたわけではなく、また関係者も監獄内と監獄外を連続的に捉えていたことが多々あるからである。そのため本研究では「罪を犯したひとの更生」に関わる言説であれば、監獄内外に関わらず対象とする。その対象や更生の範囲の曖昧さも踏まえた上で分析することにより、監獄法への流れと、そこに規定された「更生」の意味合いを把握できると考える。

4. 研究方法と章構成

ここで本論文全体の研究方法と各章についての位置づけについて記述する。

本研究は「更生とはなにか」を歴史社会的に研究するものであるが、「更生」に関してのみ取り上げのは、その一側面のみを取扱うことになり、少なくとも歴史社会的考察としては不十分さが残るであろう。「更生」を取り巻く、犯罪、国家、近代化、刑罰などを横断的に取り上げ、その流れと、そこに生じる「更生」の思想を取扱うことが、本研究の問いにとっては適切と考える。

そのため第1章「近代日本における『危険分子』の『再社会化』」においては、近代日本においてなぜ「更生」に国家が力を注いだのか。その背景にある「近代国家の成立」へ向けた欧米を意識した国家の在り方について検討する。具体的には、明治中期の北海道集治監の実態と、そこに収容されていた囚人がどのように開拓に「活用」されていたのか、市町村などを用いて明らかにする。また監獄則の理念とその実態を比較検討し、明治期における行刑制度が意味するものとは何なのかを明らかにしていく。

ここでなぜ北海道を対象とするかについて若干の説明を記しておきたい。北海道近代史についてこれまで多くの歴史学者によって語られてきたが、その多くに共通する点として「国内植民地」的な性格が特徴づけられている。琉球とも共通しているが、「辺境」は、国家にとって重要な存在となった。これは北海道も同様であり、ロシアからの防衛的立ち位置に置かれ、「開拓」が急速に進められていく。もちろん監獄（集治監）設置もこの文脈の中にあるといえる。だからこそ「未開の地」である北海道を、監獄を利用してどのように建設していこうとしたのか、国家の「開拓と監獄」、つまりは、国家プロジェクトの中に更生がどのように位置づけられていたのかを検討することは重要なことである。

これまで北海道における監獄（集治監）については歴史学、法学、社会福祉学などから扱われてきた。しかしそれらの多くは断片的なものであり、横断的に社会背景を踏まえた研究は管見の範囲では見当たらない。

そこで本稿では、社会、監獄、福祉を連続的に捉えながらその実態を明らかにしていくことにしたい。

第2章「社会事業家の『更生』思想」では、原胤昭（はらたねあき）、金原明善（きんばらめいぜん）、留岡幸助（とめおかこうすけ）の3名の「更生」思想について取り上げ検討する。この3名は近代日本における社会福祉の歴史、特に更生保護や感化教育の歴史を辿ると必ず出会う人物である。彼らの事業、実践は、その先駆性にも注目され、後の児童福祉、更生保護分野に大きな影響をもたらしている。

例えば、原胤昭については、近年その研究が進み、片岡（2011）は、兵庫仮留監における原の個別に対象と向き合う実践方法について、「原の創案した個別処遇重視の教誨はケースワークと類似する要素を持って（片岡 2011:108）」いたとし、また出獄人保護事業での実践については「利用者のニーズにそった援助を実践したものがあつたが、何か特定の

援助技法を模倣したわけではない。それは、ソーシャル・ケースワークが日本に導入される以前に、我が国の実情に即した先駆的な援助技法が実施されていた（片岡 2011:188）」と評価している。

また留岡や金原に関しても個人史としての研究の蓄積は多く、その実践について評価がされている。しかしそれらの多くは彼らの「実践史」としてのものが多く、その思想面について探求したものは少ない。特に先述したように、彼らは日本における更生保護、感化教育に影響を持った人物でありながらも、その「更生」についての思想を取り上げた研究は管見の範囲では見当たらない。そのため、本章で彼らの実践や著作物などから、その「更生」思想に迫っていききたい。

第3章『更生』の担い手と宗教をめぐる政治性』では、まず監獄内において「更生」への大きな役割を担っていた教誨師について、その規定、役割、活動について分析をしていく。

まず教誨師は道徳的視点から囚人に対しての教化活動を行う人物であるが、監獄に教誨師を配置した国家の意図、そしてその役割を分析する。さらに実際に監獄内においてどのような「更生活動」が行われていたのかについてみていく。「国家としての更生の考え」と「実際の更生活動」の差異を明らかにするために、実際に活動を行っている教誨師の言説を辿り、国家としての考えがどのように反映され、どのような点に差異があり、それが生じていたのか、「更生の現場」を分析していく。またそこから巣鴨監獄教誨師事件を事例として取り上げ、「更生と宗教」の関係性について言及する。

ここで「宗教」というタームがいきなり現れることに若干の違和感が生じるかもしれない。教誨師のほとんどが宗教関係者であったことを考えると、「更生と宗教」がどのような関係にあったのかを検討することが必要であると考えるのが妥当であろう。特に宗教を取扱うことによって、それまでの章で扱われていた「国家と現場」ではなく、その中間層に位置する宗教団体の考えがどのように「更生」に影響を及ぼしていったのかを明らかにすることが可能ではないかと考える。そこには国家や個人の「更生観」ではない政治性を含んだ明治期における「更生」が見えてくる。

第4章「出獄人保護会をめぐる意味—『人権』と『国民』—」では、監獄から出た後の地域社会内において出所者にどのように「更生」を図ろうと考えていたのか、当時の実践家や知識人、また官僚の言説から明らかにしていく。ここでは多くの監獄関係者や出獄人保護関係者に当時読まれていた『大日本監獄協会雑誌』を用いて、そこに掲載された論考を中心にみていく。多くの会員数をもつ大日本監獄協会の機関誌を用いることによって当時のスタンダードな議論や、そこでの論争をみることができ、当時の「何が語られていたのか」を知ることができる。監獄と出獄人保護会の性格の違いや連続性はいったいどのような点にあったのか、またその意義をどのような点に求めていたのか。これらを分析することにより、当時の「良民」意識があぶりだされるであろう。

これら4つの章を取り上げるにより、近代国家と更生の関わり、監獄内での更生活動、宗教的側面からの更生、出所後の更生というように更生をめぐる社会に対して一定の総体性をもった分析を図ることが可能になると考える。そこから終章において「近代日本において『更生』とは何だったのか」分析結果を示していきたい。

第1章 近代日本における「危険分子」の「再社会化」

1. はじめに

刑罰は、被害者に代わって国家が犯罪者へ制裁を加えることであるが、同害報復的な応酬の要素が刑罰の中核的位置を占めている。さらに刑罰は犯罪者を減少させる社会統制手段として、威嚇抑止という目的にも利用される。

この抑止には「一般抑止」と「特別抑止」が含まれる。一般抑止は潜在的な「犯罪者予備軍」への威嚇的效果を意図し、特別抑止は犯罪者本人に注目し、犯罪者を隔離したり威嚇したりして無害化することによって、社会を防衛しようとする。

徳岡秀雄は著書『宗教教誨と浄土真宗』のなかで「刑罰の歴史的変遷や文化的差異は、刑罰を構成する①応酬②威嚇抑止③無害化④再社会化という四要素の組み合わせの変遷・相違によるものと言っても過言ではない」（徳岡秀雄,2006 ; 17）と述べており、1960年代までの刑罰の力点は①→②→③→④と変遷してきたと考えられている。

近世は①応酬を前提としながらも、②といえる社会予防と一般予防効果を目的としてきた。刑罰は、広場などの公衆の面前で執行されることがあり、生命刑のほか、流刑・追放刑、身体の一部を切り落とすなどの身体刑、焼き印などの恥辱刑等が用いられた。③の無害化は国家統制の為に用いられる傾向が強い。例えば明治以降に自由民権家たちが牢獄に送られるのは、国にとっての危険分子の排除の意味を持っている。この③の要素は日本では1960年代をむかえるまで持つことになる。その後、世界的な流れで1960年代までの人権を尊重する流れが生じ、それは刑罰についても同様であり、犯罪者の一人一人の更生、再社会化に力を置く④が普及していくことになる。

そもそも刑罰制度の近代化とは、保安主義から改善主義への重点の変遷として捉えることが可能である。つまり犯罪者に対する応酬、威嚇、隔離、排除を目的とする「保安主義」から、犯罪者から危険性を排除し、再社会化を目指す「改善主義」へ処遇理念、処遇方法が変化していくことが刑罰における「近代化」である。その点でいえば明治期に制定された刑罰制度は近代的な制度であった。

しかし明治期における「刑法」は、仮刑律、新律綱領、改定律例、そして1882（明治15）年に施行された旧刑法という流れになるが、例えば「新律綱領」は清律の影響を受けたもので、刑罰は答、杖、徒、流、死の5つを規定しており、旧刑法にいたるまでの「刑法」については封建的、前近代的なものとなっていた（西村1967）。1870（明治3）年12月に頒布された明治期に制定されていく近代的刑罰制度は徐々に「近代的」なものへと移っていくのである。

ではなぜ刑罰の近代化が進んだのか。明治期の刑罰制度の制定の理由には「対外政策」と「治安維持」の2点があったといえる。特に注目すべき点は「対外政策」である。刑法

の制定や監獄の誕生は、国家が近代化を図る上で欠かすことのできないものであり、当時の欧米の先進国は行刑制度が日本に比べるとはるかに整っていた。そのため日本にとっても近代的行刑制度制定は国家の一大プロジェクトであったと考えられる。

さて、明治期における近代化はもちろん行刑制度のみではない。学校、司法、鉄道、産業など様々な面において国家は欧米に追いつくために近代化を図っていく。そしてそれらは、決して個々独立して近代化を図っていくものではない。相互に影響しあいながら、国家としての近代化を図っていくのである。

しかし、その国家としての近代化の中には、相互的作用により矛盾し合うものもある。本章で取り上げる北海道の開拓については、特にその矛盾点が浮き彫りとなるだろう。つまり、再社会化を意識した近代刑罰が成立しながらも、国家の近代化政策により、近代刑罰が正常に作用せずに、むしろ真逆の刑罰思想のもと国家の近代化が図られていくことになる。本章では、そのような現象が顕著に表れる北海道開拓期の刑罰と近代化を取り上げ、明治期における刑罰思想とその実態を明らかにしていきたい。

2. 北海道における囚人労働の実態とは

北海道の集治監設立は1863（明治2）年に開拓使が設置されて以降、設置議論が官僚内でもおこり、近代化を推し進める国家の考えもあって急速にすすんでいく。そこには自由民権運動家の内地からの排除や北海道人口増加、資源の確保など様々な政府の思惑が絡み合っていた。

その結果として非人道的な外役（硫黄採掘労働や幹線道路工事など）が行われてきた。明治国家にとって欧米諸国に追いつくため「近代化」は急務であった。それは学校や交通網の整備、近代法制の制定や、重工業施設の建設など急速なスピードで進んでいくことになる。もちろんこれらを設立、整備していくためには安定した財源も必要となるため、政府は1873（明治6）年に租税制度改革である地租改正を行なった。

国家の近代化、その矛先は未開の地であった北海道へも向けられる事になる。北海道の豊富な天然資源の確保や国民の定住地域の拡大、ロシアの南下を睨んだ北方の整備など様々な思惑があるが、これらを進めていくための基盤整備の役割を当時の政府は囚人（監獄）に任せようと考えていたのである。

明治10年代後半から、北海道には集治監とよばれる徒刑・流刑、終身刑囚や、10年以上の重罪犯を収容する施設が作られていった。分監を含め5つあった集治監（樺戸、空知、釧路、十勝、網走）では多くの囚人が収監され、現在も多くの道民に使われている幹線道路開削、鉱山開発、農地開墾が囚人の手によって行われていく。

その環境は劣悪なもので、1970年代から盛んとなった見せる民衆史運動においても研究調査対象となっていた³。

³ 例えば、1973年に刊行された小池喜孝『鎖塚—自由民権と囚人労働の記録』では明

特に著名な研究者として小池喜孝（こいけきこう）が挙げられる。小池は 1973 年に刊行された『鎖塚』のなかで、丹念な聞き取り調査、フィールドワーク、文献調査からその実態を明らかにしていく。また北海道近代史研究の第一人者である桑原真人は著書『近代北海道史研究序説』の中で『集治監』社会の存在は経済的のみならず精神的な面でも北海道の内国植民地的性格を強める上で大きな役割を果たしていた」と「北海道開拓」の中で監獄、囚人が如何に「活用」されてきたのかを言及している（桑原 1982:179）。これまで小池、桑原以外にも郷土史家や市町村史によって、北海道の囚人労働については明らかにされてきた。ここでは、それら先行研究を踏まえて囚人労働の実態がどのようなものであったのかをみていきたい。

北海道における集治監の設置については、まず 1881（明治 14）年 8 月に石狩国樺戸郡に樺戸集治監が開設され、翌 1882（明治 15）年に空知集治監が石狩国空知郡に、1885（明治 18）年 9 月に釧路集治監が釧路国川上郡に設立された。そして 1890（明治 23）年 4 月に釧路集治監が北見国網走郡に網走囚徒外役所（のちの北海道集治監網走分監）が、1895（明治 28）年 3 月に十勝郡河西郡に十勝分監が設立された。集治監の基本的な労働は敷地外で行われる外役が中心であった。特に耕耘、採鉱、土方、運搬などがあり、空知集治監においてはとくに幌内炭鉱での採鉱、釧路集治監ではアトサヌプリ硫黄山での硫黄採掘、そして樺戸集治監と網走分監については中央道路の建設が主な労働となっていた。

釧路集治監が置かれた標茶町の町史には、囚人たちが行った大規模工事についてまとめられている。以下、1966 年刊行の『標茶町史考』、1998 年刊行『標茶町史』を中心に労働の実態をみていきたい。

釧路集治監は「東北海道の開拓の中核と位置付けられ、標茶を中心とする釧路・網走間新道の開削に続いて、それと連絡する中央道路（北見道路）の開削を成し遂げ、北海道を縦貫する基幹道路を建設して後続開拓民の招来に寄与」するなど、北海道開拓の中でも重要な道路工事を担った（標茶町史編さん委員会 1998:457）。下記は釧路集治監が行った土木作業の一例である。

釧路川疎通（明治 20 年着工，明治 22 年竣工）

標茶・厚岸間道路（明治 21 年 4 月着工，同年 11 月竣工）

標茶・釧路間道路（明治 21 年 4 月着工，明治 22 年 1 月竣工）

硫黄山・網走間道路（明治 23 年 8 月着工，同年 11 月竣工）

厚岸・太田屯田兵屋（明治 22 年 1 月着工，明治 23 年 5 月竣工）

網走・上川間中央道路建設（明治 24 年 4 月着工，同年 12 月竣工）

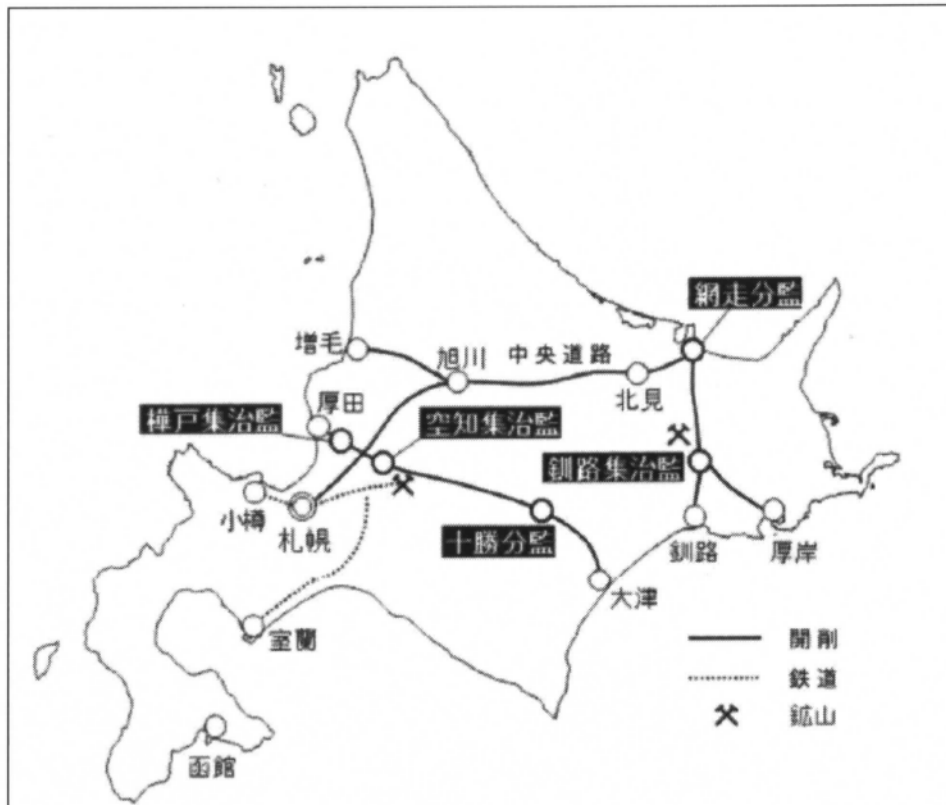
大津・伏古間道路（明治 25 年 5 月着工，明治 27 年 3 月竣工）

治、大正期の囚人労働の記録が掘り起こされ、市民を巻き込んだ民衆史ブームの火付け役となる。その後、全国各地で民衆史運動が盛んにおこなわれることになる。

例えば釧路集治監がある標茶町から厚岸町まで、現在では道道 14 号線が約 40 キロ、釧路市に至る国道 391 号線が約 50 キロの長さがあり、それぞれ 1 年以内に完成させているところからも労働の過酷さが窺える。

また空知集治監の外役で、特に過酷で多くの死傷者をだしたものが、アトサヌプリ硫黄山での硫黄採掘作業であった。「硫黄ノ採掘ニ従事セシモノハ、鉱山自体ヨリ噴出スル蒸気ト共ニ、常ニ其付近ニ亜硫酸瓦斯ヲ発生スルコト多キト及硫黄採取ニ際シ粉末竄入ノ刺戟トニ因リ視器ヲ害スルコト頗ブル多ク、出役者ノ過半ハ眼疾ヲ患ヒ、次テ失明ノ不幸ニ陥ル」とあるように硫黄採取に従事させられた囚人は鉱山自体から噴出する蒸気と多量の亜硫酸ガスの発生や採掘の際の粉塵などにより、その多くは眼病を患うことになる。例えば、1887 (明治 20) 年 6 月の記録によると、「栄養失調による水腫病のため死亡するものが 30 名に達し、患者は 50%にもなり、刑務官まで罹患する」ほどであった (標茶町史編纂委員会 1966:72)。この硫黄山外役については釧路集治監の建設が決定する前から検討されていたものであった。

1884 (明治 17) 年に現地を調査した報告書には「ビルワとアトサノボリの間集治監被置候はば、五月より十一月の七ヶ月間は農業と坑業に千人の人夫は過分には無之、春冬五ヶ月間はマッチ・麻・蕁麻其他紙等の製造にて相応の仕事可有之被存候。尤も川上郡に七里許の平原有之由伝聞、是等も実地調査候はば或は一層の便利可得の事も可有之哉。(原文ママ)」とも記述されている (標茶町史編さん委員会 1998:459)。



資料1：北海道集治監の位地と主な労働箇所

出典：横田勉（2014）「行刑施設とそれが置かれる地域との関係性—北海道での取り組みを例として—」博士論文 p 63

1940（昭和15）年7月に現在も更生保護法人として活動している釧路慈徳会が主催して、「釧路集治監を偲ぶ座談会」が開催された。この座談会は「東北海道に於ける司法保護事業に健闘している釧路慈徳会（釧路刑務支所内）では郷土開拓の恩人、旧釧路集治監罪囚者の功績を忘れてはならない」として、「旧釧路集治監収容死亡者の追善供養会」を実施した際に開催されたものである。座談会では釧路集治監で看守として勤務した人物が当時の囚人を取り巻く環境、その労働について語る。以下、長文になるが引用しておく（財団法人刑務協会 1940:70-78）。

吾々の剣か何かに囚人が少しでも触れるとさあこっぴどくやっつけたものでイツケン（小さな部屋）に入れて土下座をさせ願ひごとをさせたものです。それですから私達には相当の威厳があったものです。剣の傍へなど囚人はびくびくして寄り付かなかったものです。そして当時は囚人たちに文書や図書は全然禁止して見せてなかつたもので、今と比較して見ると当時のやり方はお話しにならない程厳格なものでした。又囚人が死んでも連鎖をつけたまま葬られた者も尠くなかつ

たし、万一逃げることでもあるとこれを捕へては直ぐタガネでせめたものです。タガネといふのは耳に穴をあけてこれから足へくさりで縛るのですが、如何に悪党とは云へ今になって考えれば可哀想なものでした。それでも彼等は命ずるがままにこの附近一帯の山野を縦横無尽に開拓し道路をこしらへ家屋を建築し川の底さらひをするなどまことに熱心に仕事に従事したものです。(原文ママ)

確か私共が内地から渡って来た明治十九年にはあの硫黄山の硫黄を採掘させたもので当時硫黄山は山田慎といふ方の経営であつて、三百五十名程が毎日々々働いていました。賃銀は何でも一人一日十五銭位だったと記憶しています。この硫黄山が山田慎さんから間もなく安田家の経営に移りましたが、さうなると、さっき佐々木さん(座談会に参加していた釧路集治監の御用商人の元で働いていた人物)が申されました鉄道が出来てこの鉄道で硫黄を標茶まで運び標茶に製煉所を設けてその精煉作業にも囚人を出しました。硫黄の採掘であります。この作業では彼等囚人は硫黄と土との二つにコツコツ叩いて剥いだものです。勿論硫黄の採掘のためには囚人は泊込んでいたもので普通この宿所を仮監仮監と呼んでいたのですが、その辺の水質が非常に悪いのに亜硫酸ガスが硫黄山から盛んに噴出するので、身体を極度に害して死亡する者も相当ありましたし殊に眼を悪くして仕舞ひには失明してしまつた者も十二三あつたように覚えています。又この硫黄を搬出するには各櫓を使ったもので、こちらから行く時には米味噌を、帰りには硫黄を積んで標茶の精煉所へ運んだものです。(原文ママ)(括弧内筆者)

ここで元看守であつた人物が囚人と看守などの職員との関係性について述べている。座談会が開催された1940年からみても、明治10年代の釧路集治監においては「お話しにならない程厳格」であつた。囚人が看守のサーベルなどに触れるだけでも「こっぴどくやつつけ」られ、その後、土下座をさせられる。また死亡してもなお足に繋がれた鎖は外されないこともあつたという。そして硫黄山の採掘ではその劣悪な環境により失明者が多数でることになる。

これら劣悪な環境は釧路集治監に限つたことではなかつた。幌内炭鉱の外役があつた空知集治監について記述した『三笠市史』(1971年)には「各本監には、それぞれいくつかの外役所があり、外役は、未開の自然条件とも闘つての重労働であつたから、過労と栄養失調に斃れるもの、未開の僻境には衛生医療の手もとどかず伝染病にたおれるものが多いため、脱監、逃亡者があり、捉補者は斬殺された。これは空知の監獄においても同じで、ことに空知の採炭と、釧路の硫黄山採掘は、危険な特殊労役が共通していたので、その悲惨相は目を掩うもの(ママ)」があり、「彼等は、重罪人なるが故に、世人に怖れられ同情は遠ざけられて、肉体の続く限り駆使され、まことに原始労働力を消耗品と化した」とあ

る（三笠市 1971:150）。

このように「未開の地」に送られた囚人の労働，生活環境は悲惨なものであった。ではなぜこのような労働が行われるようになったのか，次節で当時の囚人労働の背景についてみていきたい。

3. 集治監設置の背景

そもそもなぜこれほどまでに過酷な囚人労働が展開されるようになったのか。この北海道集治監設置の目的は以下の3つを挙げることができる。それは

- ① 犯罪者を内地から排除して，内地の秩序維持を図る
- ② 囚人の労働力によって未開の地の開拓を図る
- ③ 刑を終えた元囚人たちを北海道にとどめ定住人口の増加を図る

である。集治監を管轄する内務省は 1878（明治 11）年に北海道に新監を設けることを稟請したが，太政官の許可を得ることができなかった。そこで翌年，1879（明治 12）年に内務卿の伊藤博文は太政官の三条実美宛に以下の伺書を提出している（重松 1970:122）。

遣犯ノ地ハ北海道ニ如カズト思料ス。本道ハ天候風土他ノ緒道ノ等宣ニ非ザルモ延袤数百里，尤モ肥沃ノ土壤ナレバ遣犯ノ科シテ之ヲ墾起シ或ハ鉱山ニ役シ，沍寒凝固ノ日ハ当応ノ座作ニ服シ，流囚及ヒ徒刑人ノ如キ各々制規ニ由テ放園ノ後或ハ耕耘シ或ハ工業ヲ営マシメ，漸次生齒ノ繁殖ヲ期セザル可カラズ。

まず1つ目の目的「内地からの危険分子の排除」だが，ここでいう「危険分子」は主に自由民権家などが挙げられる。明治国家は欧米列強に追いつくための近代化に多くの資金を必要としていたが，それは全国各地に建てられた学校や大規模な官営工場の設立，都市整備などにも多くの財源が必要となり，資金確保の矛先は農民にも向けられた。それは地租改正から始まり，明治 10 年代になると松方正義によるデフレ政策が行われ，農村は深刻な不況へと追い込まれていく。「明治専制政府に対し，人民の自由と権利の確立を要求する，わが国最初の民主主義運動＝自由民権運動は，明治 10 年代に全国的規模にひろがり，巨大な革命的高揚を示す」ようになっていく（小池 1973:18）。そして明治 17 年 5 月の群馬事件，9 月の加波山事件，11 月の秩父事件というように全国で民衆闘争が行われていった。これらにより逮捕者が続出し，国内の監獄は収容過剰に陥っていたため，これら「危険分子」を収容する施設が必要になっていたことも1つの要因であった。

また2つ目の目的である「囚人の労働力によって未開の地の開拓」を進めることについてだが，その背景にはロシアの南下に備えた「北の防波堤」をつくることや，先述したよ

うな鉱石や硫黄などの豊富な資源の確保、またそれらを運搬するために必要な交通網の設置などがあげられる。

3つ目の「刑を終えた元囚人たちを北海道にとどめ定住人口の増加を図る」ことについては、当初の政府の思惑としては、まだ人口が少なかった北海道において「更生」が済んだ元囚人たちを北海道に永住させることによってその人口の増加を目的としたものであった。しかし釈放者を定住させるというこの方針は拓殖を阻害させるとの理由でのちに廃止され 1894（明治 27）年以降は満期釈放者を内地へ送還することにあらためられることになる（標茶町史編さん委員会 1998:451）。

さて、北海道に集治監を設置しようとする政府の動きは、明治 10 年代初期に活発になるが、開拓使廃止後に設置された三県の開拓行政を金子堅太郎（太政官大書記官兼参事院議員補、元老院大書記官制度取調局御用掛）が 1885（明治 18）年 7 月下旬から約 70 日間の日程で調査している。その記録が『北海道三県巡視調査復命書』であるが、そこでは、

此等困難ノ役ニ充ルニ通常ノ工夫ヲ用キバ、一ハ其労役ニ堪ヘザルト、一ハ賃金ノ割合非常ニ高キトノ情況アルガ故ニ、札幌及ビ、根室ニ県下ニ在ル、集治監ノ囚徒ヲシテ、之レニ従事セシメントス。彼等ハ、固ヨリ暴戾ノ悪徒ナレバ、其苦役ニ堪ヘズ、斃死スルモ、尋常ノ工夫ガ、妻子ヲ遺シテ骨ヲ山野ニ埋ムルノ惨状ト異ナリ、又今日ノ如ク、重罪犯人多クシテ、徒ラニ国庫支出ノ監獄費ヲ増加スルノ際ナレバ、囚徒ヲシテ、是等必要ノ工事ニ服従セシメ、若シ之ニ堪ヘズ斃レ死シテ、其人員ヲ減少スルハ、監獄費支出ノ困難ヲ告グル、今日ニ於テ、万已ムヲ得ザル攻略ナリ。（北海道 1936:618）

と記述されている。つまり一般の工夫によって開拓をすすめることにより、低賃金での労働力の確保と囚人を作業にあてることによって斃死したとしても、監獄費を抑えることが可能になることが述べられている。「斃死スルモ、尋常ノ工夫ガ、妻子ヲ遺シテ骨ヲ山野ニ埋ムルノ惨状ト異ナリ」というように囚人と一般工夫について大きな区別をしている。このような北海道の開拓に囚人をあてるべきという考えは金子に限らず、当時の多くの知識人も述べている。また当時内務卿であった山縣有朋の「苦役本分論」は当時の囚人に対する政府内の認識を表している。

近年罪囚洵リニ其教ヲ増シ、監獄ノ事務亦随テ益々繁冗ヲ加フ、惟フニ罪囚ノ此ノ如ク倍蓰スルモノ、其由テ来ル所一ニ止マラズトモ雖モ、抑亦監獄待囚ノ方、各地未ダ一定ノ主義ニ拠ラズ、寛嚴其宜シキヲ失スルニ因ラザルナキヲ得ンヤ、抑監獄ノ目的ハ懲戒ニアリ、教誨訓導以テ防遏遷善ノ道ニ誘フベキコト素ヨリ司獄ノ務ムベキ所ナリト雖モ、懲戒驅役堪ヘ難キノ労苦ヲ与ヘ、罪囚ヲシテ囚獄ノ

畏ルベキヲ知り、再ビ罪ヲ犯スノ悪念ヲ断タシムルモノ、是レ監獄本分ノ主義ナリトス。

然ルニ本分ノ主義ヲ後ニシテ専ラ教誨訓導ノ方法ニ倚ルモノアリ、或ハ工役ノ利潤ヲ主トシ、専ラ作業製造ニ従事セシムルモノアリ、其罪囚ヲ待ツ概ネ壘到優寛、是ヲ以テ獄ニ入ルモノ住々拾モ其ノ家ニ帰スルガ如ク、甚シキニ至ツテハ獄ニ入ルヲ望ミテ故ラニ罪ヲ犯スモノアリ。自今司獄官タルモノヲシテ、宜ク懲戒主義ニ基キ、監獄ノ効果ヲ空クセシムルナキヲ努メシムベシ。(重松 1970:176)

山縣は監獄の第一の目的として「懲戒」があるとここでは述べている。その中でも囚人に対して、精神的・倫理的な教化活動として捉えられている教誨は司獄の務めとはしているものの、「労苦ヲ与」えることにより「悪念ヲ断タシムル」ものとして、これは監獄の本分と主張している。このように当時の政府や一部の知識人たちが監獄（集治監）を囚人に苦痛を与える場所として考え、また同時に囚人たちを利用できるのであれば、国益の為に「活用」を考えることは、めずらしいことではなかった。

4. 監獄則—理念としての行刑の近代化—

上述したように、囚人の過酷な労働には政府による囚人の「国益の為の活用」が背景にあったが、ここで当時の獄則、また監獄の理念は如何なるものであったのかみていく必要がある。金子や山縣らによる非人道的な懲戒を政府は容認、主張していたが、1872（明治5）年に制定された監獄則には監獄の位置づけについて以下の様に示されている。

獄トハ何ゾ、罪人を禁鎖シテ之ヲ懲戒セシムル所以ナリ。獄ハ人ヲ仁愛スル所以ニシテ、人ヲ残虐スルモノニ非ズ。人ヲ懲戒スル所以ニシテ人ヲ苦痛スルモノニアラズ。刑ヲ用ルハ己ヲ得ザルニ出ズ。国ノ為メニ害ヲ除ク所ナリ。獄司鉄ヲ此意ヲ体シ、罪囚ヲ遇ス可シ（内閣記録局編 1980:62）

監獄則では監獄を囚徒を残虐する所ではなく仁愛する場所と唱っており、人権尊重の考えが窺える。監獄学の権威である小河滋次郎は「残虐苦痛ヲ剔除シテ専ラ仁愛懲戒ノ道ニ因ル即チ所謂改良主義ヲ採ルノ意向ハ此ヲ以テ炳然タリ実ニ突進的大改良ヲ加ヘタルモノト謂ハサルヲ得ス」としてそれを評価している（小河 1894:56）。明治期の監獄法について研究をしている姫島瑞穂は、「行刑における囚人の改善を主体とした近代的処遇を推進するためには、①施設の物的設備の充実と②社会復帰の主体となるべき被収容者である囚人の質的向上と改善意欲の喚起を図ることが前提条件となる。『監獄則』は、監獄が『設備改善』、『矯正処遇』を実現する矯正施設として機能する」ための規定をもっていたとしている（姫嶋 2011:36）。この監獄則ができた明治初期においては国家としてもいち早く欧米諸

国に追いつくことを目標としており、西洋風の法の整備も急務であった。

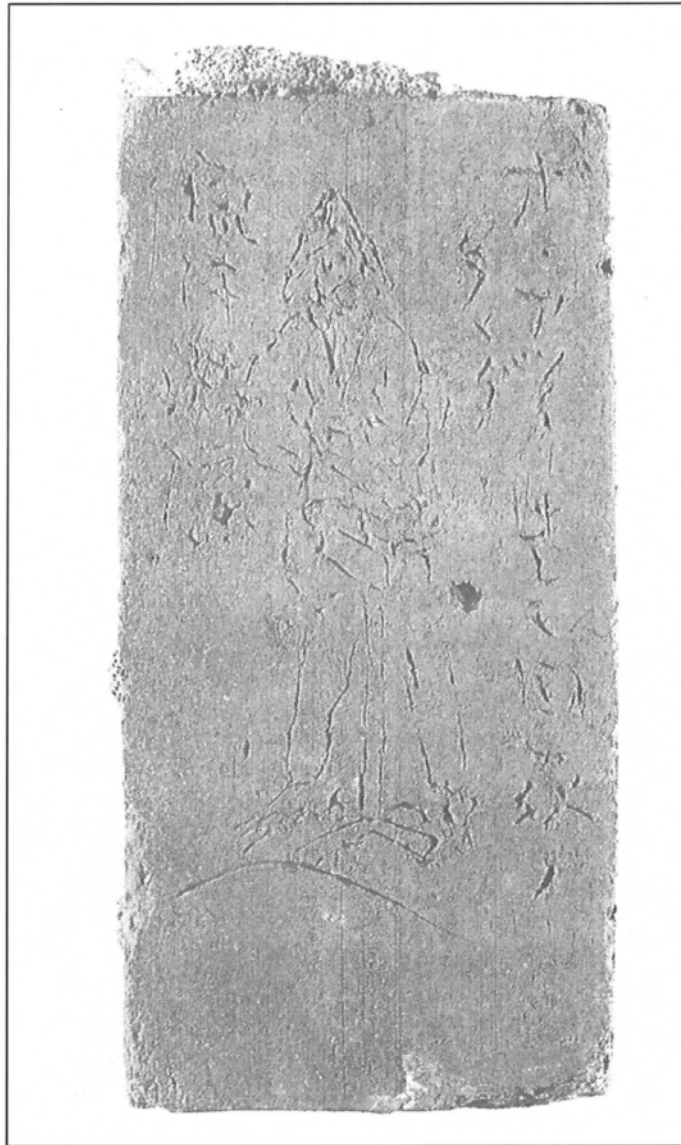
しかし、この1872（明治5）年に制定された監獄則の緒言で謳われているそれと、実際は大きな違いがあった。1876（明治9）年に獄舎環境や囚人への処遇状況をまとめ、環境改善を訴えた「獄舎報告書」を寺島外務卿と大久保内務卿へ提出している。監獄改良に尽力した医師 J.C.ベリーがみた監獄は「その頃我が国に伝えられていた行刑思想にしても、膺懲主義を脱していないもので、監獄は即ち牢獄であって、ただ彼等囚人を幽閉し、苦痛を与え、以てその罪惡に対する応報たらしむる場所」であった（大久保 1929:12）。ベリーは神戸監獄を視察し、監獄の門をでる時に見た光景に衝撃を受ける。

ふと私の眼に映じたのは、其の当時獄則を破った一人の囚人が、今や刑罰を受けるところでございました。其の囚人は俯向けに地上へ横へられ、その両手を広げ、地上に打込んである杭に手首がしっかりと結びつけてあるのでございます。而して其の囚人の足も同じように両方に開かれ、後にある杭にその両足がしっかりと結び付けられているのでございます。…（中略）…やがて彼れ（獄吏）は其の囚人の先づ左側の方に立ち、其の竹の笞を振上げて囚人の股、又は臀部の柔かい部分を目掛けてヒシヒシと打ち下ろしたのでございます。凡そ幾回程打たれたか覚えておりませんが、凡そ二十五回若くは三十回ほどうたれたらうとおもいます。見ていると、最初その笞を受けた肉は赤くはって来ました。それから更らにみていると、その肉はピリピリと震えて来る。見る見る中に段々腫れ上がり、最後に其の部分が紫色に變ずると云う工合で実に眼も当てられないような悲惨な光景でございました。（大久保 1929:77）

このような光景を目の当たりにしたベリーは大阪・兵庫・京都などの監獄を視察し「獄舎報告書」を完成させ監獄改良を進めていく。このベリーの活動は明治5年監獄則の不備を指摘し、1881（明治14）年第一回改正監獄則へと繋がっていくのである。

しかし1881年（明治14）年に制定された第一回改正監獄則においては明治5年監獄則にあった「諸言」の条項が削られており、実務的官吏の小野田元熙の理論が強く影響し、その基本方針は「監獄の安全管理、厳格な囚人隔離を主眼」としたもので「監獄内における保安維持あるいは囚人に対する強制的規律の確保」であった（姫嶋 2011:291）。もちろん北海道に集治監が建設されていく1881（明治14）8月以降の労働には、この明治5年監獄則にあるような「仁愛」や「囚人の教化」に関する考えは見受けられない。また北海道においては特に囚人個人に焦点をあてた「感化」でもなく、北海道開拓を目的とした「国益の為の労働」となっていたのである。

ここに1つの煉瓦がある。われわれはこの煉瓦から当時の囚人労働認識を考えることが出来るだろう【資料2】。



資料2：煉瓦

出典：北海道開拓記念館（1989）「北海道開拓記念館特別展 囚人—開拓と囚人労働—」より引用

これは江別市にある北海道開拓記念館（現・北海道博物館）で1989年に開催された「北海道開拓記念館特別展第36回」で展示された北海道集治監で作られたものである。この企画展では囚人労働による開拓がどのように行われていたのか、囚人労働後の「監獄部屋」による労働などについても展示がなされたもので、開拓の足跡を辿ることができる。

この煉瓦には表面に絵と文章が書かれている。煉瓦の中央には作業着を着た囚人らしき人物が作業をしている。またその右側に「オハアツイコレモ国家ノタメダ」左側に「流汗淋漓」と刻字されている。この作業は解説によると煉瓦生地の仕上げ作業中の絵だとい

う。

注目すべきは「コレモ国家ノタメダ」の一文であろう。この煉瓦が仮に囚人が彫ったものだとすれば、囚人は、これら作業を「自身の感化の為」ではなく「国家の国益の為」の作業と捉えていたことになる。つまりこれらの労働は囚人自身の再社会的労働ではなく、懲戒の意味合いと同時に奉仕の意味合いを含む労働であり、「国家に対する犯罪の償いとして国家への奉仕」ということになる。

5. おわりに 一小考察

先述したように刑罰の歴史的変遷については①「応報」②「威嚇抑止」③「無害化」④「再社会化」と変遷してきたが、教誨は④の再社会化の為の教化活動の一部である（徳岡 2006:17）。この刑罰の歴史的変遷については、日本においても明治初期に④再社会化理念による西洋監獄思想を流入しようと試み、明治5年監獄則の施行に至った。小原の言う「遷善の道を講ぜしむる（徳岡 2006:37）」教誨師は、再社会化の重要な担い手となっていた。

早急に近代化を図りたい明治政府にとって法の整備は一大プロジェクトであった。行刑に関しても国際的にみて遜色ない法を整備することは「野蛮から文明」へと国際的評価を変えるための1つの条件でもあった。

「仁愛」という言葉に象徴されるように、明治5年監獄則理念は、それまで展開されてきた「応報」や「威嚇抑止」的な行刑から、西洋で主流となっていた「再社会化」へと囚人に向かわせる近代的なものとなっていた。

しかし本章でみてきたように、監獄則設立に関わった小原などの一部の法律関係者と金子や山縣では監獄や囚人に対する考えに相違があったことは明らかであろう⁴。つまり金子の「北海道三縣巡視復命書」や山縣の「苦役本分論」について刑罰思想に当てはめると、①「応報」や③「無害化」に重きを置いており、④の「再社会化」の意識は感じられない。ここに「国策としての監獄利用」と「理念としての獄則」の差異が明らかである。

しかしここで注目すべき点は金子や山縣らの主張についても、国家の「近代化」を目指した結果であったことである。政府は囚人労働をアトサヌプリ硫黄山や幌内炭鉱での採掘やそれを運搬するための道路建設など、近代国家設立を進めるために必要な資源の開発を大きな目的としており、集治監の設置、運営は結果的に「近代化」を進めるための手段として捉えることが可能であろう。

「法制度の近代化」と「北海道における囚人による開発」は近代国家成立のために必要なものであったが、囚人に対する考えは対極に位置するものとなっており、この2つの

⁴ 金子堅太郎については北海道視察の後、司法大臣、日本法律学校の初代校長となり、法学界において一定の評価を受けている。高瀬暢彦の「明治期行刑思想と囚人外役—北海道開発と金子堅太郎」『日本法学第19巻4号』において、「北海道三縣巡視復命書」について金子の意思がどれほど反映されているか、またその政治性などもあらためて検証されている。

「近代化へ向けた歩み」が北海道集治監には表れている。

本章においては北海道を舞台としてその実態を取り上げたが、劣悪な監獄環境は北海道集治監に限ったものではない。例えば、『衛生新報』に1906（明治39）年に7回にわたり連載された「罪人と衛生」には元監獄医の談が掲載されている。そこでは囚人の役業について、「各種役業に従事せる囚人の健康が、其の役業の如何により大関係を有せるは疑ふ可からざる事実なり、殊に前記役業別表中に黒点を附せしものは、病疾の転染、空気の汚悪、労役の過労等其の何れがを具併せるものにして、役業中最劣等に位するものなり、然れども他の一面、即ち労賃の問題に至りて論ずれば、他役に比して遙に優越なるものなきにあらず、囚人の好んで之に着かんと欲するもの之なり、乞ふ吾人をして逐号此の興趣ある研究に就て語らしめよ」と述べている。

明治期における監獄事情についてこれら悲惨な状況について、当時も多くの指摘がなされているが、これらの状況に対して監獄改良運動を展開していく人物が現れる。監獄医であるJ・C・ベリーが作成した『獄舎報告書』や、自身の入獄経験から監獄の劣悪な環境を目の当たりにし、監獄改良、そして出獄後の保護などを行う原胤昭（はらたねあき）、などは有名である。

ここでわれわれが注目すべき点は、これらの監獄改良運動を担った人物がたまたま現れたわけではないということである。彼らの行動は上述した国家の近代化を歩む中での「矛盾の産物」として生まれたと考えるのが妥当であろう。

次章では、「福祉的活動」を展開してく社会事業家たちの「更生」思想について検討していく。

第2章 社会事業家の「更生」思想

1. はじめに

明治期の日本における監獄事情については、前章に見てきたようにその劣悪な環境は、監獄則から、かけ離れた実態にあった。そこでは監獄の本来の目的である、囚人の「再社会化」は軽視され、彼らは、国家の為の「安価な労働力」として扱われることが少なくなかった。

しかし、そんな中で現状に対して違和感を持ち、監獄改良運動や感化実践を展開していく慈善事業家、社会事業家と呼ばれる人物たちがいた。社会福祉の歴史を辿っていくと監獄に関わるそのような人物と出会うことができる。この章で取り上げる3名は、その代表的な人物である。

原胤昭（はらたねあき）は、自身の入獄経験や教誨師としての実践などから出獄人保護に尽力した人物であり、留岡幸助（とめおかこうすけ）も北海道集治監教誨師時代の経験から幼少期の教育の重要性を感じ、家庭学校を設立するなど感化教育を展開していく。実業家であった金原明善（きんばらめいぜん）は、静岡県出獄人保護会社を設立するなど更生保護の先駆者として知られる。

彼らは、後の日本の社会福祉に対して大きな影響力をもった人物であるが、彼等が（元）囚人の「更生」をどのように考えていたのか、なぜ「更生」が必要なのか、何をもって「更生」というのだろうか。本章では彼等の著作等を用いて、それらの思想に近づいてみたい。何を主張し、何を議論していたのか見ていきたい。

2. 原胤昭 ―再犯防止は如何にして可能か―

1853（嘉永6）年、日本橋茅場町（八丁堀）に江戸町方与力の佐久間家の三男として誕生した原胤昭（はらたねあき）は、1942（昭和17）年にこの世を去るまでに多くの出獄人を保護し、「更生保護の父」と言われた人物である（若木 1951）。

自身の投獄経験から劣悪な環境を目の当たりにし監獄改良を志し、兵庫仮留監や北海道集治監において教誨師として活動し、また出獄人保護会を経営した。後述する留岡幸助とは北海道集治監教誨師時代に深い親交を持った人物である。留岡が少年感化における「更生」を実践するのに対して、原は出獄後の成人に対しての保護を教誨師時代以降に主な実践としてきた。留岡が少年期の教育、また家族を中心とした感化を目指し、家庭学校設立に至った背景に、教誨師時代の原との関係性は大きい。

原は（元）囚人に対して一体どのような「更生」を求めたのか、彼の著作を中心にみていこう。

まず原を語る上で欠かすことのできないものとして、キリスト教、入獄経験、兵庫仮留

監や北海道集治監時代での囚人との関わりが挙げられる。

原は1874（明治7）年に東京第一長老教会でカロザースから洗礼を受け、その年、キリスト教出版社の十字屋を銀座に開設し、翻訳聖書や賛美歌などの著書を販売する（片岡2011）。片岡が「原は基督教の信仰によって、神の前には人は皆平等であるという人間観を学び、受刑者への共感を強めたのである。その共感はまだ、原自身が囚人と呼ばれる立場に置かれたことによってもたらされたものでもあった。さらに、その獄中で受刑者たちに福音を伝えた経験が教誨師就任の契機の一つになった」（片岡2011:83）としているように、この基督教との出会いが後の教誨師時代の実践や後述する原の出獄人保護について大きな影響を持つことになる。

また、兵庫仮留監、北海道集治監における教誨師時代の囚人との関わりは原の後の実践に大きな影響を与える。1884（明治17）年から1888（明治21）年までの兵庫仮留監教誨師時期とその後、釧路と樺戸の集治監において1888（明治21）年から1895（明治28）年に辞職するまでの教誨師として勤務した北海道集治監時期は、原のその後の事業や思想に対して大きな意味を持つ。特にその時期に発案したカード記録や囚人と一対一で向き合いながら語り合う個人教誨は、原の出獄人保護事業に大きな影響を与えている。

カード記録については出獄人保護事業においても用いられ、被保護者の情報を記載し、医療現場で用いられるカルテのような性格だけではなく、社会環境面に着目した項目が設定されており、今日、ケースワークで用いられるケース記録に近い形式となっている【資料3】。このカードについては「1884年に兵庫仮留監教誨師となった原が、受刑者の矯正のプロセスを記すために囚人ごとに作成したカードの項目を、被保護者用に変更」したものであり、監獄内における教誨活動経験が出獄人保護活動に活かされた（片岡2011:175）。

氏名			刑 科 事 由
常 犯	罪 事	出 由	
大正	年 月 日	Y 収免	
罪 質	種 類		
刑 名	犯 數		
宣 告	裁判所		
在 職 期 間 通 計	犯罪地		
理由			
保護を求めたる理由			
監獄ノ査査			
監獄ノ作業			
備			
考			

(大正 年受附)			保 護 要 票		
第	號	大正 年 月 日交付	送所 月 日	習得日數	賞與 日
氏 名			年 月 日	通 年	出生
寄 託 者			兵 役 關係	通 年	
收容前居住地			寄託者ト本人トノ關係		
父			東京前夜宿泊所		
母			現住所		
兄弟			現住所		
原 籍			現住所		
出生地			現住所		
保護扶養者氏名			現住所		
配偶關係			現住所		
教育程度			成績		
平素ノ職			習得技能		
東京市ニ東住ノ時日			大正 年 月 日到着場所		
同居家族ノ數			同居家族中ノ就 業人員及 其日ノ所得		
前職主ノ住所			職業 氏名		
出家ノ動機			就 業 其 時 日		
失業ノ原因			其 時 日		
家出ノ状況					
旅費ノ出所					
在京知己ノ有無					
健康状態			特 徴		
健康入場時			實 日 経過 日 實 日 隔上 日		
備					
考					

資料3：保護カード

出典：原胤昭著『出獄人保護』（1913年）より引用

原は出獄人保護に関するいくつかの論考を残している。『出獄人保護』はその代表的な著作であり、彼の出獄人保護の方法などが記述されている。また監獄関係や法律関係、キリスト教関係の新聞雑誌などにも多くの論考を掲載している。

以下は1924（大正13）年、『法律新聞』に4回にわたり連載された論考である。この論考は「免囚保護の効果如何」と題され、原の實踐内容と出獄人保護についての効果が述べられている。まずその論考を引用して原の實踐をみていきたい（『法律新聞』1924年6月8日 7月3日 9月13日）。

私は同人諸賢の驥尾に附いて、随分時も久しく、数も多く、釈放者を保護しましたが、さて足下は、如何にして彼等を保護したか、其方法はと質問されたら、満足下さるやうな御答はできません。それは自分も能く知つて居ります。そこは過渡時代の各般の研究機関の發達が具備しない時であつて詮方がない。勿論彼等無告の民、罪苦に煩悶する同胞を、救済保護するのだから、之に対する同情と愛は基本能力で、その効果は確かに有つた。無駄な働はしなかつた。けれ共其方法に於て未だ不十分であつた。云はば押つ附け仕事、間に合せ仕事と云つたやうなもので、決して満足を感じしめるものではなかつた私の經營に対して、毎々頂いた褒詞は斯ういふ言であつた。

君は感心な人だ。篤志家だ。慈愛深き人だ。君にして此事業は出来たのだ。全体此の事業は人物本位のものだから、主管其者に人を得なくては出来るものではない。

かう褒めて下さるのだから、有難うと御挨拶はした。併し私は決して右様自信しない。社会に有要有益必然必備の事業であるならば、相当適任者を得ば誰れにしても成立する筈のものだ。若しも特種の人物、云はば変りものが出なければ成立せないと云ふ様なものならば、そこには未だ確に不自然、不完全の点があるのだ。必ず此の事業も、新しい理智を以て研究に研究を積んだならば、効果必成の方法が、発見されねばならぬと思つて居た。（原文ママ）（下線部著者）

ここで原は、出獄人保護事業に関する自身の考えを述べている。出獄者に対する保護については「同情と愛」が基本能力として、「その効果は確かに有つた」と自身の實踐を振り返る。この「同情と愛」については原のキリスト教徒としての思想が背景にあるものと考えられるが、「同情と愛」は「基本能力」であり、それにのみに頼る社会に対して原は違和感を持つ。出獄人保護事業が「社会に有要有益必然必備」の事業であるならば「適任者」を得れば誰でも成立するが、「褒詞」にあるような原の特殊性を褒めること、原にし

かできないと思わせることが、出獄人保護においては不自然であり、不完全だと主張する。

原は、「同情と愛」や「慈愛深さ」を持つ「特種な人」のみが実践するのではなく、研究を重ね「効果必成」の方法を見出し、それら以外の人も実践できるようにしなければならぬと考えていた。また原は本稿の中で、「我邦の社会事業は驚くべく勃興した。其数算し来れば、頗る多いものになつた。(中略)各般の社会事業は、新知識の吸収に努めて、益々改良の道を講じて居るにも拘らず、旧態依然として千遍一律、固定不動の体に居るものは、同じく我司法保護事業である」(『法律新聞』1924年6月8日)として、自身の実践でもある出獄人保護事業(司法保護事業)についての専門性、科学性の低さを嘆いている。

福祉的活動が「慈善事業」から「社会事業」へと、つまりは個別の福祉的活動から、福祉的活動の対象となる生活問題等について「社会的な問題」と捉え、組織的、科学的、社会的な対応を図るようになる大正中期の変化に出獄人保護分野は遅れをとっているとして、そのため原は自身の実践を司法保護事業の発展のため「研究資料に供したい」とし、2000人の(元)被保護者データを分析し、より「科学的」視点から出獄人保護事業を分析している。

私の執つた釈放者保護方法は、単に保護すること可憐同胞の欠陥を充たす機関として行つたので、矯正所、警戒所、授産所、訓育所、感化所等に無いものである勿論保護をするためには矯正、警戒、授職、訓育、感化等の意義を含めて行つていたとにかく保護所に寄宿が本旨で無いから出来るだけ短時日に其仕末を附ける。私は之を保護仕末といつて保護成績と区別した、

- 一、就職 新入所者の身分犯由等を聴取り鑑定して就職せしめ活路を与へ徐ろに適切な方途へ導くそして工場なり商店なり其希望其人柄に由りて職を授く尤も私が保証人に立つのである。
- 二、帰国 父兄近親の所在又は奉公先き等郷国に復帰せざる事が適切だと認むれば本人にも得心させて関係者へ通報し其来迎を待ち或は旅費を要求し給与若くは貸与して帰国させる。
- 三、旧知 在京の父兄親族又は雇主等旧知の人より引取りを求め又は事情によりては此方より論して引取らせ而して保護指導する。(『法律新聞』1924年9月13日)

「可憐同胞の欠陥を充たす」ため釈放者保護を行うが、「就職」「帰国」「旧知」にあるように出所者(釈放者)が地域で暮らしていくための物質的資源を整えることを意識していることがわかる。これは、先に挙げた「カード記録」の項目からも確認することができ

る。カードには「寄託者」「寄託者ト本人トノ関係」「平素ノ職」「習得技能」「同住家族中ノ就職」「人員及其日ノ所得」「在京知己ノ有無」などの項目が設けられている（原 1913:276）。

では原の出獄人保護についての基本的なスタンスはどのようなものであったのだろうか。原の代表的著作である『出獄人保護』から、その特徴をみていこう。

この『出獄人保護』は 1913（大正 2）年に刊行されたものであり、これまで神戸、釧路、樺戸、東京で行われてきた彼の出獄人保護事業の経験から、特に本書の前半部分において「出獄人保護の実験」として概論から保護の方法、経営について述べられている。ここでも「保護事業に至つては、指揮者の指導を乞はんと欲するもの最も多きに係はらず、事未だ其の途に達せざるは、吾人の深く遺憾とする所なり」として、出獄人保護における研究がなされていないことについて言及している。

原は出獄人保護の重要性について以下のように述べる（原 1913:1）。

大凡出獄人保護事業の要旨たる、一般社会の排斥する刑余者を保護し、彼等をして安全に社会に生存せしめ、以て其再犯を防ぐにあり。事前の犯罪予防事業たる不良少年感化手段、及び不良青年矯正手段と、事後の犯罪防遏事業たる出獄人保護手段とは、相俟つて行刑手を助くる犯罪の撲滅機関となるものなり。

保護矯正感化の三事業は、犯罪防遏機関中、最も首班に位するものにして犯罪の増減は、実に此の三事業の設備如何に因ると云ふも敢て過言にあらず。

出獄人保護事業は刑余者（入獄経験者）を保護し、「安全に社会に生存」することを目的としているが、出獄人保護のみならず、少年感化や青年矯正などの関係機関が機能することによって再犯が減るとし、（再）犯罪の増加、減少はこれらの機関によるところが大きいとしている。

また、原は著書の中の「概論」において、これまでの出獄人保護事業を含めた犯罪防止に関して、識者と自身の経験を通じた考えの違いについて以下のように語る（原 1913:2）。

余が先づ識者に問はんと欲するは、社会と刑余者との関係上、犯罪を構成し来る素因の、従来世人が認識したるとは反対の事実があること是れなり。世人は曰く、社会は刑余者を排斥するが為め、刑余者は社会生存の余地を失ひ、止むなく犯罪をなすに至るものなりと。然るに事實は之に反し、彼等は自己の具ふる犯罪性情に因りて、寧ろ自発的に社会を嫌忌し、自ら窮して生存の余地を失ふに至るものと認識せらるるなり。

つまり、これまで識者が主張してきたような、世間が刑余者を排斥することが、刑余者を社会で生活できなくし、再び罪を犯すという考え方ではなく、原は自らの実践を通して刑余者が持つ「犯罪性情」が社会で暮らすことの障害となっていると主張する。また「自発的に社会を嫌忌」しているともしている。これは後に詳しくみていくが、原の出獄人保護事業、(元)犯罪者への考えの特徴といえるだろう。もちろん社会(世間)の排斥があることについては以下の様に事実であることも述べている。

夫れ一般社会は刑余者を排斥す。刑余者は、之れが為め生存の余地を失ひ、窮迫に陥るは一面の事実なりと雖も、此一面の事實は、未だ以て全局を証し尽すものにあらず。故に刑余者を以て、単純なる失業者と同一視し、之れに職業を授け、活路を与ふるのみを以て、再犯防遏を期し得べしとなすは、抑も謬見と云はざるべからず。(原 1913:2)

しかし原にとって、重要であったのは、刑余者に対する社会(世間)の理解よりもまず、刑余者の「心身の更生」であった。

此問題を解決せんと欲せば、先ず刑余者の心理に潜入して、其の個人性を審究し、社会が彼等を排斥するよりは、寧ろ彼等が其固有の反社会的性情たる孤立性、及び猜疑心に因りて、自ら社会に遠ざかるの事実あるを覚知し、以て根本的に、之れが改善の方法を講ぜざるべからず。

此の個性研究に依りて、彼等を根本的に観察する時は、犯罪人殊に累犯者中には、不治性犯罪種族とも称すべき、一系統あるを指摘し得べし。是れに属するものは精神病者、類似的精神病者、及び先天性能力欠損者にして、即ち先天的に生存能力なき盗癖習慣者なり。而して是等の種族に対しては、之を社会より隔離して、警備的拘束の下に遁亡を防ぎ、然る後授産生計の途を与へて、其犯行を防遏するを適當とするものにして、即ち強制的授産場の設備を要するものなり。(原 1913:3)

保護において重要な点として「刑余者の心理」に潜入することとしており、その前提として原には「固有の反社会的性情」を刑余者が持ち合わせていること、また「自ら社会に遠ざかる事実」があると考えていたようである。また「不治性犯罪種族」という言葉を使い、その「先天性」を主張する。この点については、本書第7章「精神状態」においても「犯罪行為、精神異常に原因するものは明白なる事実」と述べている(原 1913:190)。これら「種族」に対しては、「社会より隔離」し、後に「授産生計の途」を

強制的に与えることが必要と考えていた。

先行研究でも指摘されているように原の援助は、個々の出獄者と向き合いながら、その生育状況、犯罪時の環境、出所後の環境など環境面に注目をしており、さらに記録についても個々に残すソーシャル・ケースワーク的な活動がなされていた。また、原の実践の特色としては「就職」「帰国」「旧知」などの社会環境面からの「支援」を意識的に行った点であろう。

しかし、原の支援の特色である社会環境面への調整は「先天的な犯罪性」は「不変質にして、全然矯正すること」はできないため、「犯罪できない」(ママ)環境を作り上げることもあった。「更生」について原は、個々と向き合いながら個人の心情に訴えかける支援も行ってはいたが、一方、「矯正できない」被保護人には、「犯罪できない環境」を作り上げることも出獄人保護の役割として考えていた。

3. 金原明善 —「公益」としての出獄人保護—

静岡県出獄人保護会社が設立されたのは、1888(明治21)年のことである。現在も、この組織は更生保護施設静岡勸善会として活動を続けている。静岡県出獄人保護会社は、当時静岡監獄の副典獄であった川村矯一郎と、彼の活動に共感した治水事業、植林事業などを手掛け静岡県内外で「偉人」とされている金原明善によって設立されたものである。

本節で取り上げる金原は原胤昭と同様に更生保護の先駆者として今日、知られている。先述した原と同様に公的な「更生保護制度」が定められる以前、如何にして出獄人を保護したのか、またしようとしたのか。その実践から金原の「更生」思想をみていきたい。

金原に関しては、勸善会の記念誌や伝記などのいくつかの出版物がある。例えば、伝記としては『更生保護事業の先駆者金原明善』(中山順智 1966)が挙げられる。そこでは「翁は一言にしていえば、社会や国家の利益になることであれば、小我を捨てて燃ゆるような信念を持ってつき進んだ。又犯罪者であろうと、大臣であろうと、だれとでもわけへだてなく同じ態度で接するのであった。このことは言うは易くして仲々できることではない。ここが偉人というものであろうか(原文ママ)」とその活動について当時の静岡県勸善会理事長の中山均が語る(中山 1966:1)。

この「偉人」としての金原について、伴野文亮がいくつかの論文を発表している(伴野 2014,2015)。伴野はそのなかで「戦前の学校教育のなかで、金原明善は教材としてしばしばその姿を見せていた。これらのことは、金原明善が『偉人』として位置づけられたうえで、国家による愛国心教育のなかで子どもたちの目指すべき対象として指定されていたことを意味する」と述べる(伴野 2014:130)。

金原へ対する「偉人」としての評価も相俟ってか、彼に関する出版物、特に人物史として取り上げるその多くは、逸話などを中心としたものが多く、一次資料を元にしたものではない場合が多い。この点については1968(昭和43)年に土屋喬雄によって監修された

『金原明善資料上・下』において「これら明善伝に共通する特徴は、明善本人の口述を骨子として、それに巷間伝えられるところの教訓的逸話を、ところどころにからませていることである。要するに、これらの著書は、明善の自叙伝というべきものと逸話を構成要素としていて、その目的とするところは、教訓や修養であって、生の史料をもとにして、真実性を重んずるという面に、かけているところがある」とこれまで刊行された自伝についての疑問を呈している（金原治山治水財団 b 1968:Ⅲ）。

ただし、本書においては「逸話はすべて虚構であると、真向から否定してしまうことも、早計のそしりをまぬかれないであろう。なぜならば、逸話がたとえつくりばなしであっても、それはそれなりに、その人に対する適正な社会評価が、含まれている場合が多いからである」（金原治山水財団 1968:V）としており、資料的裏付けに欠ける伝記であっても、それらが刊行され、読まれること自体がその人物の社会的評価を表しているとも言及している。

「偉人」としても取り扱われる金原明善という実業家が、なぜ出獄人に対する施設を経営しようと試みたのか。本節では筆者が客観的、科学的方法によって金原明善の生涯を明らかにした 1968（昭和 43）年刊行の金原治山治水財団編集の『金原明善』、また同時に資料集として刊行された『金原明善資料上・下』、1994（平成 6）年に刊行された『静岡県勸善会百年史』を中心としながら、偉人として取り上げられた金原関係の著作も取り扱い、金原の「更生思想」について究明していきたい。

なお本章においては金原を「社会事業家」として位置付けて論じているが、彼の生涯をみていくと「社会事業家」よりも「実業家」と呼ぶことが適切であろう。治水事業や植林事業などを中心に行っていた金原にとって出獄人保護事業は本職ではなく「余業」の 1 つであった（静岡県勸善会百年史編纂委員会 1994:655）。

では、なぜ実業家である金原が社会事業である出獄人保護を手掛けたのか。そこには当時の社会において出獄人保護が純粋な社会事業として捉えられていたと同時に、一人物の国家観が大きく反映される事業でもあったことを窺うことができる。

これまでの金原に関しての先行研究においては、金原の行動の背景には自身の強烈的な国家主義があったことは指摘されている（金原治山治水財団 1968:654-733）（土屋 1956）。その金原が出獄人保護事業を手掛けた理由として土屋は金原の「慈善心」によるものとしている（土屋 1956:66）。土屋は「明善には深い慈善心があり、これを実践に移してもいい。それは、前に述べた出獄人保護事業である。…（中略）…明善が出獄人保護事業をあえて起こしたのは、明善の見識の高いこと、基本的人権の尊重心の強いこと、慈善心が強かったことを語るほかならない」と述べている（同上）。

では、彼の「慈善心」とは一体どのような特徴があるのだろうか。土屋論文においては、金原の出獄人保護事業に関する実践には踏み込んでいない。社会福祉の歴史を探究する立場としては、その思想が実践にどのように反映しているのか、またその実践がどのよ

うな思想を表しているのかを探究していく必要があるだろう。

まず、ここで静岡県出獄人保護会社の設立計画段階での規定、また設立願書をみていこう（以下引用『金原明善資料上』1968:377-375）。

静岡県出獄人保護会社設立願書

私共儀今般別紙定款ニ基キ静岡県安部郡安東村北安東貳拾七番地ニ静岡県出獄人保護会社ヲ設立シ静岡県出獄人ノ内不幸薄命ニシテ社会ノ門戸ニ入り正当ノ職業ニ就ク能ハサル者ヲ保護シ各其所ヲ得昭代ノ良民タラシメント希望仕候条願志御允可被成下度別紙書類相添へ此段奉願候也

明治三十三年十二月一日

静岡県浜名郡和田村安間壺番地

金原明善

静岡市紺屋町四拾六番地ノ九

杉本徹道

静岡県駿東郡沼津町字本六百六拾七番地

和田伝太郎

同県安部郡豊田村八幡拾四番地

井上彦エ衛門

同県駿東郡長泉村納米里貳拾五番地

永井嘉太郎

内務大臣侯爵 西郷従道殿

内務大臣の西郷従道に宛てたこの「設立願書」では、出獄人保護会社の目的を「出獄人ノ内不幸薄命ニシテ社会ノ門戸ニ入り正当ノ職業ニ就ク能ハサル者ヲ保護シ各其所ヲ得昭代ノ良民タラシメン」こととしている。

ここで注目できる点として、出獄人の中でも「不幸薄命」のものに限定していることが挙げられる。これは下記する定款の中でも、第六条において「在獄中ニ付司獄官ノ推薦シタル者」とし、親族や志願者があるときは事情を考慮し被保護者となることが可能となる。そして出獄後「正当ノ職」に就くことが不可能な者、「昭代ノ良民」となることを希望するものが保護の対象となる。

ここからもすべての出獄人が保護を受けられるわけではなく、監獄内において「選考」が行われることがわかる。ただしこれは金原の出獄人保護に限ったことではなく、前節で取り上げた原の出獄人保護も同様にすべての出獄者を受け入れていたわけではない。

金原の思想が最も強く表れている部分としては「昭代ノ良民」であろう。先に述べたように国家主義的思想を持つ金原からすると、この言葉を設立願書に入れたことは納得がい

く。また別紙にある定款には実業家としての金原の思想が大きく反映している。

例えば第九条の「被護者ノ預ケ金ハ本社ニ於テ利倍増殖ノ方法ヲ以テ貯蓄シ置キ保護ヲ解クノ際之ヲ還付スルモノトス」や第拾参条の「被護者品行方正ニシテ業務ニ勉励シ帰善ノ実効アリテ他ノ模範トナルベキ者ニハ保護中ノ食費ノ幾部分ヲ社費ヨリ補助シ又ハ保護を解クノ際之ニ賞金ヲ与フルコトアルベシ」からは、金原の保護終了後の経済面への意識の強さが伝わってくる。

【資料】 静岡県出獄人保護会社設立願書（別紙）

静岡県出獄人保護会社定款

- 第一条 本社ハ静岡県各監獄署ノ出獄者ニシテ本社ノ規則ヲ遵守シ善良ナル生業ノ途ニ就カント希望スル者ヲ保護スルヲ以テ目的トス
- 第二条 本社ハ静岡県出獄人保護会社ト名ツク
- 第三条 本社ノ事務所ハ静岡県安部郡安東北安東貳拾七番地ニ設置ス
- 第四条 本社ノ資金ハ慈善家ノ義捐金其他ノ補助金ヲ以テ構成スルモノトス
- 第五条 本社ノ社員ハ本社ニ義捐金ヲ為ス者及ヒ名望家ニシテ本社ノ趣旨ヲ賛成スル者ヲ以テ之ニ充ツ社員ニシテ特ニ本社ニ裨益ヲ与フルモノハ名望社員トス
- 第六条 本社ハ在獄中ノ行為ニ付司獄官ノ保薦シタル者ニシテ誓約書ヲ出サシメ保護ヲ与フルモノトス但親族其他情願者アルトキハ其事情ニ依リ保護ヲ与フル事アルヘシ
- 第七条 保護ノ期限ハ参ヶ年ヲ以テ最長期トス
- 第八条 本社ノ保護ヲ得ント欲スルモノハ出獄前其情願ヲ為シ且ツ在獄中貯蓄シタル金員ヲ本社ニ頂ケ入ルル事ヲ要ス但特赦仮出獄等ノ恩典ヲ受ケタルモノハ即日其情願ヲ為ス事ヲ得
- 第九条 被護者ノ預ケ金ハ本社ニ於テ利倍増殖ノ方法ヲ以テ貯蓄シ置キ保護ヲ解クノ際之ヲ還付スルモノトス
- 第十条 被護者ニシテ本社ノ規則及教示等ニ違背スル事有ル時ハ其保護ヲ解クモノトス
- 第十一条 前条ノ場合ニ於テ本社ノ損害ヲ受ケタル時ハ其預金ヨリ之ヲ弁償セシメ尚不足ヲ生スルトキハ本人又ハ情願者ニ就キ請求スルモノトス
- 第十二条 本社被護者ヲ口入スルニ当リ其傭主ニ対スル責任ハ特ニ為シタル契約ニ依ル
- 第十三条 被護者品行方正ニシテ業務ニ勉励シ帰善ノ実効アリテ他ノ模範トナルベキ者ニハ保護中ノ食費ノ幾部分ヲ社費ヨリ補助シ又ハ保護ヲ解ク

ノ際之ニ賞金ヲ与フルコトアルベシ

- 第十四条 本社ノ社員ヲ定ムル事左ノ如シ
- 一 理事 参人
 - 一 評議委員 拾貳人
 - 一 庶務委員 壹人
 - 一 會計委員 壹人
 - 一 保護委員 若干人
 - 一 医員 壹人
 - 一 教員 若干人
- 第十五条 理事及ヒ評議委員ハ社員ノ投票ヲ以テ之ヲ撰任シ其任期ハ各参ヶ年トス
- 第十六条 社員退社セント欲スル時ハ其事由ヲ理事ニ申出テ承認ヲ受クルモノトス
- 第十七条 社員ニシテ徳義ニ背戻シ本社ノ体面ヲ汚損スルノ行為アリト認ムル時ハ理事ハ總會ニ於テ議員ノ多数決ヲ以テ退社セシムル事ヲ得
- 第十八条 理事病氣又ハ事故ニ依リ免黜セラルルニハ總會ノ多数決ニ因ル
- 第十九条 庶務委員會計委員保護委員医員教員ハ理事ニ於テ社員中ヨリ撰ミ之ヲ囑託スルモノトス
- 第二十条 理事ハ本社ノ事務ヲ総理ス
- 第二十一条 評議委員ハ本社事務ニ関スル重要事件ヲ評議シ併セテ本社事業ヲ監督ス但本社会計上ニ於テハ臨時検査スルモノトス
- 第二十二条 庶務委員ハ本社ノ庶務ヲ担当スルモノトス
- 第二十三条 會計委員ハ本社会計ヲ担当シ毎集会ニ清算報告ヲ為スモノトス
- 第二十四条 保護委員ハ被護者ニ生業ヲ授ケ之カ業務ヲ監督シ益々良心ヲ感發セシムル為メ緊要ナル勤務ヲナスモノトス
- 第二十五条 医員ハ被護者ノ治療ヲ担当スルモノトス
- 第二十六条 教員ハ被護者ノ教誨ヲ担当スルモノトス
- 第二十七条 本社ノ通常總會ハ壹ヶ年壹回トシ其期日ハ理事之ヲ定ム
- 第二十八条 本社ハ理事評議委員庶務委員會計委員保護委員ヲ以テ議員トシ本社事業ノ得失ヲ討議シ會計上精算ヲ遂ケ且ツ事業ノ狀況ニ依リ有益ナル決議ヲ為スモノトス但医員教員ハ議事ノ事項ニ依リ會議ニ列セシムル事ヲ得
- 第二十九条 本社ハ毎日三月迄ニ前年度中事業上ニ関スル一切ノ成績並ニ社金出納ニ関スル事項ヲ報告スルモノトス
- 第三十条 第二十八条ノ會議ノ決議事項及第二十九条ノ事業成績並ニ出納報告ハ其都度新聞紙等ヲ以テ社員ニ報告スルモノトス
- 第三十一条 本社ノ社員ハ無給トシ庶務委員會計委員保護委員医員教員ニハ報酬ヲ与フル事アルモノトス

第三十二条 地方ノ便宜ニ依リ支部ヲ設クルヲ得
右之通相違無之候也

明治三十二年十二月一日

静岡県安部郡安東村北安東二十七番地
静岡県出獄人保護会社

理事 金原 明善
同 森田 重行
同 和田伝太郎

(引用『金原明善資料上』1968:377-375)

この内務大臣西郷に対する設立願書においては、その規則について詳細は記載されていない。しかし実際の運営にあたっては「出獄人保護会社保護細則」や「保護委員心得書」「被保護者心得書」など被保護人に対する細かな規定が設けられている（鈴木 1963:117-128）。

また「出獄人保護会社設立趣意書」においては、設立願書より詳細にその目的と意義について述べられている。そこでは「社会安寧ヲ維持シ吾人ノ幸福ヲ増進セント欲スルハ吾人ノ共ニ希望スル所ナリ而シテ其安寧害シ幸福ヲ妨クルモノハ蓋シ犯罪者ノ増徒スルヨリ甚シキハナカルヘシ然ラハ即チ吾人又共ニカヲ尽シテ之レヲ減少スルノ方法ヲ講セサルヘカラズ」とある。

また「欧米諸国ニ於テハ放免囚保護会社ナルモノアリ出獄者ヲ保護シテ正当ナル職業ニ就カシメ之レニ依リ以テ犯罪者ヲ減少スルノ好結果ヲ得タリト是レ実ニ善良ナル手段ニシテ我那ノ現時ニ於テハ最モ必要ナル事業ト云フベシ」としている（鈴木 1963:117-118）。

このように（元）犯罪者を減少する事は社会安寧を図るために必要であり、「好結果」である欧米の免囚者保護が我が国でも必要であると主張する。趣旨文は続く。「...嗚呼是等ノ徒ハ其罪固ヨリ悪ムヘシト雖モ其情又憐ムヘキモノニアラスヤ故ニ今吾輩ハ欧米諸国保護会社ノ主意ニ倣ヒ有志ノ諸君ト共ニ本社ヲ設立シ此不幸薄命ナル出獄者ヲ保護シ彼等ヲシテ社会ノ門戸ニ入り正当ナル職業ニ就カシメ内ハ以テ吾人ノ幸福ヲ増進シ外ハ以テ社会ノ安寧ヲ維持セント欲ス（下線部筆者）」

この「趣意書」からは、「不幸薄命ナル出獄者」に対して職業を与えることにより、「安寧ヲ害」する人物を社会からなくすことを主の目的としている。もちろん被保護者に対しては「憐レヘキモノニアラスヤ」というように「同情的」な認識ももっている。続いて「保護委員心得書」「被保護者心得書」をみていこう。

「保護委員心得」

第一条 保護委員ハ常ニ被護者ノ為メニ雇主ヲ求メ之レカ入口ヲ為スモノトス

第二条 保護委員ハ本社ノ通知ニ拠リ被護者ヲ受取リタルトキハ其到着ノ月日ヲ本社ニ通報スルモノトス

第三条 保護委員ハ雇主ニ対シ被護者ノ雇賃及食料等ニ関スル諸般ノ契約ヲ結ヒ其契約シタル事項ヲ本社ニ通報スルモノトス

第四条 保護委員ハ雇主ヲシテ被護者ノ経歴ヲ他人ニ知ラシメサル様注意セシムルモノトス

第五条 保護委員ハ常ニ被護者品行ノ良否及作業ノ勉否ヲ視察シ一ヶ月一回本社ニ通報スルモノトス

第六条 被護者ニ職業資金ノ貸与ヲ要シ又ハ疾病事故アリテ食料薬価其他贈賻ヲ要スルモノアルトキハ本社ニ通報シテ貸与又ハ贈賻ノ手続ヲ為スモノトス

第七条 保護委員ハ常ニ被護者ヲ懇諭シ自営自活ノ基礎ヲ立テシムルコトヲ務ムルモノトス

第八条 被護者本社ノ規則及教示ニ違背スルモノアルトキハ懇々之ヲ教諭シ尚ホ用イサルモノハ本社ニ通報シテ其措置ヲ求ムルモノトス

第九条 被護者失踪スルモノアルトキハ速ニ本社ニ通報スルモノトス

第十条 被護者死亡スルモノアルトキハ新属及本社ニ通知シ埋葬等ノ斡旋ヲ為スモノトス

第十一条 保護委員ハ被護者金銭ノ収支ヲ監査シ三ヶ月毎ニ其精算ヲ本社ニ報告スルモノトス

第十二条 保護委員ハ被護者ノ保護ヲ解クニ際シ賞金ヲ附与スヘキモノト認ムルモノアルトキハ其行状ヲ録シ予メ本社ニ通報スルモノトス (下線部筆者)

「被護者心得書」

第一条 被護者ハ会社ノ規則ヲ遵守スヘキハ勿論苟モ社員ノ教示ニ悖ルヘカラス

第二条 被護者ハ行為ヲ慎ミ作業ニ精励シ節儉ヲ守リ自営自活ノ基礎ヲ立シコトヲ努ムヘシ

第三条 被護者給養スヘキ親属アルカ又ハ職業ノ都合ニ依リ一家ヲ持シ營業セント欲スルモノハ保護委員ニ申出本社ノ承認ヲ受クヘシ

第四条 被護者一家ヲ持シ營業スルモノ其資金ヲ要スルトキハ保護委員ニ申出貸与ヲ請フコトヲ得ヘシ

第五条 被護者ハ保護委員ノ許諾ヲ得ルニ非レハ宴会及遊興ノ席ニ列スルヲ得ス

第六条 被護者ハ濫リニ居所ヲ転シ又ハ職業ヲ変換スルヲ得ス若シ轉換ヲ要スルトキハ保護委員ノ許諾ヲ受クヘシ

第七条 被護者ハ他人ヨリ金銭物品ノ寄贈ヲ受ケタルトキハ保護委員ニ通知スヘシ

第八条 被護者ハ金銭出納帳ヲ製シ置キ金銭ノ出入ヲ明記シ保護委員ノ検閲ヲ受ク

へシ

第九条 被護者又ハ給養ノ親族疾病其他事故アリテ作業ヲ為ス能ハサルトキハ其旨
保護委員ニ通報シ保護ヲ求ムルコトヲ得ヘシ

第十条 被護者ハ会社又ハ保護委員ノ許諾ヲ得スシテ金銭物品ヲ他人ニ与フルヲ得
ス

第十一条 被護者ハ会社ノ承認ヲ得スシテ結婚ヲ得ス

第十二条 被護者ハ絹布ヲ購求シテ着用スルヲ得ス 但シ在来ノモノ及親属故旧ノ
贈与ニ係ルモノハ此限りニアラス

第十三条 被護者監視アルモノハ監視規則ニ従フヘキハ勿論警察署ニ出頭スル毎ニ
保護委員ニ監視票ヲ示スコシ (下線部筆者)

(引用：『静岡県勸善会史』 1963:122-124)

「保護委員の心得」には、「被護者」(以下：被保護者⁵⁾)の行動に対する「監視」と本社への報告義務などが記載されており、また「懇諭」すること、つまり被保護者に対する精神的ケアなどについても規定が定められている。

「被護者心得書」においては「自活自営ノ基礎ヲ立ンコトヲ努ムヘシ」とあるように、独立して生活できるように努めることが目標にあることが伺えるが、多くの制約が設けられている。「宴会及遊興」の際は保護人の許可を得ることや、また被保護者が結婚をする際は本社に「承認」されなければいけないなど、被保護者は厳しい「監視下」に置かれることとなる。このように現代的視点から見ると違和感を禁じ得ない項目が散見できる。

もちろん歴史の高みに立ち批判のみすることは容易である。重要なのは、なぜこのような項目を設置したのかを解釈することであろう。

ここでは、出獄人保護会の規則などの残された資料から金原の「更生」思想についてみてきたが、金原明善という人物を語るには極端に断片的なものである。

しかし、金原の国家主義に関して言えば出獄人保護事業からもその思想が窺え、また金原がどのように出獄人を捉えていたのか、どのような人物へと「更生」することが、彼の理想なのかは理解できるだろう。『更生保護事業の父 金原明善』には金原家家憲が収録されている。この家憲は、1890(明治23)年に金原自ら定めて子孫に示したものだという(中山 1966:140)。そこには6つの家憲がある⁶。

⁵ 静岡県出獄人保護会社においては出獄後、保護を受ける者を「被護者」と称するが、本論では便宜上、「被保護者」と統一する。

⁶ 金原家家憲については中山の『更生保護事業の父 金原明善』(1966年)や金原治山治水財団が刊行した『金原明善』(1968年)に収録されている。第一条「君国を重んずること」についてはどちらにも解説があり、その内容は変わらず、後者については科学的手続きに従った文章ではあるが中略箇所があるため、ここでは前者の『更生保護事業の父 金原明善』を引用として用いる。

- 一、君国を重んずること
- 一、財産を重んずること
- 一、衣食住に制限をもうくること
- 一、人は皆其の力に食むべきこと
- 一、家計は一定の年額を設くべきこと
- 一、家伝二宝のこと

第一条「君国を重んずること」についての解説は以下の通りである。

金原家近代は全く陪隸の位地に在りしと雖も、是れ偏に時世の変遷に由来せしものにて、遠祖に遡れば天祖天孫に奉事せし臣民の裔たるは言を俟たず、今や一君万君の御国体に復したることなれば天地の間戴く所のもの唯一の帝室あるのみ。殊に明善に至りて辱くも屢両陛下の謁見を許され、又一たび従五位の位記をも賜はり、今又御料局顧問の優命を蒙り、親しく官禁に出入する身となりたれば、今より後の子孫は別段に帝室に対する報効の心懸なかるべからず。

報効といへるも、封建時代の藩士が主君の馬前に一命をいたすを以て畢生の覚悟となせる如きにあらず。必ず先づ家業を修め、国民の本分を全うし、然る上、力の及ぶだけ国家の公益に心身を尽すこと、これを第一の報効とすべし。若し万一にも帝室の安危に関する程のことあるに於ては、身命を致する覚悟勿論なるべし。されば金原家将来の子孫の務は、第一君国を重んずるに在りと知るべし。

この6項目の家憲を読むと、どこか出獄人保護会社の規定と共通する点があることに気が付く。例えば、「財産を重んずること」や「衣食住に制限をもうくること」などについては、定款にある被保護者における詳細な資産管理や生活への戒めなどと重なる点があるだろう。

「衣食住に制限をもうくること」についての解説では「衣食住は營生の大本にして、又營生を失ふの本となる。これが華美精好を望むときは際限なきものなれば、早く其の理を悟り、自ら制限して之に満足すべし、これ修身の愉快なり」としている（中山1966:142）。

出獄者に対する規則と家憲をみて、冒頭の「又犯罪者であろうと、大臣であろうと、だれとでもわけへだてなく同じ態度で接するのであった」という戦後、静岡県勸善会理事長となった中山均の語りに一定の理解を得ることができる。

金原の人生のなかで「国益」は1つの大きな指針となっていた。出獄人保護会社の規則

からも窺い知ることができるが、それは元犯罪者に対してのみではない。「家長」として、実業家として、そして社会事業家としての金原明善の一貫した思想の一部が出獄人保護事業に表れていたと解釈するのが自然であろう。

4. 留岡幸助 —不定刑期論と「更生」—

留岡幸助は、近代日本の感化教育の礎を築いた人物の一人であり、これまで様々な研究がされている。留岡は教誨師時代の経験をもとに犯罪者の幼少期における教育に注目し、家庭学校を設立していく。この家庭学校は感化院であるが、留岡はあえて名称を「家庭学校」としたが、そこには留岡の「家庭にして学校、学校にして家庭たるべき境遇に於て教育」という信念によるものであった（二井 2010:100）。

留岡幸助という人物を語る際、感化教育者としての留岡幸助研究は行われているが、出獄人保護関係者や監獄内教誨師としての留岡はどのような考えを持っていたのであろうか。ここでは彼の「更生」思想の特色が表れている「不定刑期論」からみてみたい。

留岡は1864（元治元）年、現在の岡山県高梁市に生まれる。乳児の時に留岡家に養子に入り、雑貨業を営む留岡金助の子どもとなる。幼少期の留岡には後々彼の活動に大きな影響を与える大きな原体験がある。それは幼少期に士族の子どもと喧嘩をし、相手に怪我を負わせてしまうことである。ただしこの喧嘩自体が原体験ではない。留岡からすると喧嘩後の出来事が留岡に社会に対する大きな違和感を与えることになる。

喧嘩後、喧嘩相手の父から金助が呼び出され、出入り禁止を言い渡される。金助の必至の謝罪により出入り禁止は逃れたが、帰宅後の金助に幸助はひどく叱責された。「自分は此事実に逢着して、解くにも解けやらぬ疑問が起こった。…（中略）…士族と謂う奴は甚だ悪い奴だ」と後に留岡は当時の気持ちを語る（同志社大学人文科学研究所 1978:301）。このような体験を幼少期にした留岡がその後、キリスト教入信したことは自然なことに思える。

16歳となった留岡はキリスト教者の講演の中で「武士の魂も町人の魂も、赤裸々で神の前に出る時は同一の価値あるものである」（同志社大学人文科学研究所 1979b:463）との言葉に感銘を受ける。先述した原体験をもつ青年にとっては、この言葉は、大きな関心を持たせる。その後、熱心にキリスト教を学び、1882（明治15）年に高梁キリスト教会において洗礼を受けることとなる。1885（明治18）年には同志社大学へ入学し、卒業後は丹波第一協会の牧師となりキリスト教伝道に尽力する。

留岡が監獄と深く関わるようになるのは、北海道集治監空知分監へ赴任したことから始まる。原胤昭と典獄の大井上輝前が相談をし、大井上から金森通倫へ手紙をだし教誨師の斡旋を依頼した。それにより同志社大学卒業生であった留岡幸助は北海道へ渡ることになる。この北海道集治監での経験は、彼の後の実践に大きな影響を与えることになる。

空知分監へ教誨師として着任した留岡は、釧路分監で教誨にあっていた原からの強い影響を受ける（二井 2010:56）。監房を個別に訪問する個人教誨では「一身ノ履歴犯罪ノ起因等ヲ調査」し、受刑者に幼年期からの累犯者が少ないことを知る（同上）。

また当時の留岡は欧米の監獄事情について熱心に研究する。とくにエルマイラ感化監獄でブロックウェイ（Zebulon Reed Brockway, 1827～1920）が実践していた「不定期刑」に強い影響を受ける（室田 1998:198）。この「不定期刑論」には、留岡の「更生」思想が強く表れている。「不定期刑論」とは「何人と雖ども其犯したる罪の種類如何に拘わらず、改悛の実ありて社会に立ち、正業に勉奨し得る丈けの才能を供ふる迄は監獄に拘禁」するものである（同志社大学人文科学研究所 1978:47）。

まず留岡が不定期刑論について論考を発表するのは、1892（明治25）年の『監獄雑誌』である。この論考は留岡が学び自身の啓蒙書となったワインズ（Enoch Cobb Wines, 1806～1879）著の「開明国に於る監獄及救児事業」（The State of Prison & Child Saving Institutions in Civilised World）やエルマイラ感化監獄典獄のブロックウェイとの書簡のやり取りから熟していった留岡の刑期についての考えが初めて1つの形となって表れたものである。

まず不定期刑の歴史について第1章で解説し、第2章では、現在のアメリカ内の監獄における刑期について「ニューヨーク州感化的監獄」「マサチューセッツ州感化的監獄」「ペンシルヴァニア州感化的監獄」「ミネソタ州感化的監獄」「コロラド州感化的監獄」「ワハイ州感化的監獄」「イリノイス州感化的監獄」を取り上げ解説している。そして第3章「不定期刑論の原理」においてなぜ不定期刑を推奨するのか、その理由について述べられている。

不定期刑主義なるものは如何なる点に其根拠を置くかと尋ねるに、国家自ら悠久其性命を安全に維持せんとならば国家は自己を防衛せざるべからず、其故に第一の目的は実利主義ならざるべからず、即ち自己一身の為に、第二の目的は正義主義ならざるべからず、即ち各個人の安全ならんためなり、此の実利と正義なるものは政府が要求すべき二大要件なり、而して此実利と正義を全ふせんには国家及び国民の安寧を維持せざるべからず、之を維持せんとならば罪囚を処遇するには不定期刑主義を以てせざるべからず（下線部筆者）

まず留岡は不定期刑を採用する理由として、「国家及び国民の安寧を維持」するためとしている。また留岡は刑期を定めることに対する反対の理由として以下のように語る。

抑も莊嚴なる法律を破りし犯人の多数が精神上薄弱にして、然も其犯罪は病的（身体器関の不發育及欠損）に帰因するもの多しとすれば之を病人に比較す

るは当然のことなりとす、而して病人と比較することを得るとせば其遇囚法たるや恰も患者に於ける意思が其全癒を待ちて後ち退院さするが如く、罪囚自らは全然改悛するまでは予定の刑期を科すべからず、於是乎裁判官なるものは犯人に対して此者は重懲役何年なり、此者は有期徒刑何年なりと刑期を定むべき理なきや明かなり、蓋し吾人の考ふるところに拠れば法官なるものは此者は有罪なり、此者は無罪なりと宣告すべきなり、苟も犯人の刑期を定むる以上は少なくとも犯人の性行及教育、身心の能力、家庭の有様及将来に於ける改良の程度迄をも前知するの明なくんばあるべからず、恐らくは神ならぬ法官にして斯る全通力を有するものなきや明かなり、然らば犯人の刑期を刑法に於て前定するは原理に於て許さざるものとす、

ここでは、医療と重ねて犯罪（者）を語る。患者では「全癒を待ちて退院」することが当然となっているが、犯罪については裁判官が裁判の段階で刑期を定めていることは誤りであると、少なくとも刑期を定める以上は「犯人の性行及教育」「身心の能力」「家庭の有様及将来に於ける改良の程度」を把握しているべきである。しかし全知全能の神ではない裁判官は、それらを知ることはできない。そのため刑期を定めるのではなく、有罪か否かを宣告するのみに留めるのみと主張する。

また刑期を定めることで下の「二大故障」が生じるとする。

第一、監獄にして其目的を達し犯人を満期以前に改悛せしめたりとすれば即ち有期徒刑十二年に宣告されたるものが八ヶ月の刑期限内に改悛せりとせば如何、監獄なるものは改悛したるものを何時迄も拘禁するの必要なるべし、之をしもありとせば恰も入院したる患者を全癒の後ち尚ほ留院せしむるものと何ぞ選ばん、当人の不幸は勿論国家に取りて此程不経済なることなかるべし。

第二、定期刑の如くならば有期徒刑十二年に処せられたるものにして十二年の刑期終るも尚ほ改悛せざるものありとせば如何、此者も法律の明文に拠れば社会に放免せざるを得ず、然らば刑の目的たる社会自己体の防衛と社会民の安寧を維持することを得べき乎、極めて然らず、以是定期刑は改良せざる者を社会に放免するの憂あれば其害も極めて大なり、吾国再犯者の多きは茲に原因するものあるを知るなり。（下線部筆者）

つまり、1点目は刑期を待たずして改悛した者を必要以上に監獄に拘禁することは「国家に取りて此程不経済」なことはないということ、2点目は刑期を満了した者が未だ改悛できていない場合は社会の安寧を保てなくするということである。このような理由から留岡は不定期刑主義を主張する。以下第4章で結論としている。

第4章 結論

前陳の理由あるを以て不定刑期の帰するところは何人と雖ども其犯したる罪の種類如何に拘らず、改悛の実ありて社会に立ち、正業に勉励し得るだけの才能を供ふる迄は監獄に拘禁するものなり、エルマイラ感化監獄放免の標準に曰く、

在監者の犯罪は如何なるものにせよ苟も放免し得るに足るべきものは道徳上、智識上、肉体上、社会の競争場裡に立ち安全に生活し得る程の証憑現れずんば何人たりとも放免すべきものにあらず

と、嗚呼正理なる哉此言や、是れ正に不定刑期主義を以て犯人を拘禁し又放釈する所以の理を云へる者なり。(下線部筆者)

このように、留岡は欧米の監獄事情について熱心に勉強を重ね、先駆的な行刑について日本に紹介をする。この不定刑期論について室田は「当時の我国の監獄学、行刑理論はドイツ斯界の影響を強く受けていたので、ましてブロックウェイらの米国の理論はあまりにも現実離れした理想論として却けられざるをえなかった」とし、また「不定刑期についての論や感化教育論を『教誨叢書』や『獄事叢書』等に紹介し続けていく、その理論の先駆性において、小河滋次郎や牧野英一らの少年保護思想に比較してみても時期的に留岡がかなり上まわっていたといわねばならないし、我国で不定刑期が採用されるのは旧少年法(1922年)の相対的不定期を待たねばならないが、我国の行刑史上あるいは感化教育史上、特に米国の理論導入の観点からその足跡を再評価していかねばならない」とその先駆性について評価している(室田 1998:201)。

たしかに留岡の不定刑期論は当時の日本において先駆的であったし、その後旧刑法で相対的不定期が採用されることを鑑みると留岡の海外の行刑システムの熱心な導入の試みは評価できる。しかし留岡の「更生」思想を考える上では、われわれは不定刑期論そのものを見るだけではなく、「それを採用すべきと考える理由」についてももう一度検討すべきだろう。留岡は本論考においてその理由を「囚人自身の改悛」にも置いてはいるが、さらにその背景には「社会安寧」がある。

たとえば文頭で留岡は不定刑期論の根拠として「国家自ら悠久其性命を安全に維持せんとならば国家は自己を防衛せざるべからず」と述べている。また有刑期の「二大故障」の1つめにおいて、完治した患者を例として刑期満了以前の囚人が改悛することを「当人の不幸は勿論国家に取りて此程不経済なることなかるべし」と述べる。また2つめの「故障」の中に「刑の目的たる社会自己体の防衛と社会民の安寧を維持することを得べき乎、極めて然らず」とも述べる。

これらのことから考察するに留岡にとって囚人の再社会化は、「個人の生」の為というよりも寧ろ「国家の防衛と社会安寧の為」というように捉えることが可能になる。

留岡は1916（大正5）年、自身が発行し、キリスト教、少年感化、慈善事業、社会改良運動などを積極的に取り上げた『人道』において「人間の整理」という論考を寄稿した。そこからは彼の救済事業と国家の関わりについての意識をみることができる。

「人間の整理」『人道』134号

政府は會て行政整理を断行し、約三千万円を節約した。之れ政府の事業としては可なり大事業であるに相違ない。けれども若し更に一步を進め人間を整理し、且つ之に関連する事柄を整理したとすればどうであらう。単に自分の大雑把な計算を以てしても、優に三、四億円の巨額を余すことが出来る。是れ今日自分が「人間の整理」てふ問題を掲げた所以である。然らば所謂整理すべき人間とは如何なる種類の人物であるか。

ここでは行政整理「人間の整理」のさらなる必要を述べる。そして「富は却つて人を亡ぼし世を害するに至るのである。故に富の増加を計ることに専念すると共に考へねばならぬこと、真人間を造り出す」ことであると述べる。さらに「今日の人は口を開けば金々といふが、金よりも更に大切な善人を多く造り出すことに思ひ至らぬのは、是れ我国の富が増加したに係らず、公益事業が勃興せざる所以」とする。

真に国家を泰山の安きに置かんとするには、弗箱よりも寧ろ質実剛健なる国民を造り、其国民を基礎として凡ての方面に発展せねばならぬ。若し此事を十分の一でも実行することが出来たならば、国家の基礎之れより堅きはなく、従て真正の利福の興ること論ずる迄もないのである。救済事業は畢竟其の一方面を解決するの仕事であるから、此の見地に立つて自分は人間の整理といふことをお話申さうと思ふ。（下線部筆者）

我が救済事業の如き、何れの方面から云ふも歩の良い仕事ではない。地味にして比較的困難なる、而かも労多くして報酬尠なき、世に云ふ縁の下の力持ちとは蓋し此事を称するのであらう。左れば世間からヤンヤと拍手喝采さるるやうなことは、望んで得べからざるのである。されど一般世人は宜しく活眼を開いて、救済事業が如何なる天職を国家の発展の上に帯びているものであるかを知るべきである。蓋し救済事業の性質は極めて地味なものであるにせよ、其の働きの結果は国家に巨大の富を造成するの資源を造り出すからである。然らば則ち救済事業が如何にして資源を造り出すか。（下線部筆者）

本論考で留岡は、日清戦争、日露戦争を経て好景気に沸く社会に対して、「富の増加」のみではなく合わせて「質実剛健なる国民」を造ることが必要と説く。救済事業は結果的に「国家に巨大の富」をもたらす資源を造り出すのである。ではどのように「資源」を造り出すのか。以下続きを見てみよう。ここで留岡は「整理」が必要な人間を23項目にわたって述べる。その第1、第2にそれぞれ「犯罪人」と「出獄人」を挙げる。以下みていこう。

第一は犯罪人である。世界中犯罪人の最も多いのは露国と日本とで、大正二年末の調査に拠ると、我国の犯罪件数は老一万四百二十三人、在監人六万二千六百六十人、既決囚五万七千九十五人（内幼年囚八六八八人、未丁年囚七、三三九人）。此等に伴ふ監獄費が五百五十二万六千八百九十二円、裁判費五百六十五万二千六百三十九円、警察費千六百三十六万六千二百四十四円、都合二千七百五十四万五千七百七十五円である。

第二は出獄人で、目下我国に於ける免囚保護事業数九十八、一ヶ年間の出獄人員は十二万九千八百四十九人で、内保護人員三万二千五百十八人、其経費十二万九千十四円である（大正二年調）。

犯罪人、出獄人を含めた23項目について説明をした後、留岡は以下のように語る。

右列挙したる如く、救済事業は所謂不生産的の人間を救ひ、之を善良なる人物に育て上げる而已ならず、皆まで出来ぬにしても其内の或部分を生産的人物となすことが出来たならば、其の生産価値は幾億円の多きに上るや測り知ることが出来ないであらう。然るに朝野の識者茲に着眼せず、唯だ眼前の小利害、小問題に没頭し、齷齪として惟れ日足らざるの状態なるに至つては、憤嘆せざらんとするも得べからざることである。

留岡はその人生の中で慈善事業、地方改良運動など「社会的弱者」に対する「人道的活動」を行っていき、またその必要性についても頻繁に主張する。しかしそれは国家発展と社会安寧のため、つまり経済的発展と同時に語られていくことになる。ここで取り上げた資料からみるに留岡の監獄改良運動や少年感化、出獄人保護における「更生」の主体となる身体は、個人ではなく国家としていたと考えることが妥当であろう⁷。

⁷ もちろん「人間の整理」にて取り上げられていた23項目すべてにおいて、その留岡の「更生」思想が窺い知ることができる。しかし本研究は犯罪の周辺を対象とした研究のため、それら以外の「整理対象」についての分析、言及は控えたい。

5. おわりに 一小考察

本章では3名（原胤昭，金原明善，留岡幸助）の「更生」についての考えについて取り上げてきた。

原は，その個別的援助技術についてこれまで多くの先行研究で評価されてきた。特にそのケースワーク的な個別支援は社会資源（この場合家族や知人，就職先などの機関）を利用しながら出獄者の「更生」を図っていくものである。

ここについては監獄内の個別教誨のような形で対話するのみでは，ケースワーク的とは言えないであろう。H. H. アプテカー（Aptekar, H, H）は著書『ケースワークとカウンセリング』（The Dynamics of Casework and Counseling, 1955）の中でケースワークとカウンセリングの違いについて社会的な資源を活用するか否かと述べている（Aptekar 1955）。その観点から言えば，原の出獄人保護における「支援」は，その（元）犯罪者に関わる社会資源を活用していることがわかり，いかにもそれはケースワーク的であると言える。

しかし，その活動における思想的背景には「先天的な犯罪性」は，「更生」できないという，生物学的犯罪論に近い考えがあった。それら「先天的犯罪性」を兼ね備えた人物を社会環境調整することによって「犯罪から遠ざける」支援が原の出獄人保護事業から見てとることができる。

金原は，その足跡からも，その国家主義的思想が見てとれる。出獄人保護については「昭代の良民」とすべく，出獄人の「更生」実践を展開していく。特にその規定については，実業家としての手腕を発揮し就業面や経済面について特色が表れているだろう。この金原の国家主義については，先述したように出獄者への支援にのみ表れていたわけではないことに我々は注目しなければならない。家憲についても出獄人保護と類似した項目が設けられていることから，出獄人に対する「更生」思想が出獄人保護に表れているというよりも，寧ろ一貫した金原明善という人物の思想が出獄人保護事業に表れていると解釈すべきであろう。

留岡の「更生」は「国益」と同時に語られる。留岡の「不定刑期論」について原の個別援助と同様に社会事業史研究の文脈の中では，その先駆性に注目され一定の評価を得ている。彼の「不定刑期論」は，犯罪者の刑期をあらかじめ定めるものではなく，「更生」が完了したことを出獄のタイミングとすべきであるとする。ここで留岡は医療を例にあげ巧みにそのロジックを組み立てていく。この「不定刑期論」の内容については，現代的立ち位置からみても評価を得るものではないかと思う。

しかし，留岡の「更生」についての語りには，国家安寧，経済的発展が同時に含まれていることに気づくことができる。また論考「人間の整理」においてもそれは同様であり，「国益」の追求がそこにはある。また注目すべきは，ここで挙げた23項目の多くは，現

代でいうところの福祉の対象者となる点であろう。留岡の「更生」は犯罪者や出獄者に限ったことではなく、国家安寧、国家の経済的発展という観点からいえば、彼/彼女らに対して、すべて同列に「更生」を求めている。なにも犯罪を取り巻く人物にだけの「更生」ではないし、その「支援」の先には、常に社会安寧を求めているのではないか。

第3章 「更生」の担い手と宗教をめぐる政治性

1. はじめに

本章では明治中期から後期にかけて、監獄関係者や宗教関係者がどのように監獄での「更生」の担い手である教誨師について議論していたのかを明らかにする。

先述したように、明治期の獄制は囚人個人の「再社会化」を目的とすることを理念として掲げており、「いかにして獄制を近代化するか」が役人や監獄関係者のなかでは論点となっていた。

しかし、監獄における感化活動の担い手となる教誨師（宗教者）からは、この「更生」事業を自身の宗教拡大などに活用してしまうことも多々あった。いったいなぜ「更生」事業を宗教と関連付けて論じられていたのだろうか。本章では、明治中期から後期にかけての囚人更生論とそれを取り巻く宗教者たちの言動について記述していく。

明治期の監獄の中で、囚人更生と宗教との関係性が最も注目されたのは、1898(明治31)年におこった巣鴨監獄教誨師事件だろう。

1898(明治31)年、巣鴨監獄の典獄(現在でいう刑務所長)に就任した有馬四郎助(ありましるすけ)は、当時教誨師として勤務していた本願寺派教誨師4名のうち3名に辞職を求め、かわりに友人でもあったキリスト者の留岡幸助を教誨師として招聘した。

これを機に仏教各派は反対運動を起し、一般新聞記事にも大々的に取り上げられ、社会全体を巻き込んだ大きな騒動へと発展していった⁸。結果的に有馬を典獄から辞任させ、留岡を新設される警察監獄学校の教授に、有馬は市ヶ谷監獄に転任という形に落ち着いた。この一連の出来事が「巣鴨監獄教誨師事件」と呼ばれている。この事件では宗教家、特に仏教関係の人物が様々な行動を起こす。それは囚人の再社会化へ向けた支援についての本質的な議論だけではなく内地雑居を背景とした国内の宗教事情が絡み合い政治性をもつ活動へと変化していった。

そもそも教誨とは「在監あるいは在院の被収容者に対して行う精神的・倫理的・宗教的な教化活動」の総括的な名称を指す(教誨マニュアル編集委員会 1993:11)。つまり「人間の根底にある形而上的な精神に訴え、法定の期間内において再教育を実施して社会に復帰せしめようとする活動」である。これは被収容者が社会復帰をしてその後の再犯を防止する重要な役割を占めている。

巣鴨監獄教誨師事件は監獄関係者にとって、教誨と宗教の関わりについて再検討する1

⁸ 『朝日新聞』1898年10月3日付「一ト口投書」、『朝日新聞』1898年9月27日付「一ト口投書」、『萬朝報』1898年10月1日付「基督教々誨師」、『朝日新聞』1898年9月28日付「告市内真宗諸氏 信者某」など大衆紙も巣鴨監獄教誨師事件に関する記事を掲載し、投書などでも事件に関するものが見受けられ当時の社会の関心がわかる。

つの出来事になった⁹。

2. 教誨師の活動とは

まず、監獄内における「更生」の一番の担い手ともいえる教誨、教誨師はどのようなものであったのであろうか。規則類と教誨師の記述からその実態をみてみよう。

教誨師の職務についての規定は監獄則にあるが、それ以外にも監獄ごとに教誨師の職務や教誨の方法は異なってくる。大まかな監獄則の規定のなかで監獄ごとに独自の方法をとっており、それは典獄の方針や監獄内での多数を占める教誨師の宗派によって変わるものだった。

特にそれが顕著に表れたのが、原胤昭が 1888（明治 21）年に釧路集治監に赴任してから、1895（明治 28）年に連袂辞職するまでの樺戸、釧路、空知、十勝、網走の各北海道集治監である。樺戸集治監典獄でクリスチャンでもあった大井上輝前に原が働きかけ、北海道内の集治監すべての教誨師をクリスチャンにした。先述したように、原はそれまでの教誨方法に加え、独自の教誨技法を加えた 5 つの教誨を用いて職務にあたった。また、それまでなされていなかった監獄改良も働きかけた。この原の教誨実践については前章でも触れたが、彼の教誨実践は個別処遇を重視したものであった。

このように監獄則に教誨の項目は記載されているが、実際は、監獄ごとに教誨師の職務、教誨方法は独自性があった。

小河滋次郎（おがわしげじろう）は、『監獄学』において「感化改良ノ事ハ治獄上ノ最緊要務タリ教誨ハ即チ此目的ヲ達スルノ最好方便タルカ故ニ司獄ノ局ニ常ル者ハ須ラク教誨ニ置キ殊ニ其實施ノ方法ニ注意スル所ナクンハアルヘカラス」（小河、1894；855）として監獄内での教誨の重要性を強調している。また小河は教誨の方法についても触れており、教誨は普通教誨と特別教誨としており、「普通教誨ハ概括的ニシテ且ツ簡明ナルヘク特別教誨ハ人ニ由テ寛嚴、其調ヲ異ニシ或ハ嚴、簡直ナランヨリ寧ロ詳和ナルヲ可トス」（小河、1894；864）として、普通教誨は、全囚徒もしくは数囚に対して行う教誨で実施は免役日、日曜日午後、平日罷役後及び休役間に施行されるものをいい、特別教誨は入監、出獄、受賞、処罰、疾病、監房巡回等の場合に施行されるものと紹介している（小河、1894；864）。

明治期に教誨師として活動した本多澄雲は『反省雑誌』11 年 4 号から 11 年 9 号にわたって「教誨師の一日」を連載しており、本多の教誨の意味や教誨師のあるべき姿、また実際にどのような職務をしているかなど記載されている。

以下いささか長いが本多澄雲の「教誨師の一日」から当時の教誨活動の一例を見てみよう。

⁹南都生「監獄教誨に就て所感を述ぶ、附て教誨師諸君に一言す」『大日本監獄協会雑誌』126 号 1898 年 11 月、山崎末吉「有馬典獄の監獄教誨論を讀む」『大日本監獄協会雑誌』127 号 1898 年 12 月など巢鴨監獄教誨師事件後、監獄関係雑誌では教誨について様々な論者が意見を述べている。

先登署すれば最初に教誨堂に入りて仏前の勤行をなす，死亡囚の親戚故旧ある者は直に之れに下付するもの若し引取人なき時は監獄附属の雑司谷墓地に葬る，斯る場合には衣を換へ棺に収め諸般の準備丁れば受持看守は直に教誨師に通知す，乃ち屍室の正面にて看取長若くは看守部長立會の上葬儀を営む，本署（巢鴨監獄支署）の曾て石川嶋に在るや，其棺は教誨堂に昇き入れて仏壇の正面に据え，生前彼れと監房若しくは工場を共にせる者数人をも列席せしめ読経の後に教誨を施し...

...出願者ある場合には，大概午前九時より十二時までの間に於て，本人を教誨堂に呼出して仏前に礼拝せしめ，読経するの後に一の教誨を加ふ，其意専ら読経を乞ふは末にして，先づ自俊するを本とせざる可からず...（中略）...若し夫れ右等の出願者なき場合は，此時間を以て訊問所に出づるを例とす，これは昨日工場或は監房等に於て獄則を違反せし者を取調るが為なり，看守長先づ受持看守の報告によりて犯則者を審問し，首服すれば其趣きを懲罰表に記入し，次に教誨師も同様の手続をなし，該囚は常に教誨を服膺するの念ありや否，這般の犯則は過誤に出しか將た故意に為せしか，能く其平生を考へ其犯情を察して，教誨師の見る所を懲罰表に記入し，併せて将来一層の謹慎を要する所以を論す...（中略）...一方には監獄の規律を保持し，一方には衆人の哀情を酌量し，寛厳度に適し，両ながら其宜きを失はざることは，吾人の極みて難しとする所，這間の苦心恐らくは教誨師の外に復同情を有するの人なかるべし...

...監獄の中央三層樓高き処，数点の号鐘時正に午に至るを報ず，於是三名の教誨師は各々手分けを為し，一名は食堂に赴き他の二名は工場に向ふ，その食堂に赴くは判任以上の官吏と共に会食に列し，因みに獄事會議に與らんが為なり，重大なる事件ある時は直後に關係なき者は，判任官吏と雖も之れを除き，更に看守部長をも列席せしめて，特に一場の會議を開く，故に食後の會議はつまり獄事に関する隨意談話会なり，毎月最終の日曜は賞表授与式を行ふを例とし，其前週の木曜日に於ては受持看守より差出せる書類により受賞すべき囚徒の行状を審議す，所謂上等司獄官會議なる者也，此時名籍主任は家族の關係等を俟し，作業主任は科程の了不等を査し，又看守長は彼れは能く教令を遵守する者なるか，教誨師は彼れは眞心悔悟の念ある者なるか，各々其平素視察する所を開陳して，賞表付与の適否を議す，衆説稍や一致すれば署長此に判決をなす...

...他の二名の工場に向ふや，本月における各工場の教誨割は已に前日中警守係

に回附し、更らに同係より各受持者へ通知しあるを以て、契飯了れば直に準備して教誨師の臨場を待つ、是れ所謂工場教誨にして監獄則施行細則第九十三條に示されたる休役間の教誨と称する者なり、這間の休役は季節によりて長短あり、一月より四月まで、及び十月より十二月まで一時間、六月より八月まで二時間、五月よと九月は一時間三十分間、各々不問ありと雖も、要するに彼等は飲食未だ全く嚙下せざるに、早くも教席に着いて其諸説を聞かざる可からず、加之此際は囚徒の身心共に披露甚だしくして教誨を加ふるに最も適せざる時とす、

...新たに入監する者あれば当日諸般の手續を完了し、翌日教誨師は教誨堂に於て宗教の信否教育の有無より性質行状の善悪良否を調査して之を一定の用紙に記入し、更に在監中真心開悟して改悛の実蹟を呈はす者は必らず賞与を受けて刑期を減ずることを得、若し獄則に違反して不良の所行ある時は為に懲罰に処せられて苦痛を重ねざるを得ず、故に在監者は皆に将来を戒慎するに満足せず、既往の罪惡を賠償するの精神を以て教令を謹守し役業を勤励せざる可からざる所以を懇論... (下線部筆者)

ここからもわかるように、教誨師は宗教（この場合は仏教）と深い関係を持っていることがわかる。また「新たに入監する者あれば当日諸般の手續を完了し、翌日は教誨堂に於て宗教の信否教育の有無より性質行状の善悪良否を調査して之を一定の用紙に記入」とある。

ここで入監時に「宗教の信否」について確認を行う。そして「一定の用紙」にその状況について確認すると、下の写真は、真宗本願寺派本願寺が編集し1927（昭和2）年に刊行された『日本監獄教誨史』に収録された「教誨原簿」である。昭和初期に刊行されたものであり、本多がここで述べる「一定の用紙」が本教誨原簿を指すと判断することは難しいが、本多が仏教者教誨師であることから、参考までにここに掲載したい【資料4】。

房 監 場 工		時 監 出		特 性		略 概 罪 犯		入 監		教 誨 師	
年月日	工 場	生 計	方 法	信 仰	學 力	識 別 符 號	性 質	特 性	三 期 了 期 刑 名 數 名	年 月 日	年 月 日
		定 額	定 額	定 額	定 額	監 獄 別 人 員	監 獄 別 人 員	監 獄 別 人 員	年 月 日	年 月 日	年 月 日
事 記		地 区	定 額	定 額	定 額	監 獄 別 人 員	監 獄 別 人 員	監 獄 別 人 員	年 月 日	年 月 日	年 月 日
教 誨 原 簿											
要 領		保 護		地 区		監 獄 別 人 員		監 獄 別 人 員		監 獄 別 人 員	
要 領		保 護		地 区		監 獄 別 人 員		監 獄 別 人 員		監 獄 別 人 員	
要 領		保 護		地 区		監 獄 別 人 員		監 獄 別 人 員		監 獄 別 人 員	
要 領		保 護		地 区		監 獄 別 人 員		監 獄 別 人 員		監 獄 別 人 員	
要 領		保 護		地 区		監 獄 別 人 員		監 獄 別 人 員		監 獄 別 人 員	
要 領		保 護		地 区		監 獄 別 人 員		監 獄 別 人 員		監 獄 別 人 員	
要 領		保 護		地 区		監 獄 別 人 員		監 獄 別 人 員		監 獄 別 人 員	
要 領		保 護		地 区		監 獄 別 人 員		監 獄 別 人 員		監 獄 別 人 員	
要 領		保 護		地 区		監 獄 別 人 員		監 獄 別 人 員		監 獄 別 人 員	
要 領		保 護		地 区		監 獄 別 人 員		監 獄 別 人 員		監 獄 別 人 員	
要 領		保 護		地 区		監 獄 別 人 員		監 獄 別 人 員		監 獄 別 人 員	
要 領		保 護		地 区		監 獄 別 人 員		監 獄 別 人 員		監 獄 別 人 員	
要 領		保 護		地 区		監 獄 別 人 員		監 獄 別 人 員		監 獄 別 人 員	
要 領		保 護		地 区		監 獄 別 人 員		監 獄 別 人 員		監 獄 別 人 員	
要 領		保 護		地 区		監 獄 別 人 員		監 獄 別 人 員		監 獄 別 人 員	
要 領		保 護		地 区		監 獄 別 人 員		監 獄 別 人 員		監 獄 別 人 員	
要 領		保 護		地 区		監 獄 別 人 員		監 獄 別 人 員		監 獄 別 人 員	
要 領		保 護		地 区		監 獄 別 人 員		監 獄 別 人 員		監 獄 別 人 員	
要 領		保 護		地 区		監 獄 別 人 員		監 獄 別 人 員		監 獄 別 人 員	
要 領		保 護		地 区		監 獄 別 人 員		監 獄 別 人 員		監 獄 別 人 員	
要 領		保 護		地 区		監 獄 別 人 員		監 獄 別 人 員		監 獄 別 人 員	

資料4：教誨原簿

出典：「教誨原簿」『日本監獄教誨史』付録より引用

一方、キリスト教者の教誨師としての活動はどのようなものであったのか。留岡幸助の教誨活動についてみてみよう。

留岡は、教誨師時代から欧米の監獄学を積極的に学んでいた。特に監獄学で著名であったワインズからの影響を強く受けており、最新の監獄問題や囚人への処遇方法などが記されている著書を読んでいた。そのため彼の囚人感化に対する思想は、当時の日本においては先進的であり理論に基づいたものであった（室田保夫 1998b ; 247-248）。

原と留岡の基本的な教誨に対する思想は共通しているが、原は兵庫仮留監時代に草案した「カード記録」など、その教誨技法を独自のものとし、感化を有効にするための方法を作り上げている。また留岡は釧路集治監へ赴任した当初、原の思想に触れ、教誨方法についても大きな影響を受けた（室田保夫 1998b ; 193）。

そのため独自の教誨技法と呼べるものは少ないが、留岡は教誨の有効性や監獄における囚人の処遇のあり方など、教誨のみではなく、広く監獄についての理論も学び、総合的な監獄学研究を行っている。つまり原はより実践的なアプローチ方法を生み出し、留岡はより理論を用いた総合的な監獄学に特化していた。留岡幸助は教誨の目的を以下のように述べている。

「教誨の目的」

普通説教と監獄教誨の異なる点は普通説教は良民を懇導誘化するの教なり、
監獄教誨は天下の法網に触れたる自由刑の執行を受ける罪囚を感化する教なり、
故に其説く所や極めて厳肅莊重ならざる可らず

改過遷善の実あがらざるに至りては監獄教誨の目的達したりとは断ず可らざるなり（同志社大学人文科学研究所 1978 ; 21）

ここで教誨と説教の違いを言及していることからわかるように、教誨は独自の面接であることも強調しており、また教誨が有効でない限り囚人の悔過遷善が達成されることはないともしている。留岡は牧師でもあったが教誨と説教の違いを自身の面接のなかにもっていた。また教誨の目的に関しては、囚人の悔過遷善のみならず、監獄改良運動の中でも重要な役割を持っているとしている。

3. 教誨と宗教の関係 — 巣鴨監獄教誨師事件以前の議論 —

さて、ここでは宗教と教誨の関係を踏まえる上で、まず巣鴨監獄教誨師事件以前の教誨と宗教の関係をここではみていきたい。

はじめて教誨について法制度上において規定されたのは、1881（明治14）年の第1回改正監獄則からであり、それ以前は、篤志の人々によって、説教や教導として教誨活動がなされていた。当時の教誨は、宗教家から官庁に請願をして、監獄に出向き受刑者の教化に

あたっていた為、当然これに要する軽費などは、自己負担であった（本願寺史編纂所 1969:371）。

1881（明治14）年の第1回改正監獄則では、教誨の規定がされたものの、監獄費が地方庁負担によるものだった為、特に地方では監獄で教誨師を任用することが難しく、大部分は各宗本山に対して教誨師の派遣を要請するという方法をとった（教誨百年編纂委員会 1973:36-37）。

1889（明治22）年に、第2回改正監獄則が制定されたが、教誨についての規則に大きな変更はなかった。第2回改正監獄則によって、他の職員同様に、常勤として分掌事務を担当することにはなったが、教誨師の任用については、各監獄の典獄の判断に任されていた。

では、教誨活動を行う際に宗教はどのように用いるべきであったのだろうか。『大日本監獄協会雑誌』¹⁰が刊行されてから巣鴨監獄教誨師事件が起こる1898（明治31）年8月までの期間を対象として教誨と宗教に関する議論についてみていきたい。

『大日本監獄協会雑誌』に掲載されている「教誨と宗教の関係」についての記事は、ある程度共通の考えを持つものであった。それは教誨に自身の宗教を持ち込み、布教活動的行動をとるべきではなく、囚人の改過遷善を目的におくべきというものであった。

巣鴨監獄教誨師事件後に大谷派本願寺の事務総長である石川舜台¹¹が主張したような公認機関における非公認教の活動に対して反対するような記事は事件前は見られない¹²。少なくとも監獄関係者は「国家と宗教」の関係で教誨活動を考えるてはいないように思える。しかし、布教活動を行なわないことを前提として、改過遷善に有効であると考えられている宗教をどのように用いるのか、この点に関しては、明確な答えを見つけることはできず、議論を重ねる状況が続いていた。これらの議論は第2号から第25号までにおいて特に議論されている。

3-1. 教誨師の適任 —単一の宗教か複数の宗教か—

教誨に単一の宗教を用いるか、それともいくつかの宗教を用いて囚人の教誨にあたるか、これは巣鴨監獄教誨師事件の最大の要因ともいえる。しかし、事件以前から監獄関係

¹⁰ 第4章で詳細を述べるが、『大日本監獄協会雑誌』は大日本監獄協会の機関誌であり、その会員数は「全国に募集したる以来入会を申込まるるもの日を追ふて増加し五月三十一日迄の調査に依れば其数既に二千二百五十名」（『大日本監獄協会雑誌』第2号）とあり、多くの監獄関係者に読まれていたものと考えられる。

¹¹ 石川舜台（1842～1931）は真宗大谷派の僧侶で、1878年に東本願寺の事務総長になった人物で、欧米に視察に行き帰国後、教団の組織・学制の近代化を進めるなどした人物であり、事件当時は参務の役職であった。

¹² 大谷派本願寺の事務総長であった石川舜台は当時の内務大臣であった板垣退助に対して事件の説明を求める書面を提出した。その内容は神道や仏教のように国が公認した宗教ではなく、黙認されているキリスト教に獄制の要務を託すことは不当であり、これは監獄職員に限るものではなく、国家と宗教との関係にも及ぶ重要な問題であると主張した。

者の中では「教誨と宗教」を語る際には論点となっていた。以下、深井鑑一郎と篠川直の議論からその詳細をみていきたい。

深井は教誨について各国ごとに「教法の種類、教法の性質、人民の風習」に対して適切なものを選択する必要があると述べている。欧米においては教誨の多くが、宗教を用いて行なわれているが、フランスのような「一国教」に依る国もあれば、アメリカのように各宗教を用いて教誨を行なう国もあり、日本はアメリカのような諸宗教により教誨を行なうべきであると深井は主張している。その理由として、日本は「神教」「仏教」「儒教」「基督教」など様々な宗教が存在しており、また宗派など細かくみていけば 50 以上の数になることを挙げている。たしかに日本における習慣をみると宗教への関心は「淡薄」であり、それは欧米人の宗教観とは異なるものである。

一方で「先祖より宗教をもって帰依となすもの」もいることも事実であるため、フランスのように「一国教」を採用するべきではないとしている。諸宗教であるべきという考えは「監獄なる者は社会の一小分子にして即ち一個の小社会を団結せしめたる者なるが故に社会の現在に於て既に諸般の宗教を播種し人民各自の適宜に帰せしめたる以上は監獄に於ける教誨に至りても亦勢ひ諸教の教誨を行ふ」（深井 1888a）という論理である。

しかし、監獄において諸宗教の教誨を行うには「諸教の教誨者を托任するの費用」「諸教々誨を施すに於ては囚人の区別は如何すべき乎」「囚人をして宗教上の軋轢を生せさらしむ」「普通道徳教誨と宗教々誨との優劣如何」などの問題があるとしている。その他様々な問題があるが、深井はこの 4 点が最も講究されなくてはならないとしている。

一方、篠川直は第 4 号に「囚人の教誨」と題した論考の中で深井についての自身の考えを述べている（篠川 1888a）。深井のいう「種類、性質、習慣」等に合わせて教誨を行うこと、またそれを欧米諸国と日本を対比しながら検討している点については評価している。

しかし、後半部分については否定的である。まず深井が述べた「監獄なる者は社会の一小分子にして即ち一個の小社会を団結せしめたる者なるが故に社会の現在に於て既に諸般の宗教を播種し人民各自の適宜に帰せしめたる以上は監獄に於ける教誨に至りても亦た勢ひ諸教を行ふ」という考えに対して「生始めて惑を生ず」としている。その理由としては、「社会は宗教皆無と名称す可からず囚人は宗教皆無と名称して可なり（十囚の八九に就て言う）」というように監獄が社会の一小分子であったとしても実際監獄内は社会のように諸宗教があるわけではないことである。また 50 以上の各宗教・宗派はないにしても、監獄内囚人のうち信徒が多い宗教を選んでいったとしても、5 つほどになり、5 つの宗教教誨師を呼ぶのであれば、宗教上の軋轢を避けるために分房独居で教誨をする必要がでてくるとしている。つまり深井のいうように諸宗教の教誨師を要することは「口言ふ可くして行ふ可らず」であるという。篠川は教誨師は、それらの問題がないように「教誨者は能く囚人の心を感動せしむる者を撰」ぶべきと述べる。

篠川の「囚人の教誨」について深井は早速、次号（5号）で反論している（深井1888b）。第2号で深井が「監獄は社会の小分子なれば社会の現在に於て諸般の宗教ある以上は監獄にも亦た諸教を輸入すべし」と述べたのに対して、篠川は第4号で「実験」上監獄内の囚人のほとんどは無宗教であると反論した。

しかし、深井はこの「実験」は篠川がいる一地方のみであり、「人民風習の別なる土地に依り其の志想...夫れ夫れ志すところある」としてたまたま篠川のいる宮崎は宗教を信じる人が多い地域ではないだけであって、宗教を信じている土地の監獄には宗教心のある囚人が多くいるとして篠川の考えを否定している。また、たとえ囚人に宗教心が無かったとしても司獄官、教誨師が宗教を監獄内に「輸入」すれば囚人の改心に必要な道義心を持たせることができると主張している。その例としてフランスの監獄で宗教心のない囚人に対しては宗教心のある囚人と同じ部屋にしていることも挙げている。

次に「諸宗教かどうか」についてだが、基本的に2号での深井の「諸宗の教誨者を監獄に置く」という考えは変わっておらず、これに対する篠川の「托任するの徒費なきを以て唯教誨者は能く囚人の心を感動せしむるものを撰むの外なき」という考えには、「一監獄として数十百人の司獄官ある以上は彼れ此れ相加減せば諸宗の教誨者を置く位の費用は敢て左程の難事」ではないとしている。むしろ「(教誨師側は)素より人心改良を以て目的となす以上は其の費用の如何を顧みず」教誨を行なうべきであるとしている。

また教誨を行う際に宗教ごとに囚人を分けて行うか、それとも全体で行うかであるが、それについては「諸宗の教誨者を設け盛に其の教誨を施し囚人各自の帰從するところの宗教に熱心するに当りては勢ひ其の軋轢を生」むとして区別して教誨をするべきとしている。この際に指摘された監房の数は、「如何なる監獄と雖も囚人の帰依は大抵五六種」より多いことはないので、問題ないとしている。

深井の囚人に宗教心のあるものが少ないというのは、一地方の結果に過ぎないという意見に対して、全国における囚人の宗教を信仰しない割合は10人中8、9人であり、これは皆無といえと主張する。またここでは宗教を用いない教誨がいかに重要かを主張し、「教誨者には先づ囚人の心を感動せしむる者を撰はされは効験を見るを得ず」としてまた、各宗教教誨師の用いる各宗の講話は「仮令数百万言を費やすと雖とも聴く者をして感動せしむるに足らず」と宗教教誨に否定的見解を示している。これは下で述べる飯田直之丞の考えと共通するものである。

3-2. 教誨の方法 —宗教を用いるか否か—

上で紹介した「監獄教誨で宗教を単一にするか複数にするか」の議論と同時に教誨自体に宗教を用いる方法をとるべきか、用いない教誨を行うかの議論も活発に行われていた。そこには、宗教者によるものではなく、教誨独自の「技法」の確立に必要性を訴えるものもあった。

飯田直之丞は「囚徒の教誨は一種特別の方便に出つへし」と題した論文を第5号に投稿する。そこでは教誨の具体的な方法について述べている。その方法とはタイトルにあるように教誨は「一種特別の方便」を用いることである。まず宗教者が自身の宗教を用いて囚人の教誨にあたること自体が「無知」である囚人に対しては有効ではなく、改過遷善はできないとしている。むしろ、「各教宗派の如く偏倚の説」によるものではなく「古今名家哲士の金言卓説より孝子義僕の美事善行」のような人の心を感動させるような話つまり「一種特別の方便」を教誨師が行うことを主張している（飯田 1888）。

しかし、松田敏は第8号に「囚徒教誨の件に付愚見」と題して飯田の「囚徒の教誨は一種特別の方便に出つへし」の考えに対して同意する事ができないとしている。監獄には「神教」、「佛教」、「外教」、がありそこで他の宗教により教誨を行うと軋轢が生まれてしまう。仮に生じなくとも聞いている囚人は自身の宗教を尊信し、他の宗教の場合は受け入れることはない。そのため「一監獄に数派の教誨を施すは予の取らざる所にして飯田君と感を同ふするものなり」としている（松田 1888）。しかし、その方法として「一種特別の方便」のみを用いることに対しては批判的である。自身の経験からもそれだけでは囚人を改心をさせることは難しいと考えており、やはりその土地（監獄）で最も信徒が多い宗教を用いて一宗教により教誨にあたる事が望ましいとしている。

植田卓爾は飯田（第5号）と松田（第8号）の議論を取り上げて、それを踏まえながら持論を展開している。飯田の宗教者であっても自身の信教を口外せず、教誨自体も宗教色のない古人の美談などの講話を用いる「一種特別の方法」を採用することには賛成している。しかし、そうであるならば、むしろ宗教者が教誨を行うのではなく司獄官吏が「訓誨」を自ら行えばいいという考えを示している（植田 1888）。官吏は、囚人の普段の生活から監獄内労働など様々な場面で囚人と接しているため、むしろ本来の教誨師のように教誨を行なうときだけ囚人と接するよりも、犯罪の原因となる囚人の心情を理解することができるという考えであり「一度の訓誨は教誨師十度の教誨にも勝れる」としている。そのため松田の信徒多数の宗教に基いた一宗教による教誨に対しても当然否定的である。植田の担当する地域は囚人に対して宗教を尋ねても10人中8、9人は「空信」であるため、最多数の宗教を用いることは難しいとしている。

三橋美佐保は日本人の宗教に対する姿勢を「外国人と其宗教心の厚薄を問へは日本人の淡薄なる」として、また宗教信者の一部は自身の宗教を尊信するあまり、他の宗教を敵視するものもいるとしている（三橋 1889）。そのような状況のなかでは監獄教誨で「好結果」を得ることはできないと主張している。もし他の宗教を敵視している教誨師の教誨を受けたならば、それは囚人に「伝染し患害を招くことになる」と考えている。三橋の考えは、囚人に悔い改めさせることだけを目的とするならば、宗教を用いるよりも「道理を講説する道德家」を採用すればよいとしている。そして改心させるためには十分に懲戒を施し、道德家による講説により改心させることを主張している。また植田とは異なる点とし

て、懲戒を怠り教誨や講説のみを行うことは有効ではないとして懲戒の重要性も説いている。

木下鋭吉の「囚人教誨法に付ての管見（其一）」（木下 1890a）は 13 ページというこれまで見てきた論説と比べても最も分量が多い。ここで木下は①「現時有力者の唱ふる教誨法の種類」②「日本現時の経済的境遇」③「日本現時の宗教及び囚人の宗教心」④「犯罪者の刑名比較及び教育の有無」の 4 つについて考えを述べている。

①については上記にある各論者についてまとめており、②では、監獄改良を行う際に必ず検討する必要がある金銭面について言及しており、教誨については「一人の囚人に一人の教誨師か犯罪者其者の性情に付因果応報とか天道とか種々懇切に教誨をなすとせは一千の囚徒を拘禁する監獄は能く教誨費に堪ふや否や」として囚人個々に対して個人教誨を行うことの難しさを指摘している。③では憲法により信教の自由が認められているため仏教者、神道者キリスト者など様々な信教の者がいるため、各論者もそれに注目し教誨と宗教について議論しているが、一番注目すべき点は無宗教者であるとしている。その無宗教者にも 2 種類あり、「学識もあり経験もありて自から人間の正道を履み敢て宗教を尊奉せざるもの」と「無学文盲にして学問の何物たるを知らず人間の義務を知らず道德の如何を知らず宗教の如何を知らず偶偶阿弥陀の有難きを信するも隣家の柿を盗んで仏の供用にする類の輩」としてこの無宗教者に監獄関係者は注目する必要があるという。④は不敬犯や窃盗犯、傷害犯、また教育を受けた者、そうでない者などのように囚人の刑の違いや教育の有無の違いに注意する必要があるということ述べている。以上の 4 つを指摘した上で木下は、適切と思われる一つの宗教と「学派」を用いて教誨を行うべきとしている。

3-3. 小河滋次郎の教誨論と留岡幸助の教誨論

さてここで、監獄学の権威と称される小河滋次郎が教誨と宗教の関わり合いについて如何なる見解を示していたのだろうか。以下みていこう。

小河は、教誨と宗教の関わり合いについて「監獄教誨は宗教的なる可きや将道理的なる可きやの問題に於ては徹頭徹尾宗教教誨の主義を取るを必要なりと信ず」との見解を示している（小河 1894:857）。しかし、実際に教誨師として勤務し、巣鴨監獄教誨師事件の当事者でもある留岡幸助は、小河滋次郎の「徹頭徹尾宗教教誨の主義を取る」との意見に対して逆に、教誨は宗教を用いない教誨と宗教を用いる教誨とに分けて行うべきという考えを持っていた。その理由を以下の 5 つとしている（同志社大学人文科学研究所 1978:26-29）。

- 一 論者の説は宗教と道義の区別充分ならざるの憾みあり
- 二 論者の説は国状を詳にせざる点あり
- 三 人の自由意思を拒むの嫌ひあり
- 四 論者の説は偽善者を造るの恐れあり

五 徹頭徹尾宗教的主義を取る必要なりとせば、何れの宗教を最も是として取るべきか

留岡は、囚人への個別性を重視し、囚人個人の信教まで拘束すべきではないという考えを持っていた。留岡の考える理想的な宗教と教誨の関わりは、「道義教誨を総囚に向てなし、宗教々誨を在監者各自の選択に向て奨励せば罪囚を感化する二大作因として其目的を達すべし」として、宗教に頼らない教誨を大勢の前で行い、選択で宗教教誨を個別に行うものであった。また、教誨の目的についても、留岡は以下のように述べている（同志社大学人文科学研究所 1978:21）。

「教誨の目的」

普通説教と監獄教誨の異なる点はふつう説教は良民を懇導誘化するの教なり、監獄教誨は天下の法網に触れたる自由刑の執行を受ける罪囚を感化する教なり、故に其説く所や極めて厳肅莊重ならざる可らず

改過遷善の実あがらざるに至りては監獄教誨の目的達したりとは断ず可らざるなり

ここで、教誨と説教の違いを言及していることからわかるように、教誨は、独自の面接であることも強調しており、また、教誨が有効でない限り、囚人の悔過遷善が達成されることはないとしている。留岡は、牧師でもあったが教誨と説教の違いを自身の面接のなかにも意識していた。

では、教誨師と牧師や神父などの違いを述べている留岡は、一体どのような教誨師像を理想としていたのか。1896（明治29）年の『監獄雑誌』への投稿文からその理想像を窺うことができる。以下はその投稿文から留岡が理想的な教誨師に必要と考えた4つの要素を理由と共に記述した部分を抜きだしたものである（同志社大学人文科学研究所 1978:127-130）。

- 一 無慾 元来人を感化する事業に慾心の介立する筈なしと雖、澆季の世に於ては一概にしか論ず可らず、損得を喋々するは市場のことなり教誨師に損得の認識んなるは祝すべき微候にあらず、無慾な仁者の体なり、無慾を以て多欲の囚者を救ふ此れ教誨師たるものの一秘訣なり
- 二 同情 人世の秘訣一ツにして足らずと雖同情は此れ其内の一秘訣なり、同情の精神は悪を征し善を強むるに外ならず、教誨師にして同情の精神なからんか、恰も嚴冬ストーブなき家屋の如く罪囚改良に寸益なきあり、
- 三 天真爛漫 偽善虚飾は罪囚の常なり、此を以て官吏を欺き又己をも欺くなり、

かかる人類に対するに教誨師たるもの無学を有学に衒らひ、知らざるを知るふりに装ふ、何を以てか虚飾偽善の化身たる罪囚を矯正するを得ん、

四 在監者の事情に通暁すること 百万の民に君臨する雲上の人も下民の実状を審にせざれば以て其民を治む可らず—中略—刑事人類学等を學に至りては愈々以て學術的に彼等の身心情を知るに至る可し、狹隘史たるもの勤めずして可ならんや

このように、留岡は（１）無欲さ（２）同情の気持ち（３）飾らない気持ち（４）囚人の心情の理解の４つを教誨師に必要な要素として挙げている。

以上の史料からも、監獄学に精通している小河と留岡の見解ですら違いがあり、教誨の技法や心構え、また教誨と宗教との関わりについての規定は確立されていない状況がわかる。この確立されていない状況、つまり各監獄典獄により教誨の位置づけが違うことこそが、巢鴨監獄教誨師事件の原因の１つといえる。

1881（明治 14）年の第 1 回改正監獄則において教誨についての規定が法制度上に初めてあらわれたが、それ以前は、篤志の宗教家によって教誨活動が行われていた。1881（明治 14）年の第 1 回改正監獄則では、教誨の規定がされたものの、監獄費が地方庁負担によるものだった為、特に地方では監獄で教誨師を任用することが難しく大部分は各宗本山に対して教誨師の派遣を要請するという方法をとっていた（教誨百年編纂委員会 1973:36-37）。1889（明治 22）年に、第 2 回改正監獄則が制定されたが、教誨についての規則に大きな変更はなく、これによって、他の職員同様に、常勤として分掌事務を担当することにはなったが、教誨師の任用については、各監獄の典獄の判断に任されていた。

小河は『監獄学』において、「感化改良ノ事ハ治獄上ノ最緊要務タリ教誨ハ即チ此目的ヲ達スルノ最好方便タルカ故ニ司獄ノ局ニ常ル者ハ須ラク教誨ニ置キ殊ニ其實施ノ方法ニ注意スル所ナクンハアルヘカラス」として、監獄内での教誨の重要性を強調している（小河 1894:855）。

教誨の方法については、教誨は普通教誨と特別教誨としており、「普通教誨」は、全囚徒もしくは数囚に対して行う教誨で、実施は免役日、日曜日午後、平日罷役後及び休役間に施行されるものをいい、「特別教誨」は、入監、出獄、受賞、処罰、疾病、監房巡回等の場合に施行されるものと紹介している（小河 1894:864）。

さてこのように『大日本監獄協会雑誌』上において、また小河の教誨師の役割についての主張などをみても、そこには「国家」を絡めた議論は見当たらない。むしろ「更生」の本質を正面から捉えた議論がなされていたといつてよいだろう。

4. 巢鴨監獄教誨師事件の概要とその報道

ここでは、巢鴨監獄教誨師事件の概要を新聞記事を用いてみていきたい。

まず巢鴨監獄教誨師事件を最初に扱った新聞は、一般新聞の『朝日新聞』であり、1898(明治31)年9月8日朝刊に以下のように取り上げている(『朝日新聞』1898 9月8日)。

過般典獄大更迭に際し内務属たりし有馬四朗助典獄に昇進し巢鴨監獄に赴任するや看守長書記其他二百余名の看守等を招集し二時間余に渡る同監獄改革方針の演説を試み先づ第一着手として各工場其他にありし椅子を廃し腰掛を除き看守をして朝五時より晚五時迄立ち続けに勤務せしめ僅に昼飯時に於て一時間の休憩を許すのみ其勤務の困難なるが上に有馬四朗助典獄昼夜の別なく密行して其監督の厳なる干渉の甚しき濡薪を束ぬるが如く看守等其苦痛に耐へず諸所に秘密会議を開き辞表出さんとするもあり署内の光景何となく面白からぬ折柄有馬典獄は従前の仏教教誨を廃し耶蘇教に改めんと考へを起し一昨六日藤郷教誨師に辞職の旨を諭すや三上、間野、三山、中川等教誨師の面々大に激昂し同日午後一時有馬氏の手許まで一同辞表を差出し即日官舎を引払ひ小石川小日向水道町還国寺へ引取りしが看守連中も或は之に呼応せんとする勢ひありという

記事内容は、巢鴨監獄に典獄として赴任してきた有馬四郎助が、看守長ら200名に対して演説を行い、また看守等に対して監視中に椅子を廃止するなど、勤務環境を変えたために、看守等は不満を持つようになり、また教誨師に対して辞表を出すよう求めたため、教誨師等は、激昂し辞表をだすなどし、監獄員たちは不満を募らせているという内容である。

この記事を見ると有馬に対してかなり否定的な見方をしている。記事の前半部分では、見方によっては、看守らの意識改革をするなど、有馬の監獄改良の一貫とも捉えられるが、「其監督の厳なる干渉の甚しき濡薪を束ぬるが如く」と行き過ぎた監督であるとしている。

また後半の仏教教誨師の辞職の件に関しては、「署内の光景何となく面白からぬ」として、有馬のとった行動を、何の考えも無く思いつきで行なった行動かのように表現している。

この『朝日新聞』の記事を筆頭に、当時の新聞は、一般新聞、宗教関係新聞を問わず、この事件に関する記事を取りあげる。

仏教系新聞の『明教新誌』は、9月8日の『朝日新聞』と全く同一の記事を9月10日に取りあげている。『明教新誌』はその後、事件に関する様々な記事を100件近く掲載するが、事件を最初に取り上げた記事は他社のものを引用する形となった。

では、なぜ有馬が、仏教者教誨師の辞任を求めたのか。

当時の教誨師選任の方法も明確な規定がなく、教誨師を仏教の本山が指名するなどして、大谷派の僧侶が独占していた。当時の内務大臣であった板垣退助は監獄改良運動に熱心であり、各府県の典獄を招集、諮問しその中で監獄の最も重要な問題として教誨問題をとりあげた。教誨制度の見直しとして、内務当局が、非公認であるものの、有馬にその対策を促したことが、この事件の直接的な契機となっている(室田 1998b:363)。

有馬は、9月4日に大谷派の大草慧実を訪ね、内地雑居も迫っているため、囚人の信教も配慮にいれキリスト教教誨師も採用したいとの申し入れをした。

有馬は仏教教誨師を一名だけ残し、キリスト教教誨師を1名採用し、キリスト教と仏教それぞれ1名ずつにする考えであった。以下はその書面である（吉田 1991a:418-419）。

拝啓、昨日は参堂得拝顔難有奉存候。然は其折御談合致置候件御電報相待申居候事に御座候。願くは貴山にて御一人今後の教誨方法に由遵御居残の事切望罷在候間何卒好報の到らん事待望に堪へざる事に御座候。併し例の道義教誨に際しては勿論仏耶孰れの人も総て儀式を離れ申候て特別宗義教誨に限り各種任意の儀式をも履行せしめ候筈に御座候。而して若果して御一人御居残の事幸にも御決定相成候上は藤郷間野両君の内御一人に致度希望仕候。是は貴山の御都合も有之筈に奉存候間何れとも御決定の上御報知被下候はゞ其心得を以て処置可仕考に御座候。兎に角至急候事情有之辞表丈は差出され候様書面相達申候次第に御座候。為念右御都合御内報迄匈々拝具

九月五日

有馬典獄

大草輪番殿御座右

ここで有馬は藤郷、間野のどちらかを選んで欲しいとの要望をだしたが、実際、有馬は僧侶全員を辞職させキリスト者の留岡だけ採用する考えもあった。しかしそれでは、極端すぎるのでバランスを考え、仏教・キリスト教1人ずつの案をだした（有馬 1987:788-791）。しかし大谷派側はこの条件を受け入れず、さらに有馬の行動に納得がいかず、全員が辞表を提出し、そして留岡幸助だけ教誨師として採用する形をとった。

では有馬の教誨思想はいかなるものであったのか。それを 1898 年の事件以前『監獄雑誌』への投稿文「監獄教誨論」から、窺うことができる。その中で「監獄改良を概括せば一は外部の改良、二は内部の改良となるべし、而して其内部に於ける改良てふことにつきもつとも主要なるものは、犯罪者に対する教誨是也」と、教誨が監獄改良の重要な役割を持つとしている。

また教誨について、以下の5つを主張している。

第1は「監獄は宗派を傳道する場所にあらず」として、宗教家はその主義とする宗教を囚人に対して伝道し信徒を増やそうとする者が多く、教誨師は本山の都合により派遣された者が多い。これは監獄にとっては非常に不利益となるため囚人の悔過遷善を考えるならば、布教活動とは切り離して行うべきであるとしている。

第2に「監獄教誨の主義」をあげている。宗教上最も大切なことは囚人の信教の自由であるため、宗教のみを用いてすべての囚人に対して教誨を行うことはこの自由を侵す恐れがある。そのため宗教を用いない道義教誨と希望する囚人に個別に行う宗教教誨とに区別

し教誨をする必要がある。

第3は「監獄に耶佛儒等の各教を混用するは混雑を免かれずと云ふもの」が存在しているが、教誨の目的は犯罪者を救済することにある。そのため見識があり監獄改良を理解するものはそれぞれの宗教の中にいるため、1つの宗教に限る必要はないとしている。

第4は「教誨師の待遇」についてで、教誨の効果をあげるためにはより徳望のある教誨師を招聘する必要がある、そのためには教誨師の待遇をよくする必要があるとしている。当時の日本の教誨師の地位は監獄内で低く、先進国の教誨師は「典獄同等若くは其の次席」であったが、日本では「最高等の典獄は年俸千八百圓にして、教誨師の最高給なるもの僅かに二百圓内外」であり日本の教誨師の待遇が悪かった。

第5に「教務課を新設」すべきことをあげている。教誨事務が普通の事務課に属していることは不都合であり、独立した事務課を設置し、囚人書籍の許否や管理、未成年囚の教育など教誨に関わることをすべてを教務課が行うべきとした。

この資料の以外、有馬は様々な論考を発表しており、自身の囚人感化に対する考えを持っていた。その点から考えると、仏教者教誨師に辞任を求めた行動は単に「署内の光景何となく面白からぬ」といった理由からの行動ではないように思われる。

以下また事件についての新聞報道をみてみよう。

1898（明治31）年9月8日の『朝日新聞』の記事掲載後に、仏教界は有馬の行動に強く反発するようになり、事件は、巢鴨監獄内に留まらず、様々な方面に広がりを見せることとなる。当時の内務大臣であった板垣退助に対して、大谷派本願寺の石川舜台はこの事件に対する説明を求める書面を提出した。

この件に関して『明教新誌』と『朝日新聞』はその書面内容も含めて記載をしている。

...予て記せし巢鴨監獄教誨師一見に付真宗大谷派本願寺参務石川舜台師より内務大臣に宛て差出したる書面左の如し

「過般警視廳巢鴨監獄署は従来の佛教々誨師四人を諭旨解職し更に耶蘇教々誨師留岡幸助を選びて囚徒教誨の任に當らしめたり然るに耶蘇教は維新以来政府の黙許に因り民間に行はるる宗教にして未だ會て我國の宗教として宣言されし事あらず之を神道佛教の如き明かに宗教にして諸多の法令に指定せられ國家より特別の保護干涉を受くる者に比すれば其間に確然たる區別を存するものとす既に政府の公許なる宗教とせば或一部の官署に於て漫りに之を採用し之に獄制の一要務を託するは事の講師を混合せる巢鴨監獄の教誨事務に止まらず延て将来國家と宗教との間に至重至大の關係を及ぼすものと思量致候依て巢鴨監獄署が右の如く公私炳然たる宗教の差別を無視し官署に於て耶蘇教の教誨を行はしむるは貴官に於ても御承認相成候義に有之候哉此指示を仰ぎ度候也」

この書面の内容は、神道や仏教のように国が公認した宗教ではなく明治維新後、黙許により行われてきたキリスト教に、獄制の一要務を託すことは不当であり、また、これは監獄の職員に限る話ではなく、国家と宗教とのこれからの関係にも及ぶものであるため、意見を聞きたいというものである。

これ以降、『明教新誌』は、石川舜台の動きを記事に載せ、巢鴨監獄教誨師事件に関する記事でも、「国家と宗教」との関係について論じる記事がみられるようになる。

10月4日の『明教新誌』には、石川舜台の意見書に対する内務省鈴木内務次官の回答が記載された。

内務省の方針を聞くに巢鴨監獄署に於て耶蘇教誨師を聘用したる件に関し本願寺僧侶石川舜台氏より内務省に質問的書面を差出したるが右に関する鈴木内務次官の意見は左の如しと

巢鴨監獄署に於て此頃耶蘇教誨師を採用したる点を以て世論頗る粉々たるものあれど素と監獄は布教場に非らざるを以て従て苟くも囚人に對し改過遷善の目的を達し得べき者と為さば仏教者たるも耶蘇宣教師たるも將た儒教者、心学者、神道派其他何れの集はに属するもの若しくは無宗派たるを問はざるなり既に其目的囚人感化の上に存するせば其宗派の何たるに論なく偉大の感化力を与ふる所の教誨師を撰ばざるへからず然に之を一種の布教場と見做し其宗派を普及せしめんことを計り毫も囚人の感化如何に就て顧みざるが如きことあらば断じて不可なり既に教誨師たるものは布教師に非らずして監獄官吏の一員たる以上は之が任用方は一に地方当該官の職権ないに属し囚人の感化遷善上甚だしき差支あらざる以上は中央政府は別に之に就て干涉する要あるを見ず此皆趣に依り従来中央政府及其任用方を地方庁に一任したる結果にして既往及現在仏教僧侶儒教者、耶蘇教者若くは心学者等を採用したる実例あり斯の如く一に地方に一任したりと雖も若し中央政府に於て感化上甚だしき差支を来するのと認むるに於ては其監督の必要よりして之に対する相当の措置を採るべきは勿論にて要するに宗派の如何を眼中に置かず唯夫れ囚人に感化力を与ふる所の良教誨師を得ば以て足れりと為すのみ云々

鈴木次官の回答は、監獄は布教活動をするための場所ではなく、囚徒を改善できるのであれば、仏教者、キリスト教、神道、心学のいずれに属する人でも構わなく、教誨師が監獄官吏の一員である以上は任用方法は、地方当該官に任せ、感化に差支えがあると中央政府が認識することがない限り、この方針をとるというものであった。

結果的に、石川舜台の書面に対する政府の回答は、監獄での教誨活動を布教の場とも捉えていた多くの仏教者にとっては望ましい回答ではなかった。

石川は、この回答を得た後に、非公認のキリスト教と、公認の神仏の国家の扱いに関し

ての不満と、キリスト教に対する攻撃文書を記述した檄文を、大隈首相や貴族議員、宮内省官吏、陸軍軍人、実業家、神官僧侶らに送る(吉田 1991a:422)。しかし、この行為が政府の反感を買うことになり、板垣はこれを行政を妨害する行為だとし、石川に処分を下すために法主¹³に対して上京するよう伝えた(『東京日日新聞』1989年10月24日)。

法主はこれに応じなかったため、政府は京都府知事にも法主の上京を命じた。この法主の対応を見ると、石川の意見書や檄文の趣旨に賛同していることがわかり、石川の行為は単独の考えに基づくものではなく真宗大谷派全体の意見として捉えることができるだろう。

その後の真宗大谷派の動きとしては、結果的に、石川に対して「自発的処分」という形をとり1989(明治31)年10月14日に始末書を提出することになる。

結果的に有馬は市ヶ谷監獄に転任し、留岡は巢鴨監獄教誨師を免じられるという形に落ち着き、表面上の巢鴨監獄教誨師事件に関する「宗教と国家」の問題は落ち着いた。

5. 仏教系新聞からみる事件後の仏教界の動向

前節で引用した仏教系新聞の『明教新誌』は、事件当初は巢鴨監獄教誨師事件を、公認教問題など国家と宗教に結び付けて論じている。しかし、その後1899(明治32)年になると慈善事業、社会事業関係の記事が増えていく。

その理由の1つとして慈善事業や社会事業に対して、積極的に活動を行っていく仏教徒国民同盟会(後の大日本仏教徒国民同盟会)などの仏教団体の影響が考えられる。ここでは仏教徒国民同盟会の機関紙で、月に2回刊行されていた『政教時報』¹⁴の記事を中心に仏教界の動向をみていこう。

1898(明治31)年10月29日に、東京市浅草柳橋にて仏教徒国民同盟会は発足した。

発足会において決定した綱領は以下のとおりである。

- 一、本会は仏教徒国民同盟会と称す
- 二、本会は僧侶を除き仏教各宗信徒及通仏教的道德の感化を受けたるものを以て組織す
- 三、本会の目的は仏教本来の面目を発揮しその感化力によりて先づ国民の一致力を鞏固にし漸く富国の衛を講して国家の独立と社会の文明との資せんとする

¹³法主はその宗派・教団の最高指導者であり、当時の東本願寺の法主は、大谷光瑩であった。

¹⁴『政教時報』は仏教徒国民同盟会(のちに大日本仏教徒同盟会)の機関誌であり、その中枢であった近角常観(1870~1941)を中心に発行された。近角常観とは東京本郷に求道会館・求道学舎を建て、そこを拠点として大正・昭和初期の知識人に大きな影響を与えた人物である。これまで完全な形で残っている『政教時報』は、公になっていなかったが、大阪教育大学の岩田文昭氏を代表とした平成20年度~平成21年度科学研究費補助金による「近代化の中の伝統宗教と精神運動—基準点としての近角常観研究—」の研究成果として『政教時報』『求道』『信界建現』をデータ化し、まとめている。

にあり

四、右の目的を達せんか為に本会が着手すべき事業の方針を定むること左の如し

イ 各宗管長及び各宗高德に本会の賛助を求むること

ロ 各宗僧侶を奨励し其学徳を修め其品位を高めしめ其従来の悪弊を改善せしむること

ハ 政府をして公認教の制度を立てしむること

ニ 政府をして速かに非公認教に対する処置を明了ならしむること

ホ 政府をして公認教を保護せしむると共に又其監督を厳にせしむること

ヘ 殖産興業の道を講ずること

ト 社会問題を研究し社会的慈善的事業を興ずること

チ 新聞雑誌其他有益の書類等を発刊すること

リ 仏教の繁栄を妨げんとする不正の行為を為すものあるを見認むるときは官民の区別なく自衛上飽くまで之を排斥すること

五、本会は仏教各宗の合同は勿論他宗教と雖宗義及宗制上我団体と衝突せざる宗は相提携して社会の改善を謀らんことを期す

仏教徒国民同盟会は巢鴨監獄教誨師事件を契機として組織された（岩田 2009:16-17）。内地雑居を控えた状況のため綱領には仏教の布教を目的とはしているものの、「事業方針等」あるように慈善事業、社会事業についての探究も会の方針として挙げられている。そして、記事内容は巢鴨監獄教誨師事件から徐々に慈善事業へと記事の内容が変化していく。時間が経過すれば事件に関する記事が減っていくことは当然ではあるが、なぜ慈善事業、社会事業に関する記事が多くなっていったのか。いくつかの記事を参照しながら、巢鴨監獄教誨師事件から慈善事業、社会事業への関心の変化をみていきたい。

1899（明治32）年刊行の第3号に監獄教誨について以下の記事が掲載されている。

...総て公同団体に於ては、絶対的に個人の自由のみを尊重すべからざるなり、...

（中略）...邦人如何に信教自由の権あるも、公共の教誨に於て、朝に仏教を説き、夕に耶蘇教を説く如き事は、断じて為すべからざるなり、或る一定の教義に由りて、教誨せん事は、国家の義務なり、然らば現今我邦に於て、何の教に由りて教誨せんとならば、国家多数の信仰する仏教に由るべきは固より当然の事なり...

ここでは、『明教新誌』の記事にもあったように監獄教誨の主義は「国家多数」信仰している仏教を用いるべきであると主張している。この記事を見る限りでは「国家」に対する「仏教」の関わりを重視している。

しかし、同年第6号では仏教者の関心を社会問題に向けるべきであるとの記事が掲載される。

...今や全国同盟会の諸士、今回の事件を導火線として眼光を社会問題に転じたり、而して其最熱心なる地方の如き、遂に県会に於て免囚保護費を支出するに至り、或は育児院を起すあり、貧民学校を起すあり伝道学校を盛んにするあり、徒弟学校を起すあり、実に是の如きの社会事業は、宗教信者が一日も忽にすべからざる所、若し宗教信者にして慈愛の眼を以て現時の社会を観察せば、何れか涙の種ならざるなり...

同盟会は巢鴨監獄教誨師事件を契機に発足をしたが、単に国家との関係を意識し社会問題に目を向けていないわけではないと主張している。

また宗教者であるにもかかわらず社会問題に関心を注がないことへの嘆きも主張している。その他の記事も仏教者が社会問題に対して関心を持つべきことへの賛同が述べられている。いくつか記事を引用してみたい。

『政教時報』 明治32年 第6号「富山県の免囚保護」

...仏教界も巢鴨事件より局面一変して、各地共に諸種の社会的事業の勃興すること喜ばしけれ...

『政教時報』 明治32年 第10号「信念と宗教的事業」

方今我邦仏教徒の諸説に聞くに、一方には専ら信念修養の必要を論ずるものの如く、他方には盛んに社会事業慈善事業の急要を唱道するものの如し、これ洵に喜ぶべきなり、... (中略) ...基督教が我邦に於てなせる社会的慈善的事业の数甚だ多きに反し、仏教徒のなせる事業者として聞く所なし、須からく免囚の保護、孤児の教育、女学校の設立、貧民授産、其他所有事業を起さざるべからずと然り這底の事業は皆一として善ならざるはなし、然れどもこれを以て単に布教上の方策より打算し来りたるものならしめば、其学固より称するに足らず、... (中略) ...宗教家の本領、宗教家の根本目的とは何ぞ、精神の救済、心霊の安慰即これなり宗教的事業にして此本領此目的存せざらんか、其事業は活気ある真正なる宗教的事業といふを得ざるなり、

『政教時報』 明治32年 第10号「教誨師問題の落着につき謹て天下同憂諸士に告ぐ」

...巢鴨監獄たる単に事実上より観察せば眇たる一小問題なり、然れども若し宗教的
眼光を以て之を観察せば仏天は一震雷を下して吾人仏教者の懶民を警醒し給ひ
たるにあらずや、社会的眼光を以て之を観察せば社会は仏教者か社会上に於ける
感化力の無能なるを認めたるにあらずや、政治的眼光を以て之を観察せんか、政
界は政治上仏教者の勢力に加へざるのみならず、却て之を軽蔑蹂躪したるものに
あらずや、... (中略) ...全国の仏教者は実に警醒一番、宗教の本義を自覚し、其
感化力を普く社会に光被せしめざるべからず、是吾人か社会事業、慈善事業を唱
道し、内部の悪弊を改善し、健全なる教界を形成し、宗教をして社会の要素たらし
めむとする所以なり、

表1 「政教時報」監獄関係記事、慈善、社会事業関係記事タイトル1号～45号(明治31年～明治33年)		
慈善社会事業関係記事 号数	巢鴨監獄教諭師事件関係記事 著者名	記事タイトル
3号(明治32年2月1日)	本多辰次郎	監獄教諭の主義
4号(明治32年2月15日)	不明	出獄人保護事業
4号(明治32年2月15日)	不明	愛知育児院
4号(明治32年2月16日)	不明	石川縣の慈善事業
4号(明治32年2月16日)	不明	大日本佛教仁慈博愛社
6号(明治32年3月15日)	不明	眼光一轉の機
6号(明治32年3月15日)	不明	監獄教諭師問題の結末
6号(明治32年3月15日)	不明	佛教青年会并に本會
6号(明治32年3月15日)	不明	建議案義場の光景
6号(明治32年3月15日)	不明	政府委員の妄言
6号(明治32年3月15日)	不明	政府の矛盾
6号(明治32年3月15日)	和田鼎	貧民問題
6号(明治32年3月15日)	不明	富山縣の免囚保護
7号(明治32年4月1日)	不明	社会の墮落
9号(明治32年5月1日)	乗杉教存	社会事業(免囚保護)に對しての吾れ
10号(明治32年5月15日)	不明	教諭師問題の落着につき謹て天下同憂諸士に告ぐ
10号(明治32年5月15日)	蕪城賢順	信念と宗教的事業
12号(明治32年6月15日)	不明	本願寺派の慈善事業
12号(明治32年6月15日)	不明	基督教果して衰へたるか
14号(明治32年7月15日)	不明	慈善事業と公認教諭
15号(明治32年8月1日)	本多辰次郎	佛教家の慈善事業(上)
16号(明治32年8月15日)	本多辰次郎	佛教家の慈善事業(下)
16号(明治32年8月15日)	不明	神田出獄人保護所沿革並に狀況
19号(明治32年10月1日)	不明	世の慈善家に謀る
19号(明治32年10月1日)	不明	埼玉縣慈善會保護院
27号(明治33年3月20日)	不明	同盟會の方針
27号(明治33年3月20日)	安達憲忠	感化法案に就て
28号(明治33年4月1日)	不明	大聖世尊の降誕
29号(明治33年4月15日)	不明	感化事業
29号(明治33年4月15日)	月見覚了	感化法發布に就ての所感
30号(明治33年5月1日)	南浮智成	社会問題解釋
31号(明治33年5月15日)	月見覚了	感化法發布に就ての所感(再)
31号(明治33年5月15日)	百目木智璣	慈善問題を論じて感化院の位置に及ぶ
32号(明治33年6月1日)	泰敏之	宗教家事業の範圍
32号(明治33年6月1日)	永井濤江	慈善事業の動機
33号(明治33年6月15日)	常盤大定	感化院の設備に就きて
33号(明治33年6月15日)	不明	各宗管長會議
35号(明治33年7月15日)	鈴木券太郎	所感
36号(明治33年8月1日)	不明	監獄教諭
36号(明治33年8月1日)	不明	窮児悪化の狀況
37号(明治33年8月15日)	不明	社会事業
38号(明治33年9月1日)	不明	社会事業(其二)
38号(明治33年9月1日)	不明	基督教徒の社会事業
41号(明治33年10月15日)	不明	佛教者の事業
42号(明治33年11月1日)	不明	社会事業(其三)
43号(明治33年11月15日)	不明	社会事業(其四)
44号(明治33年12月1日)	不明	新小學校令に對して教家の注意を促す
45号(明治33年12月15日)	山川眞純	免囚保護の第一義

・科学研究費補助金(平成20～平成21年)代表岩田文昭「近代化の中の伝統宗教と精神運動—基準点としての近角常観研究—」研究成果中間報告書資料を参考に著者作成

このように、宗教家による慈善事業、社会事業を推奨している記事が見られる。

また特に注目すべき点は 1899 (明治 32) 年 5 月、第 10 号「信念と宗教的事業」の文中の「然れどもこれを以て単に布教上の方策より打算し来りたるものならしめば、其学固より称するに足らず」という一文であろう。布教の手段として事業を位置づけることへ否定的な見解を示している。

また、同年 7 月の第 14 号、「慈善事業と公認教論」では公認教問題と慈善事業が混合してしまうことに対しての忠告も記載されている (政教時報 1899 第 10 号)。つまり慈善事業、社会事業への参入が布教の為の行動となる事への危惧も示している。

これらの仏教界における慈善事業、社会事業への関心は、同時期の『明教新誌』の記事からも見る事ができる。まず事件前後の慈善事業、社会事業に関する記事件数を見ると、1898 (明治 31) 年 9 月に巢鴨監獄教誨師事件が起こったが、その前月、8 月の慈善事業、社会事業の記事件数をみると、明らかに慈善事業、社会事業とわかる関係記事は 8 月 16 日「板垣内務大臣の社會改良策」、28 日「佛教育児院」、30 日「慈善浴室」の 3 件のみである。

一方、事件後の記事は慈善事業、社会事業に関する記事が頻繁にみられるようになる。

1899 (明治 32) 年からは、全国各地で仏教関係者による慈善事業、社会事業が盛んになった為、特に各地の慈善事業の紹介と仏教団体の活動についての記事がみられる。『明教新誌』で紹介された慈善事業、社会事業は 1 月から 6 月までの半年間で 47 件にのぼる¹⁵。

しかし、社説などの記事には、「仏教をして、国家を中心としたる公共的、慈善的、社会的事業に向て成功せしめんとするは、是れ時世に順応して永く生存を保ち、広く教域を拡張する所以なり」(明教新誌 1899 年 4 月 2 日) というような政治的な意味で慈善事業、社会事業を論じることが少なからずあった¹⁶。

結果的には巢鴨監獄教誨師事件後の両新聞は慈善事業、社会事業に関する記事を掲載するものの『政教時報』と『明教新誌』には慈善事業、社会事業関係記事の掲載の意図には違いがあった。

¹⁵ 表 1 は明教新誌の 1899 (明治 32) 年 1 月から 6 月までに掲載された慈善事業、社会事業関係の記事一覧である。記事選択タイトル、本文中において「慈善」という用語が掲載されていたもの基準として選択した。また「慈善」が本文中にない場合でも、筆者が慈善事業、社会事業であると判断したものは選択の対象とした。

¹⁶ 『明教新誌』1899 年 4 月 2 日付「仏教の實際的方面」、『明教新誌』1899 年 5 月 24 日付「所謂監獄問題の効果」、『明教新誌』1899 年 5 月 26 日付「慈善事業は己の為なり」など。

表2

「明教新誌」明治32年1月～6月の慈善事業、社会事業関係記事一覧

月日・号数	著者名	記事タイトル
1月6日・4227号	不明	埼玉慈善會の報告
1月8日・4228号	不明	感化院の慈善繪畫会
1月28日・4238号	不明	仁慈博愛社設立の計畫
2月6日・4241号	不明	外人の慈善
2月12日・4244号	不明	貧民救助法
2月16日・4246号	不明	大日本佛教仁慈博愛社の設立
2月18日・4247号	不明	大日本佛教仁慈博愛社趣意並に規則
2月22日・4249号	不明	佛教仁慈女學院の開設
2月22日・4249号	能仁荻洲	慈善事業
2月26日・4251号	不明	仁慈女學院
2月26日・4251号	不明	大慈善家
3月12日・4158号	不明	孤児教養の経過
3月12日・4158号	不明	佛教慈善會
3月14日・4159号	不明	富山縣の免囚保護
3月16日・4160号	不明	肥後慈惠會の設立
3月20日・4262号	不明	慈善事業御補助
3月20日・4262号	不明	養育院下賜金の増額
3月22日・4263号	不明	大阪の慈善院設立計畫
3月24日・4264号	不明	仙臺會館の設立
3月26日・4265号	不明	佛教施療院の設立計畫
3月28日・4266号	不明	眼を社会事業に着けよ
4月10日・4272号	不明	佛教仁慈博愛社の近況
4月14日・4274号	不明	佛教仁慈博愛社の近況
4月22日・4278号	不明	免囚保護事業
4月24日・4279号	不明	佛教慈惠院設立
5月18日・4291号	不明	佛教仁慈博愛社の近況
5月18日・4291号	不明	佛教慈善會の發會式
5月20日・4292号	間野闡門	敢て全國の寺院住職諸君に告ぐ
6月2日・4298号	不明	佛教感化院の掃除受負
6月2日・4298号	不明	園主死去後の孤児暁星園
6月4日・4299号	不明	鹿島育児院の事業
6月4日・4299号	不明	西本願寺の慈善事業
6月6日・4300号	不明	瓜生慈善婦人會の再興
6月8日・4301号	不明	西本願寺の慈善事業
6月8日・4301号	不明	横濱孤児院設立
6月10日・4302号	不明	佛教仁慈女學院
6月10日・4302号	大澤天仙	佛教仁慈女學院を觀る
6月12日・4303号	不明	出獄人保護慈善會
6月12日・4303号	不明	東讚佛教徒の慈善事業
6月14日・4304号	不明	本派本願寺慈善會
6月14日・4304号	不明	瓜生慈善會の再興
6月16日・4305号	不明	大日本佛教慈善會財團
6月16日・4305号	不明	慈善會開始式
6月18日・4306号	不明	本派本願寺慈善事業
6月20日・4307号	不明	慈善事業に對する再相談
6月22日・4308号	不明	瓜生會發會式景況
6月24日・4309号	不明	龍華孤児院

『政教時報』では、これまで仏教者に対して、慈善事業に注目すべきとの記事が多数記載されたが、具体的な事業は挙げられておらず、貧困、孤児、非行など様々なものを紹介してきた。しかし、1900（明治33）年の第27号からは、感化院設立に向けた動きが本誌の中で、頻繁に掲載されるようになり、仏教者による慈善事業、社会事業の必要性とともに感化院設立を訴えるようになる。

『政教時報』 明治33年 27号 「同盟会今後の方針」

…綱領第六に曰く、社会問題を講究して、慈善事業を起し社会の改善を企図する事と、是実に吾人が最も用心すべき第一義にあらずや、而して慈善事業数多ありと雖、刻下吾人が目前に提出されたる一問題あり、即代用感化院設立是れなり

…

この27号から感化院に仏教者が目を向けるべきという内容の記事が頻繁に掲載されるようになる。また精神的救済と物質的救済についての慈善事業、社会事業に関する議論も現れるようになる。第30号「社会問題解釋の精神」は物質的支援のみで事業を行うことへの否定的な記事といえる。第31号の「慈善問題を論じて感化院設立の位置に及ぶ」は物質的救済の必要性も説いており、精神的救済と物質的救済の両方の必要性について言及している。このように感化院設立に向けて仏教者の慈善に対する本質的な議論も展開されていくことにも注目せねばならないだろう。

6. 『基督教新聞』からみる事件後のキリスト教界の動向

さて前節では、巢鴨監獄教誨師事件後の仏教界の動向をみたが、一方のキリスト教界は事件をきっかけにどのように動きをみせたのだろうか。

まずキリスト教界は事件以前において監獄、出獄人保護、更生についてどのような議論を展開していたのだろうか。ここに『基督教新聞』がある。『基督教新聞』は、1883（明治16）年に警醒社から出版された『東京毎週新報』が1885（明治18）年に『基督教新聞』と改題されたもので、プロテスタント超教派による新聞である。ここからは、犯罪をめぐる当時のプロテスタントを中心としたキリスト教界の様子を窺うことができるだろう¹⁷。

¹⁷ ここに挙げる明治30年7月30日「出獄人保護」、明治30年10月1日「監獄改良」、また事件後の明治31年10月21日「監獄教誨師問題を論ず」は留岡幸助著作集第1巻に収録されており、その記事が留岡によって書かれたものであるが、社説等の誌面に掲載されていることから『基督教新聞』、キリスト教界としての考えとかけ離れたものではなく、また記事掲載後に反論記事や大きな論争が繰り広げられることもなかったことから、プロテスタント関係者からも一定の支持を受けたものと考えられる。そのため、ここではこれ

以下引用である。

『基督教新聞』明治30年7月30日付 第728号

「出獄人保護」

以賽亞歌ふて曰く主エホバの霊われに臨めり、こはわれに膏をそそぎて貧き者に福音をのべ伝ふることをゆだね我をつかはして心の傷める者をいやし、俘囚に赦をつけ、縛められたるものに解放をつけ云々と、由来基督教を監獄事業とは頗る関係の密なるものありて存す、基督の出てて天国の福音を説き給ふや微賤者の一人に加へて曰く何故に我の獄に拘禁れし時訪問ざりしやと、人答て曰く何時主の獄に在りし時我は訪問ざりしや、耶蘇曰く微賤者の一人に為さざるは即ち我に為さざるなりと、依是觀之昔基督の同情を濺ぎし点は微賤者の一人としての囚人にてありき、使徒パウロは犯罪人と同じ經驗を有したるが為に教て曰く己れ共に囚はるるが如く囚はるる者を思へと爾來法王クレメント、ジョン、ハオールド、エリサベツ、フライの徒輩出して監獄事業の為に尽瘁せしも我等の囚人に於る同情や実に濃厚なるものありて存せり、

従来我国に於て博愛事業の見るべきものなかりしは我国人に慈善の性情歐米人に劣りたるが故にあらず、之を啓発誘掖すべき宗教の力薄弱なりしが為而已裡に火あらば焉んぞ油を濺て燃す可らざらんや、基督教の我国渡來せし以來凡そ四十年に足らずと雖、基督教的犠牲の精神に激励せられ身を微賤者の位置に置きて以て基督教の働を為しつつあるもの少しとせず、原胤昭君の如きは其一なり、英照皇太后陛下の崩御に方り突然放免者の社会に放還せらるるや極力以て放免者を無情なる社会より救はんとし出獄人保護会なるものを設立せり爾來銳意熱心に斯事業に精励し今や氏の働は国民の同情する所となり、茲に創立以後半年報を世に公にするに至れり、吾人は此を一読するに及び氏の好成績を祝して一言せざる可らざるものあり、氏の報告に拠れば創立以來茲に六ヶ月、此間出獄者にして氏の恵沢に浴せしもの其数少しとせず、(以下省略)(下線部筆者)

ここでは、記事にあるように原胤昭の実践について言及しており、「実に出獄人保護の天職を担ふて生れたる人」と評価している。また注目すべきはキリスト教者が監獄事業と「関係の密なるもの」とその「良好な関係」を主張している。また監獄改良の必要性についても以下の記事で社説で取り上げている。

『基督教新聞』明治30年10月1日付 第737号

「監獄改良」

ら記事を「キリスト教界の動向」の一部として扱う。

昔は犯罪者を責罰するに酷なりし所以は犯罪という一種の狂状は犯罪者自己の道念の堅固ならざるにありとして、犯罪し来る原因如何を精察せざるにありたり、然るに近世に於ける監獄学者は犯罪の原因は只一己人の意志の如何而已に抛らず或は社会境遇の悪きより、或は遺伝作用の強大なるより、或は教育其物の宜きを得ざるより犯罪する者なれば犯罪者其者而已を責罰すべからず、との学理は遂に社会も又一部分犯罪行為に対して責任ありとの説盛んに行はるるに至れり、於是乎犯罪者に対して冷血無情なりし社会も幾部分犯罪者の改良に同情を寄するに至れり、

近来監獄改良の声高く従つて或は理論に、或は実際に此が改良に尽瘁するものあるに至りたるは国家の慶徴と謂はざる可らず、去る二月

英照皇太后陛下の崩御に際し凡そ一万五千の犯罪者我全国の諸監獄より放免せられたり、而して放免后彼等の成績如何につきては未だ其詳細の報告に接せず、其故に放免者の百分比例の幾十人が再犯せしかを知るに由なかりしか、頃日落手したる北海道空知分監の統計によれば本年二月以来八月まで放免者の総数七百五十二人の内出獄後再犯したる者は僅々三十一人即ち百分比例の四人強而已

... (中略) ...

従来内務省に於ける再犯以上の統計は百分比例の七十人強なり、之れ実に甚しき差異ならずや、素より空知分監より出獄したる放免者の行状如何を数ヶ月間の短日月を以て評定するは甚しき大早計に似たりと雖も、かかる驚くべき好成绩のある所以の者は必竟該分監長の精励其宜きを得たるに帰せずんばある可らず、監獄改良は政府の独占すべき事業にあらず、社会を組織する我儕人民の為すべき事業たれば犯罪者を憐憫すると同時に被害者の迷惑をも思ひ一日も早く完全に監獄を改良して国家を泰山の安きにをきたきものなり、此れを為すには先つ己を愛する如く人を愛せんと欲する我党基督信徒より始めざる可らず、国家の安危を両肩に担ふて立つ吾人基督信徒は国家を安全ならしむる一方法として犯罪者を改良することに尽力せざる可らず、欧米に於ける監獄改良は政府の事業と云はんよりは寧ろ博愛仁慈に富む基督信徒の事業たりと云ふを以て優れりとなす、我党の兄弟よ乞ふ奮励一番監獄改良に力を致すに吝なる勿れ、

ここでまず注目すべきは、社会として監獄改良や出獄人保護に「同情を寄する」ことの必要性について、「犯罪の要因」に言及しながら説明している点であろう。下線部にあるように「只一己人の意思」には依るものではなく、「社会境遇の悪き」、「遺伝作用の強大」、「教育其物の宜き得ざる」とし「社会も又一部分犯罪行為に対して責任」があることを当時の学説を用いて主張する。この「社会の責任」については、犯罪者個人に要因と責任を持たせるものではないとの主張は今日からみても評価されるべきであろう。ただしここに

においても「基督信徒は国家を安全ならしむる一方法として犯罪者を改良することに尽力せざる可らず」としており「博愛仁慈に富む」キリスト者は監獄改良を進めるべきであると
する。

ここからも見て取れるように『基督教新聞』上においては、巢鴨監獄教誨師事件以前から監獄改良、そして出獄人保護事業について推進していることがわかる。

では事件後の『基督教新聞』ではどのような報道、主張がなされたのか。

事件後の9月23日付(第788号)の『基督教新聞』には、社説において「監獄教誨の新紀元」と題して事件に言及している。その中で海外のキリスト者の監獄改良運動を取り上げ「彼等は皆基督の聖名を荷ふて監獄に入り無告の罪囚を救護せり、今ま我国に於ては旧慣を打破して新宗教基督教を監獄に歓迎せんとす、罪囚感化に因縁の深き我か基督教徒は如何にしてその好機を利用し如何にしてその希望を満さんとするか現時の一問題として熟考を要すべきは此問題に非ずして何そや」と主張する(『基督教新聞』1898:9月23日)。

下は事件から約1カ月後の10月21日に刊行された『基督教新聞』の社説である。ここでは事件における仏教界への強い非難と監獄改良における宗教の役割について言及している。少し長いが、以下「監獄教誨師問題を論ず」をみていこう。

『基督教新聞』第792号、明治31年10月21日付

「社説 監獄教誨師問題を論ず」

監獄改良は頗る広潤なる問題にして単純なる方法と主義にて之が改善を図らんとするは頗る困難なりと謂ふべし、而してこの広を監獄改良を分析して二大區別とせば、一は外部の改良即ち法律の改正、獄舎の改築、二は内部の改良即ち司獄官の訓練、犯罪者の教誨等なりとす、而してこの監獄教誨は監獄改良上頗る重要な位置を占有するものにて監獄の主腦たる典獄に適任者を得は次に来るべき問題は教誨師の人物是なり、此典獄と教誨師に適任者を得んか監獄の改良や既に十中の八九は成功せりと謂ふも蓋し誣言にあらざるなり、嗚呼監獄教誨師の位置や高く其任や重しと謂ふべし。近日世上の一問題となりたるものは巢鴨監獄に於ける教誨師問題なり余輩は事の実相を知悉し徐ろに筆を下さんと欲したるが故に世論の喧騒たるにも係らず時を忍んで今日に至りたり然るに一派の仏教徒はさも事々しく頑迷なる仏徒を駆り立て妄りに政府に反抗して之を威嚇せんとする者あり吾人は本願寺一派の為に如斯挙動を惜まざるを得ず文明の戦争は筆硯と口舌にあり、然るを暴言を吐き威嚇を示す之れ宗教家の所為とも思はれず、吾人は仏教一派の人士が沈重に温和にこの問題を討究せんとを勸告せざるを得ず、余輩は今回の事件の起原が警視庁と内務省にありたるが為に当局者に就きて親しく聞き質したる所に抛れば仏教徒が喧々騒き立つる程のことなしと思惟す、今吾人が聞き取りたる所を左に挙げれば

従来政府は監獄教誨師を仏教徒重に兩本願寺の僧侶に採りしが、その感化頗る薄く加之時勢も進み来りて条約改正の如きも刻下に行はれんとすれば仏教のみを以て監獄教誨を執行するは頗る不穩当を免れされば、苟も罪囚感化に効力あらんには単に仏教と云はず、又基督教に限らず、何れよりも感化力多き教誨師を聘用して以て其効化を全ふせんとするにあり、殊に巢鴨監獄に於ては有馬典獄の就任と共に仏教の僧侶より一名、基督教より一名都合二名を採用し、而して監獄教誨主義としては単に総囚教誨（総囚教誨とは大祭祝日及各日曜日に総ての囚人を一堂に集めて教誨するを謂ふ）を道義教誨となし総囚教誨の終りたる後特別教誨と稱して仏教を望むものには僧侶を以て、基督教を望むものには牧師を以て各自の志望に従ひ彼等を教誨せんとするにあり、

と云ふ、吾人はこの方法の頗る穩當にして監獄改良上又公正適切の方法なりと信ず、然るに東本願寺に於ては石川舜臺氏の如き有力者が巢鴨問題の腹癒しをせん為に僧侶として為すまじき政治的運動を為し、愚昧なる仏徒を煽動して巢鴨問題を騒ぎ立つるは実に凡俗の最も凡俗なるものにして之を宗教問題と云はんよりは寧ろ狹隘なる嫉妬的運動と云ふを以て適當なりと信ず、

吾人の信する所に拠れば僧侶と云ひ、牧師と稱すればこそ奇怪の感情も有するなれ、宗教家と云ふ点より打算すれば即ち仏教も基督教も同一なる宗教てふ名詞の内に数ふべきものなり、基督教の一牧師が監獄に入りたればとて嫉妬的挙動をなすは見苦しき極みと云はざるべからず、法衣を脱し、「フロツクコート」をはきて以て互に赤心を吐露せば恐くは昨日まで教敵と思ひし牧師の仏者の友たるを知るに至らん、来れ仏者よ互に一致協力して新日本建設の為に力を致せ、兎角狹量は品格を下落し、事を誤るの基なり、今少しく寛容と耐忍を学び汝の教敵と思惟せる基督教徒と交際せば思はざる辺に親友を発見するを得ん、嫉妬憤怨の余自己の品性を墜落せざらんことを希望して止まざるなり、監獄教誨は仏教のみの専有物と思へばこそ腹も立つなれ、日本の監獄改良を衆と共になすの覚悟あらば今回耶蘇教徒の巢鴨に入りしは汝に於ては実に好伴侶を得たるものならずや、監獄を宗派拡張の場所とするは頗る監獄教誨の実を誤認せる者なり、政府が監獄改良に宗教家を採用するは感化の実効を奏せんための一方便たるに過ぎ、然るを仏教一手に監獄教誨を専有せんとすればこそ公平なる政府の方針に対し、不平々間敷挙動も起るなれ、卑見に拠れば基督教教徒の巢鴨監獄に入りしは仏教徒の惰眠を覚破する政府の一鐘声たるに過ぎず妄に時勢に暗き挙動を演して識者の笑を取る勿れ来れ仏者、我党は汝と提携して大に監獄改良に尽さんとを期するものなり、

まず文頭において監獄改良について2つの区分をしている。それは「外部の改良即ち法律の改正、獄舎の改築」と「内部の改良即ち司獄官の訓練、犯罪者の教誨等」の2つであ

り、この外部からと内部からの2面から改良を進めるものとしているが、その中でも教誨は監獄改良の中で「頗る重要な位置を占有する」ものとしている。また仏教界とキリスト教界はともに監獄改良に尽力すべきであり、「監獄を宗派拡張の場」とするのではなく、監獄改良への有効な手段として宗教を用いるべきであり、「提携して大に監獄改良に尽さんと期する」と文章を終えている。しかし、『基督教新聞』では、やはり、上の記事のように「提携」を主張するものだけではなく、仏教界の事件直後の一連の動向について非難している記事も散見できる。

そして、「更生」についてのみ、宗教と同時に語られるだけではなく国家の「公認教」についても言及することになる。

下は10月28日付(第793号)社説「何をか公認教と云ふ」である。

『基督教新聞』明治31年10月28日付 第793号

「何をか公認教と云ふ」

今回政府が巢鴨監獄に基督教の牧師留岡幸助氏を教誨師として採用したることにつき端なくも仏教徒殊に東本願寺に於ては啻ならざる驚愕を來たし、發しては石川舜台氏の政治的分子を含みたる檄文となり、激しては第一回錦輝館の大演説会となり、次で仏教青年会の飛檄となり、更に進んで去る二十六日第二回錦輝館大演説会となり、愈々出でて愈々奇を演じ進んで停止する所を知らざる有様なり、然るに我党の之に対する態度は如何と云ふに一回の演説会を開かず、一度の檄文をも飛ばさず、実に長閑かなること春の日の如くなり、而して仏教徒の痛く論じ、強く言ふ所のものは概ね左の如きものなり、

基督教にして我が仏教若くは神道の如く国家の公認教ならんには敢て咎むべきに非すと雖も、基督教は何人も知るが如く国家が公認せる宗教にあらず、言はば国家よりは宗教として見做さざるものに有之候、公認の仏教を廃して不公認の基督教を用いんとするは当局者の意抑那辺に存するや我輩の見て知る能はざる所に有之候、

何が故に内務大臣は一千余年来社会の風教を維持し、国民の性情を養ひたる国家と離る可らざる因縁を有する仏教を遇する如斯薄くして泰西諸国に血を流し、骨を晒すの歴史を残したる、我国体に合はざる基督教を待つ如斯夫れ厚きや是れ実に吾輩の了解に苦しむ所に有之候、とは去る十八日「社会評論」新聞が号外として発行したる「全国の仏教徒に檄するの書」中の抜文なり、吾人は実に余りの言なるが故に答ふる語なきに苦む程に馬鹿らしく感じたりき、何人が何時頃より仏教を公認教となし、基督教を非公認教となせしや、吾人は今回巢鴨事件によりて初めて仏教徒より此語を聞きたるのみにして這般の事件以前は於ては決して

聞かざる所のものなり、条約改正眼前に迫りたる今日、仏教と基督教を区別して或は公認教と云ひ、或は非公認教と云ふは余りに頑固に余りに暗愚なるにあらずや、輿論の進歩は速やかなるものにして政府は基督教を認識して国民の之を信仰することを自由にし、社会は之を歓迎する今日にも係はず仏教独り基督教を名けて非公認教と云ふ、吾人はその暗愚なる見識に驚かざるを得ざるなり、殊に斯教を目して

我国体に合はざる基督教

と云ふが如きは、吾人実に社会評論記者の見識の卑く、理解力の乏しきに驚かざるを得ざるなり、我基督教が上帝を拝するを以て国体に合はすと云ふか、国民としての基督教徒は我が陛下に対し奉りて能く忠に能く順にその身命を捧げて惜まざるは日清戦争の当時に於ては能く人の知りし所たり、夫の巢鴨に基督教の牧師を教誨師として入れしは前号の紙上に於ても政府はその手続だに誤らず、典獄有馬四郎助氏の如きは態々腕車を駆て浅草本願寺に至り、大草輪番と懇談を遂け一名の教誨師を本願寺より留任されんことを請はれたり、政府は仏耶両教より各一名づつの教誨師を採用する点よりするも、態々浅草本願寺に至りて大草輪番と協議したる点よりするもその手続上に於ては不都合なきは事実の論証する所にあらずや、然るを仏教徒殊に東本願寺派に於ては何事に限らずこの件を針小棒大に触れ込み頑迷なる仏徒を煽動しつつあるは宗教家の態度として窃かに我輩の惜む所なり、基督教が文明の宗教にして世界十四億の人類の最大多数が信仰しつつあるは歴史の証明する所、現今世界の大部分の教ふる所にあらずや、然るを非公認教と云ひ、国体に合はざる教と云ふが如きは実に嫉妬的狂態を演ずるものにあらずして何そや、吾人の希ふ所は今少しく仏教が胸襟を広くして我が基督教に対し共に相提携して日本将来の文明を扶殖せんことを願はざるべからず、殊に監獄改良の如きは前途尚遠にして一宗派一宗教の力のみの能く為す所にあらず、吾人の判断する所に誤りなかりせば仏教と基督教は将来に於ける我国の二大宗教たらざるべからず、この両教が親密なること姉妹の如き関係を以て罪囚改良に尽さば実に見るべきの結果あるは吾人の信じて疑はざる所なり、宗教という上より云へば仏教は我が基督教に対して先輩の位置にあり、然るに這般の出来事を以て基督教を擯斥し、井陥せんとするが如きは支店の盛大に赴くを見て本店が嫉妬讒謗するが如き醜体を演ずるの嫌なき能はず、宗教家たる仏教者は大に茲に猛省する所なかるべからず。之れ吾人の敢て忠告する所なり。

また、11月18日付(第796号)の「板垣伯の監獄改良」と題した社説において「端なくも攻撃は仏教徒殊に東本願寺より起り各種の新聞は事実を捏造して何事にも限らず」、また「政府の方針と有馬典獄を中傷することならんには有無の事実を問ふを俟たず仰々し

くも此を書き立てて世に吹聴せり」とし「彼の仏教徒は板垣前内務大臣を脅迫して曰く『閣下にして基督教教誨師と有馬典獄を巣鴨より追放するにあらずんば仏教徒は次の撰挙に於て自由党より代議士を撰出せざるべし』と板垣前内相はこの脅迫に辟易し退官の前々日有馬典獄を市ヶ谷監獄署に転任せしめたり吾人はこの報に接するや之を脅迫したる仏教徒の狡猾手段に感服したると同時に伯の無定見無主義に驚かざるを得ざりき」としている。ここで「捏造」や仏教界動きについての詳細について確認をとることはできないが、社説において仏教界の動きを強く非難していることは、誌面からみてとれる。

巣鴨監獄教誨師事件の議論は、仏教界と同様に「更生」から発展して「公認教問題」、つまり「囚人を取り巻く宗教」の議論から「宗教と国家の関係」の議論へと展開していくことになる。

7. おわりに ー小考察ー

本章では、「国家と宗教」や「仏教とキリスト教」との関わりとして語られることが多かった巣鴨監獄教誨師事件を事件以前の教誨と宗教の関わり合いと、どのような経緯で巣鴨監獄教誨師事件が起り、仏教各派が国家へ対する不満を持ち、事件を契機に、仏教界とキリスト教界が慈善と宗教との結びつきについて議論し展開したのかをみてきた。

監獄は囚人の「更生」をほどこし、「再社会化」を最終的な目標においている。しかし、明治期における監獄は囚人を再社会化する以前の問題として、囚人の人権が損なわれる場合が少なからずあった。そのような環境を改善する役目を一部の教誨師が担っていた。1898（明治31）年に起こった巣鴨監獄教誨師事件以前の一部の議論では、宗教をもちいていかに囚人を「更生させるか」がについて議論がなされていた。特にその方法について監獄内において宗教を用いた教誨を実施するか否か、また宗教をもちいた教誨を実施する際は、単一の宗教者を採用するか否かについての論争がその中心であった。

しかし、事件以降、宗教関係新聞をみると「更生」が宗派拡大に「巻き込まれていく」ことがわかる。「更生」の担い手である教誨師は、宗教者が担っており、教誨は囚人の道徳に訴えかける精神的行為を行い、囚人を「更生」に導く活動である。教誨（師）は、この宗教的活動ゆえに論争に巻き込まれていくことになった。つまり個人に対する宗教の効果より、国家内における宗教活動の「道具」として教誨（師）が用いられることが多くなっていったのであった。

第4章 監獄関係雑誌上における出獄人保護をめぐる議論 —「人権」と「国民」—

1. はじめに

本章では、近代日本の出獄人保護関係者（更生保護関係者）の出版物、特に『大日本監獄協会雑誌』を中心に扱い、出獄者への「更生」思想についてせまりたい。

ここで扱う『大日本監獄協会雑誌』は多く監獄関係者、更生保護関係者が会員となっており、この時代のスタンダードな論調を形成してきたといえる。この雑誌の書誌的研究としては、倉持史朗（2012）『『大日本監獄協会雑誌』の書誌的研究—大日本監獄協会の組織・活動と監獄改良論を焦点として—』がある。倉持は司法領域と社会福祉との関係性は歴史的に見れば古く、「当時の識者たちは、監獄事業の目的が在監人の独立自営であれ、社会の治安維持のためであれ司法機関が管轄する本事業のみではそれらの目的を達成することは困難を極めるという認識をもっていた」と、監獄事業のみで監獄問題が完結するものではないという認識を指摘する（倉持 2012 : 87）。

倉持の研究の目的は『『大日本監獄協会雑誌』の分析を通して大日本監獄協会の組織・活動等の特色を明らかにすること。第2に本誌を通して日本の監獄改良の展開とその内実の一端を明らかにすること、本協会とその機関誌が監獄改良に果たした貢献やその限界等について考察を試み』ることとしている（倉持、2012 : 88）。

倉持の研究から明らかなように、出獄人保護は大日本監獄協会組織全体の活動や監獄改良運動という、より広い見地からの活動においても一定の位置を占めている。大日本監獄協会規則においても、「本協会の目的を監獄事業そのものに限定せず、趣意書のごとく犯罪予防に有用と考えられる貧民救済や不良少年への感化教育など慈善事業の奨励にも及んでいることは注目に値する」（倉持、2012 : 90）とその幅広い活動を指摘する。「出獄人保護事業ヲ奨励スル事」は「本会ノ事業」の3番目に掲げられているが、倉持の研究で取り上げている事項は、大日本監獄協会の組織が安定した『監獄雑誌』との合併の時期に懸案事項であった監獄費国庫支出問題や感化教育（事業）を中心とする。

日本における更生保護の草創期でもある明治期には、監獄関係者が監獄内における囚人の処遇を、出獄後（社会内処遇）を見据えながら検討し、実践していることが多い。今日に日本においては更生保護の枠組みを再検討するべく活発に議論がなされている。

この『大日本監獄協会雑誌』において出獄後の支援については、どのような議論が展開されていたのだろうか。日本における更生保護事業の草創期である明治時代の様々な監獄関係者の論考を分析していきたい。

2. 『大日本監獄協会雑誌』の概要

本雑誌は名前を変え、現在も『刑政』として刊行され、様々な論考を掲載しており、日本における感化教育、司法福祉の領域の発展に対して重要な役割を担っている。

『大日本監獄協会雑誌』には様々な思想の監獄関係者の論考が記載されており、また特定のテーマについての議論の蓄積もある。本誌を刊行している大日本監獄協会の目的の1つには、「出獄人保護事業を奨励する事」があり、様々な監獄関係者が監獄内や出獄後に関する論考や欧米諸国の監獄論、出獄人保護論などの紹介を行っている。

さて、『大日本監獄協会雑誌』は大日本監獄協会の機関誌であり、1888（明治21）年に刊行された。宇川盛三郎は1888（明治21）年5月11日に刊行された第一号巻頭に本会設立の趣旨を述べている。「欧米にては監獄事業の整頓したると整頓せざるとを見て以て其の国の文化国たると否とを証するとい」えるが、日本は、1881（明治14）年に改正された監獄則が施行されたが、未だに監獄の状況は十分とは言い切れない状況にあるとしている（宇川 1888a）。

当時は、監獄に対する世間の印象も正確なものではなかった。そこで新しい監獄則の施行も控えていることもあり、ここで監獄事業について多くの人に知ってもらうためにも本会の設立に至ったのであった。ここで、第2章でとりあげた一部の社会事業家たちだけが、監獄改良や出獄人保護などの犯罪を取り巻く事象に対して関心を持っていたわけではないことがわかる。1888（明治21）年段階において、監獄関係者の言わば「職能団体」に近い存在の組織が設立されているのである。

本文の中には本会の目的の一部が記載されている。

- 一 監獄事業を奨励する事
- 一 不良少年感化事業を奨励する事
- 一 出獄人保護事業を奨励する事
- 一 貧民の救助及び教育に関する事業を奨励する事
- 一 監獄学の進歩を奨励すること

監獄内の事業を奨励する事は勿論だが、特に注目したい点は「出獄人保護事業を奨励」することと「貧民の救助及び教育に関する事業を奨励する事」であろう。

監獄協会という名ではあるが、監獄だけに着目するのではなく、「犯罪予備軍」とされる貧困者（児）に対する援助と教育を行い、犯罪防止事業も奨励し、また出獄後の保護まで考えている。

つまり事業を監獄内で完結するのではなく、犯罪防止の一連の事業を推奨することを目的としている。これは『大日本監獄協会雑誌』に掲載されている記事をもみても意識されていることがわかる。

またこの目的のために大日本監獄協会はいかのことを方法として以下3つの活動を挙げている。

- 一 雑誌を発行しこれを会員其の他有志者に頒布し之に監獄に関する講義論説等を掲載する事
- 一 監獄に関する翻訳又は著述を為す事
- 一 欧米諸国の監獄協会と通信を開き以て各文明国の実況を調査する事

これらの具体的方法の1つが『大日本監獄協会雑誌』の刊行であった。本誌は基本的に会員に配布されるが、当初、創刊号は2000部印刷し、会員数の急増により1000部増刷した(2号)。会員数は1888(明治21)年4月に募集したところ5月31日までに2250名に達した。会員は「推戴員(皇族)」「名誉会員」「特別会員」「正会員」の4種に分けられ、役員を主幹宇川盛三郎、執行役員を佐野尚、武田英一、深井鑑一郎の3人が務めた。

下は『大日本監獄協会雑誌』創刊号の奥付である。後に7号から発行兼編集者を児童福祉に精通する佐野尚が担当することになる。

第一号 奥付

発行者 東京牛込区北町三十番地寄留 宇川盛三郎
編集者 東京本郷区尼両門町十二番地桑原大英方寄留 深井鑑一郎
印刷人 東京浅草区並木町二十二番地寄留 寺井宗平
発行所 東京下谷区七軒町二十八番地 大日本監獄協会仮事務所

第七号 奥付

発行兼編集者 東京本郷区弓町一丁目二十番地 佐野尚

3. 各論者の出獄人保護事業論

『大日本監獄協会雑誌』上において具体的に出獄人保護事業はどのように位置づけられていたのか。まず、会自体が「出獄人保護会社標準調査委員」を設置したことが、第3号に記載されている。そこでは「近頃慈善社会に於て出獄人の保護場を設くるの議あり己でに静岡県、兵庫県、福島県、宮城県に於ては之れを設け岩手県に於ては其の創立の計画中なり又下八宗僧侶中の有志者に於ても之れを設けんとするの議あり故に本会に於て其の標準を調査することに決し委員を選挙したる... (以下略)」として出獄人保護事業について会自体で委員会を組織し今後議論され、その後、設立されていくであろう出獄人保護事業について調査することとした(宇川 1888d)。

そのため、本雑誌には、出獄人保護関係の論考は勿論だが、各出獄人保護会社の動向な

ども「通信欄」に多く記載されることとなる。

宇川盛三郎は既述したように（元）被収容者の再犯防止については監獄事業と出獄人保護事業の2つの事業の連携を意識しており、それは『大日本監獄協会雑誌』に掲載されている記事をもみても意識されていることがわかる。

宇川は第3号の「出獄人保護場を設置するの必要」において論題から分かるとおおり、出獄人保護場を設置する必要性を述べている。ここで宇川は出獄人保護場とは出獄人の就労支援を主な役割として、就労することによって貧困を防ぐことを主な役割としている。宇川は貧困と犯罪は密接に関係していると考えており「貧民救助の結果には二つありて其の一は貧民の救助即ち慈恵是れなり其の二は犯罪を予防すること是なり」というように「貧民の救助は特に監獄事業に大関係ある」ものとしている（宇川 1888c:5）。

また出獄人保護事業を「此の事業は軽々に行ふべきものにあらざる」ものとして、組織を構成する際の慎重さも指摘している。貧民を〈天然の貧民〉と〈社会上の貧民〉の2つに分類している。〈天然の貧民〉とは先天的に障害をもった「哑、聾、盲」者や「廢疾、不具合者」、〈社会上の貧民〉は「壯健の貧民」「貧病人」「孤兒、棄兒」「無籍兒」「不良少年」「無教育少年」「出獄人」などとしている。出獄人は「壯健の貧民に属すべきなれども其の履歴上よりして特別の救助を施さざるべからざるなり即ち教育を与へ教誨を施し特に授産の道を与へ且つ其の取締りを厳にするの必要あり」としており、出獄人保護の必要性を主張している（宇川 1888c : 7）。

しかし、出獄人に限らず貧民の救済については社会の為に「利用」することを目的としている。例えば「哑、聾、盲」者については「自然よりの貧民なれば是れを救助し且つ是を利用する方法をもとめざるべからず」として、また「廢疾、不具合者」については「単に救助するに止り社会に利用するを得ざるものとす」としている（宇川 1888c:6）。宇川は出獄人が貧民とならないよう出獄人保護をする必要があると主張するが、それは出獄人個人に焦点をあてるというより、むしろ社会に焦点をあてているといえるだろう。

久野三吾は、17号、18号には「出獄人授業所規則私案」として久野三吾が授業所の規則案を提示しており、会員からこの私案についての意見を求めている（久野 1889a,1889b）。この私案は15章に及び、各章の構成は以下のようになっている。

第1章・汎則、第2章・本所の役員、第3章・出獄人授業委員、第4章・本所の構造、第5章・就業請願書、第6章・就業人の入退、第7章・作業、第8章・工錢、第9章・衣服食物、第10章・器械、第11章・疾病、第12章・書信、第13章・贈遺、第14章・教誨、第15章・賞与懲戒

本私案は全15章におよび章を通して、83條の項目が記載されている。いくつかその内容を見ていきたい。まず、第1條（第1章・汎則）に出獄人授業所は「身を立て難き所の

刑余の者に生業を授与し以て一般の良民に復せしめ併て再犯を予防するを目的」とすることが規定されている(久野 1889a:35)。

やはり久野も出獄人が直面する大きな問題に就業を考えており、その対策を出獄人保護事業が担うことはこの私案からも窺える。それは第6條の「本所に入る所の男女の出獄人を就業人と称す」も同様である。第9條(第3章・出獄人授業委員)では授業委員について述べている。「所長は其管内に於て常に多くの人を使用する所の製造者商人及び豪農の中より五名を撰み出獄人授業委員を囑託す可し」、第10條(第3章・出獄人授業委員)で「委員は所長と共に就業人をして一般の良民に復せしむるの便宜を計画するを以て其任とす」など出獄者就業を意識した委員構成となっている(久野 1889a:37)。

また就労支援をする前段階として出獄人を受け入れるにあたり以下のような規程を設けている。

所長は新たに入りし者に対し親しく其出生及び前住の地名職業刑名等を問ひ並に其志向を聞き早く正業の資金と世人の信用とを得て一般の良民に復す可き旨を説諭し書記をして規則を読示せしめ且つ其就業人の品行及び義務に関する條々を抄記したる書面に捺印せしめ之を畢りて入房を許す可し(久野 1889a:40)

このように、まず出獄人授業所に至るまでの個人情報を知る。そして出獄人保護事業の目的が「一般の良民に復す」であるということを出獄人が承諾することを受け入れの条件としている。その他、この「出獄人授業所規則試案」は就業人の入退規定や賞与懲戒など細部にわたり規定がなされている。

久野の考えは宇川と共通する点が多い。それは第一優先が貧困防止という点である。宇川は出獄人保護の必要性を述べているが、この私案ではその具体的な運営案を提示している。しかし、ここには物質的なケアは見られるものの、出獄者へ対する教誨などの精神的ケアについての規則は提示されておらず、出獄者の再社会化を目的としているとは言い難い。

明治期の少年感化実践に深い関わりを持っていた佐野尚は、内務省の訳官も務めており『仏国監獄改良論』やワインズの『欧米監獄事情』の翻訳など精力的に海外の監獄関係書を紹介している(長沼 2010:10)。

本誌においても大日本監獄協会の発行兼編集者も行いながら、多数の欧米の監獄事情を掲載している(佐野 1888a.1888b.1888c)。また佐野尚は、第34号の「獄事雑纂」において欧米の監獄事情を紹介しつつ出獄人保護の重要性を指摘している。「出獄人を保護するは国民の義務」としてスウェーデンの「犯罪人を処刑し其心の改良を為し遂けたるときは国民たるものは其出獄後之を引受け、救助させるへからす」という考えを紹介している(佐

野 1891:45).

佐野は「社会と出獄人とを和解」させるためにも出獄人保護会は必要であり、「受刑者と社会との間に中立して其調和を図る所の一元素は極めて必要なり」として、また「善男善女相集りて会社を構成し出獄人の保護を全ふするに於ては即ち之を社会と受刑人とを和解せしむる」として出獄人保護会社の社会内での位置づけを述べており、「社会と受刑人とを和解せしむるの原素と云ふを得へし此の会社なきときは監獄則の構成如何に宜しきを与えるも其をして重大なる効力を維持せしむるを得ず」として監獄内の処遇（施設内処遇）のみでなく社会と（元）囚人を繋ぐ社会内処遇を通して更生を考えることが必要であるとしている(佐野 1891:45).

また、第 17 号に会員の吉木竹次郎から出獄人保護事業についてのインタビューを受けており、そこで自身の考える出獄人保護事業について述べている（吉木 1889）。以下インタビューを見ていこう。

問 今日各府県に設立しある出獄人保護会社の状態を聞くに往々逃亡者ある由右は如何なる理由なるや

答 其はその組織の宜しきを得ざるものあるに依る事と思考す

問 然らば貴君の考へには其組織を如何にせんとするや

答 余も此方法に就ては種々に考へを尽し又欧米各国の保護会社規則を調査せしに其の方法区々にして直ちに探て以て之を本邦に適用するに足るものあるを見ざるなり然りと雖とも之に就ては余も亦た聊か意見の有るあれば謂ふ之を左に陳へん先つ出獄人を甲乙の二部に區別す先つ保護会社に役員中に監獄巡回委員なるものを設け毎月一回つつ監獄を巡回せしめ各監獄中出獄の期に近き囚徒に就き親しく汝出獄の後我社へ引受け正業の資本を得るの方法を授けんとする等の事を話して能く本人に会得せしめ其の入社を希望する者は出獄の上直ちに本社に引受けて保護を与うその際... (中略) ...典獄よりその感化遷善せる旨を証明するものは甲部に入れ典獄に於て未だ十分の感化遷善を保証せざるものは乙部にいれしむ其甲は昼夜雑居せしめ早く正業に就き得へき工業を授け速やかに社会の信用を得せしむるを目的とす又乙部は夜間分房昼間雑居として工業に就けしめ早く甲部に入るを目的とせしむ乙部の取締は甲部よりは厳格にし教育と教誨とを一日二回はかりも施す事とせば逃亡者は有らざるへしと思考す今日一二出獄人保護会の規則を見るに感化遷善せると否との區別を為さずして雑居と為せるものの如し斯くの如くんは人心改良とはならずして却て悪事の伝習條たるか如き結果を生み出すに至らん... (以下略) (ママ) (吉木 1889a:45-46)

ここでは、当時、すでにいくつかの出獄人保護会が全国に存在しているが、成果をあげ

ているとは言い難い状況であったが、佐野はその理由として出獄人を受け入れる出獄人保護会の体制が不十分であると述べている。

そこで、保護会社の役員が監獄の巡回を行い出獄間近の出獄後の保護を希望する受刑者がいた場合、彼等の更生の度合いを典獄から聞き、更生の具合によって彼等を分類し、出獄後受け入れることが必要と佐野は述べている。更生している者は甲とし、更生が不十分とされる者を乙とし、彼等を出獄人保護会に受け入れる際は対応を別にし、更生が不十分とされるものには1日2回の教育と教誨をすることとしている。大きく二つの分類であるが、すべての出獄人に対して同じ援助をするのではなく、彼等の更生状況によって援助を変えるものであった。

佐野はこれらの論考の他にも欧米の監獄事情や文献の紹介を精力的におこなっている。それらは監獄のみについてではなく(元)被収容者の監獄内処遇、監獄運営、社会との関わり、出獄人保護事業の役割など監獄の近隣分野についても多く触れられている。第25号「独逸国伯林幼年出獄人保護会報告(翻訳)」第32号「独逸国放免女囚保護委員報告(翻訳)」など、それらは(元)被収容者の再社会化を監獄のみで捉えるものではなく監獄を中心として連続的に捉えているものであった。

4. 出獄人保護における「就労」について

さて、これまで本稿のなかで取り上げた社会事業家の言説からも、保護事業は被保護者への就労支援を重視していることがわかっている。それは明治後期から大正初期にかけての『大日本監獄協会雑誌』また後に同誌が改名した『監獄協会雑誌』上の議論においても同様であった。

第27巻第2号において安濃津地方裁判所長の玉置直矩が刑罰、出獄人保護の効果を出獄後、1年経過した状態の出獄者の状況を調査、分析したものを「雑纂」のなかで「刑余の人を紹介して斯民会員諸君に至嘱す」として紹介している。その中では、まず「出監者状態」を取り上げているが、その中において最初に「身体建否」を挙げて、2番目には「職業の状態」、そこから「郷党に於ける状態」「帰住地」「死亡」という項目について調査結果が記されている。「出獄者状態」の中でも「職業の状態」については「(い)職業の得喪」、「(ろ)職業の勤怠」、「(は)収入の増減」と詳細に記載されている。ここからも再犯防止において就労を重要視していたことが窺える。この「職業の状態」では刑の執行の前後を比較し、刑の執行後の方が勤勉になった者が全体の半数あることから、「其刑又効果あり」としている(玉置 1914 50-61)。

上田定次郎は1911(明治44)年刊行の第24巻2号に「刑罰と免囚保護」と題した論考を掲載している。そこでは「刑罰を執行しても累犯者が多いので監獄の効果を疑ふ者がある如何にせば犯人を減少することが出来るか、新刑法は専ら犯人に対する人格主義を採用し、殊に累犯者に対しては刑期の量定範囲を著しく拡張し彼等を威嚇改善し、一面刑罰の

執行を確実にして再犯防遏の方法を講ずることになつたのである。併しながら如何に刑罰法に改正を加へ再犯防遏の途を講じたりと雖も、若し彼等犯人が出獄後に於ける保護救済の途を適当に講じなかつたならば到底其目的を達することの出来ないのは今更いふ迄もないことであつて、免囚保護事業の必要実には此点に存するのである」と主張する（上田 1911:6-13）。

また、北海道北見国郡網走町寺永慈恵院主管であり、網走監獄の教誨師を務め、1907（明治40）年には免囚保護団体網走慈恵院を設立した寺永法專が出獄人保護と関連して、在監期間と就労についての関係も述べている（寺永 1913:74-76）。ここでは寺永は「網走監獄の恩赦囚たる多くは無期囚徒の者にて一旦収監されたる上は再び社会に出づること能はざるものと自覚し彼等監獄生活を以て終生の方針となし日夜作業就寝の外自ら慰安するの道を知らざるが如し故に囚徒の短慮なる輩に至りては自己の罪惡を悔ゆることを爲さず却て往々自暴自棄に陥ることあり監獄教誨の忽かせにすべからざるや其如此し」としている。網走監獄の恩赦囚は無期の者が多く、再び社会に出ることはないと自覚しながら監獄で生活をしてきた者なので、「自己の罪惡を悔ゆることを爲さず却て往々自暴自棄に陥ること」があり、社会復帰が期待できないことから在監中の過ごし方が他の出獄人とは異なるということを指摘している。また、「彼等免囚は在監中数十年の間起寝共悉く規律の下に服役し来りしものにて突然社会の労働に再会するも体力幾分か衰弱し居る為め到底労力に堪へず非常に困憊の状態なる如し」としており、「身体と労役の時間との関係」について言及している。

同様の在監期間と社会復帰については、当時、司法省監獄局長であり法学博士でもあつた小山温が、1911（明治44）年に刊行された『監獄協会雑誌』第24年第6号の「免囚保護事業に就いて」と題した感化救済事業講演録でも述べている。以下引用したい。

…我々の考へでは初犯で初めて監獄へ這入つて大抵は監獄の門を出る時には再び罪を犯すまいと云ふ決心で出るのであります、即ち監獄で罪惡に対して薬を与へて帰すと治つて出るのである、十人の中九人迄再び監獄の門はくぐるまいと思つて出るに拘らず、三人の内一人は戻つて来ると云ふ勘定であります、監獄の門を出る時は再び罪を犯すまいと思つて出るに拘らず復た帰つて来るものが多いと云ふのは何故であるかと云ふと、若し私の方から勝手に云はせると云ふと私等は監獄の門を出る時に改心をすれば夫れで我々の役目は済む筈である、監獄の門外に我々は手を出すことは出来ないのである、其手を出すことの出来ない監獄の門を離れて行けば離れて行く程罪を犯すのであります、…（小山 1911:8-9）

ここでは、初犯者の10のうち9は再び監獄の門はくぐるまいと思つているにもかかわらず、3人の内1人は戻ってくるということを指摘している。その理由として「私等は監

獄の門を出る時に改心すれば夫れで我々の役目は済んだ筈である、監獄の門外に我々は手を出すことは出来ないのである」と監獄外では監獄局の権限が及ばないことを挙げている。そこから小山は出獄人保護の重要性について述べていき、「監獄で善心が萌さずのであると私は信ずるけれども、世の中の波風が荒らいから立派な華にならぬのであると私は思ふのであります」としている。また出獄人は、「奉公をしようと思ふてもあいつは監獄へ行つて来た奴であるからと云つて使つて呉れない、また店を開いてもあんな泥棒をした奴の所でものを買ふなと云ふやうなことになつて何うすることも出来ない」と周りから言われ就労することもできない。また「殊に二年も三年も浮世の事は一切を知らずに牢屋の中に暮して居つて浮世に出ると、方向が立たない、飯を食ふ途がない、夫れでありますから監獄では罪を一旦犯したものを再び犯さぬやうに努めて居るのであるが、世間では此所はお前等の来る所ではない、お前の行く所は其門の中であると云つて監獄へ押戻すから、其押戻すものが多ければ多い程罪人が殖へると云ふことになるのであります」と懲役刑を受けることによって出獄後も就労をはじめとした地域での生活を困難にしていることを述べている。

これらのように明治後半の議論としては、出獄後の生活、特に就労についての困難さを指摘し、如何にして地域内で職を得て生活していくかが議論され、その中で出獄人保護会の役割について考えられていた。

5. 出獄人保護事業拡大への議論

明治中期から大正初期にかけては、全国各地に保護事業団体が設立されており、出所者への支援も一部には始まっていた。しかし、出獄人に対しての保護団体の数はまだ十分とはいえず、さらなる保護事業の奨励もこの時期の課題の一つであり、監獄関係者は紙面上で、出獄人保護会の重要性を述べていく。

既出した上田定次郎は論考「刑罰と免囚保護」において改悛の状を就業と結びつけて考察していたが、1913（大正2）年『監獄協会雑誌』第26巻2号の「免囚保護会に備ふべき諸帳簿表式に就て」では、出獄人保護会社の運営方法について述べている。そこでは、まず「近来宗教家の間に此事業の重要なることを確認するに至りまして既に着手せられたる当事者は一層其熱心の度を加へ未だ此事業に指を染めざえいし各宗各派の宗教家の間に於ても、漸く此事業に着手せられんとするの実況を見るに至りたるは洵に喜ぶべき現象」としており、徐々に理解を得てきた出獄人保護について述べている（上田 1913:32）。また「我輩従来の実験に徴し此際保護当事者に向つて要求したき条件は多々あれども、其内最も緊要なることに就て卑見を述へ当事者の指導を請はん」とし「保護会に設備さるべき帳簿諸表式等に付卑稿を草し当局者の参考に資せんと欲する」としている。「出獄人保護会に設備すべき諸帳簿諸表類」としては、「一、出獄人名簿 二、出獄人行状報告書 三、出獄人保護成績表 四、現在被保護者の職業及改悛の状態 五、出獄人保護事業成績表 六、

出獄人保護事業収支計算書 七、資産原簿 八、資産表 九、収支予算表、十、経費出納原簿 十一、経費支出内訳簿 十二、貯金保管台帳 十三、保護会沿革誌」を掲載している。4番目に被保護者についての「職業」に関する項目を挙げて、その詳細についても記述している点からも就業への注目度がうかがえるが、全部で13中半数以上の7つは「資産原簿」や「収支予算表」などの会計に関することである。雑誌上においてはこのように出獄人保護を奨励し、その支援方法と同時に保護会の運営についても助言なども行っていた。

さらに、同年第26巻4号に掲載された伊藤俊光の「免囚保護事業の将来」では「免囚保護事業の再犯予防上最も必要なるは夙に社会一部の人士に依りて唱導せられたりしと雖ども従来其勢甚だ振はず全国を通じて漸く六七十年の保護会の存立するありしのみ而して既存の保護会と雖どもその二三のものを除く外は僅に之を維持するに止まれり」として、免囚保護事業を行う保護会は全国に60~70設立されたが、そのうち2,3を除いて維持するのに精いっぱい保護会の運営の難しさを述べている。特に恩赦による釈放者増大より以前から、司法省も免囚保護の重要性を痛感し保護会社設立の奨励をしており、仏教者が経営主体の多くを占める。全国各地に保護会社が設立され、中央でも監獄協会の発起や中央免囚保護会の創設で保護会社設立・運営には便宜を与えられていることは間違いない。しかしそれでも伊藤は、免囚保護の事業は「至難なる事業なり其勞多くして比較的其効果を収むることの難きは吾人の経験する所」とする。1889(明治22)年頃から増え始めた保護会の経営を振り返って述べている(伊藤 1913:6-12)。

多くの保護会の経営が長続きしなかった理由をまとめると、①多額の寄付金により大規模施設を建設したが逃亡者が多く、規則を厳しくし過ぎて「第2の監獄」になってしまった、②不適切な会計処理が多かった、ということになる。これらの失敗から、保護事業には多くの資力や大きな建築物は必要なく、「出獄人の精神及身体を保護し殊に口入の方法に依りて各自其職業に就き安んじて社会生活に入ることを得せしむるを以て最も便利なりとすべし」とする。ここでも就労が保護事業活動の中心となっているが、被保護者が自力で衣食住を賄えるようになれば収容保護は必要なくなり、結果として大きな建築物も保護事業には必ずしも必要ない。とすれば、就業の奨励と施設の小規模化は矛盾しない。伊藤が保護会社の経営に必要とするものは、保護主任、つまり保護の実行者であり責任者が博愛慈善の精神に富み、広い交際を有する人であるとする。それと同時に教誨師や監獄職員など他の仕事の片手間のできるようなものではないので、適任の人物を相当の報酬を以て招くべきであるとする。

上田の「刑罰と免囚保護」では保護成績以外にも免囚保護に効果のあった要因として、1909(明治42)年2月に群馬県令第11号を以て出獄人保護規定ができたことを報告する。この規定によって帰住地で保護を行う際、帰住地所管の警察署長、町村長、小学校校長、豪農、商家が教導感化に参加する。あるいは宗教家篤志家に委託保護をさせる。これ

によって保護事業が良好な成績を上げており、累犯が減少したという。本人の居住地で警察署長等の地元の事情をよく知る人が教導感化に携わるということは、家族だけでなく地域の人を保護事業に参加させる、現代で言うところのコミュニティーケア的活動といえるのではないか。

6. 出獄人保護制度の確立へむけて

出獄人保護の必要性は累犯の多さから指摘されるが、この時期の特徴は恩赦により大量の出獄人が社会に出されたことである。恩赦によって釈放された者が再び罪を犯す事例が見聞されれば、釈放した司法省ひいてはそれを決定した行政府に対する不信を呼び起こしかねない。

典獄の江澤は1916（大正5）年第29巻第2号「保護思想」において囚人が大量に釈放される恩赦を「皇恩」「聖恩」であり、「感激の外はありませぬ」と感想を述べる（監獄協会雑誌 1916:75）。恩赦が監獄行政上の必要や、社会の要請ではなく上からの「皇恩」「聖恩」として与えられたものであることを認識しつつも、司法大臣や局長などはその運用に当たって通牒を発し、監獄関係者もそれに応えようとしている。「在監者及出監者の一身を思ひ遣り絶へず其保護を厚ふするは寧ろ職務に附帯せる義務であります」と、江澤典獄は在監者のみならず監獄を出た者も保護をすることが「職務に附帯する義務」としている。

また、筆者は不明だが論説として、1914（大正3）年第27巻第6号「恩赦出獄人の保護に就て」では、「皇太后陛下崩御の爲め恩赦の御沙汰は再び在監囚人の上に降り聖恩宏大実に恐懼に堪へざるなり」とあり、恩赦を受ける免囚だけでなく、一般臣民もこれに協力することが「臣民の義務たるべし」としている。また「免囚保護に従事するものは須らく奮励努力恩赦出獄人の保護善導に勉め彼等をして国家の良民に復帰せしめざれば息（ママ）まさるの大決心莫くんばあるべからず」と免囚を良民に復帰させることは一般国民をも巻き込んだ「聖恩」に報いるべし、としている（監獄協会 1914:1-6）。

しかし、恩赦以外にも出獄人保護の必要を訴える論考も多い。例えば、玉置直矩は1914（大正3）年、第27巻2号「刑余の人を紹介して斯民会員諸君に至嘱す」において、医師との比較を例に出し、「若し医師にして疾病者を診察し処方箋を交付し病院に入れたる後其病者を顧みざるものあらは其医師は其職に忠なるものと云ふへきか」「其執行せしめたる刑か如何なる効果を被告に与へたるか社会如何に之れを遇したるやに至ては予の寡聞未だ十分之れか取調を為ししたるものあるを知らず」としており、行刑においてもその効果を追跡すべきだとしている。これについては第2章で述べた留岡幸助が「不定刑期論」を主張する際に用いた例と似ている。玉置は判決の目的は「犯罪者を懲戒し之れに働ふものを威嚇し其予防を為し併せて以て社会の秩序を維持するに在り故に一度此目的を達したりとせば其囚人は社会に対して清白の一員なり」「其刑は正に能く其効を奏したり」とする。ここから、刑の執行と同時にその効果を測定するためにも、出獄後への関与が求められ、

出獄人保護事業もまた必要とされる（玉置 1914:50-61）。

上田定次郎は、「刑罰と免囚保護」において、出獄人保護を「監獄の継続事業として彼等の出獄後相当の保護を加へて、而して監獄に於て為したる刑罰執行も相俟て善良なる果実を結ばしめねばならぬ政府に於て此事業を奨励するに至った」とするのは、累犯者の数の多さが監獄費、すなわち政府支出の増大を招いていることを受けて述べたものであるが、監獄のみでは「善良なる果実」は実を結ばないことを認めている（上田 1911:9）。

既出の小山も「監獄で善心が萌ざす」が、それを「立派な華」にするためにも、保護事業が必要であるとした。また社会的な要因も指摘し、「世間では此所はお前等の来る所ではない、お前の行く所は其門の中であると云つて監獄へ押戻すから、其押戻すものが多ければ多い程罪人が殖へると云ふことになるのであります」と広く「世間」が「監獄へ押戻す」というたとえで社会構造が被保護者の復帰を困難にしている現状を指摘する。ここで、保護会社の役割としては「出獄人の保護をするには二つの要素がある、即ち保護の価値のある事、保護の必要なる事」としており、「価値」とは改悛の情があるということ、「必要」とは財産や頼るべき身寄りのない者のことを言う。改悛の情がありながらも資力や頼るべき人がいないなどの社会的不利を抱えた者こそ、宗教家によって救済して欲しいと述べている（小山 1911:6-15）。

7. おわりに 一小考察

本章では、『大日本監獄協会雑誌』に掲載された論考を取り上げたが、その他多くの論者が、自身の考える出獄人保護事業の意義と役割を寄稿している。例えば、様々な欧米監獄関係書を翻訳した神谷四郎は 1890（明治 23）年より出獄人保護指針を掲載している。この小冊子の翻訳理由について「会員諸君の一覧に供すへし若し之を読みて目今監獄学上の一大問題にして且つ急務なる出獄人保護事業に就て得る所あらは国家の幸なり」として、この「最新の書」の翻訳を行ったとしている（神谷 1890:付録 1）。そして出獄人保護に対する世間への理解や保護会の拡大などについての論考も散見できるた。

このように様々な監獄関係者が（元）被収容者の「自立」を考え、海外の監獄の役割や社会内処遇の事情などを紹介し、また、会員から意見を求めるなど、囚人が「再社会化」するためにどのような社会内処遇がよいのかを考えている。

もちろん彼等が考える「良民」像は今日からすれば聊か疑問を感じる点はあるだろう。出獄人に焦点を当てず、社会安寧を最重要課題とした論考も見受けられる。貧民を「犯罪予備軍」として、その文脈のなかで出獄人の貧困防止の為に就労の支援を行うことは、当事者を主体としたものではなく、社会を主体とした更生思想といえる。

しかし、近代化が国家の急務であった時代的、社会的背景を踏まえるならば簡単に否定することもできない。時代的制約を踏まえたうえで、更生保護思想をみる必要があるだろう。

論考の中には休業日に教誨などで精神的なケアを行うなど、出獄者個人に対する援助を意識しているような記事もまた見受けられる。また、出獄者が社会に受け入れられるように支援を行うことは、国民の義務であり、出獄人保護は、必要な社会的な活動と捉える必要性を主張するものもあった。監獄関係者が監獄と出獄人保護会についての流れを意識していた点は今日の更生保護事業からみても一定の評価をすることができるであろう。

取り上げた論考に共通する点は、監獄と社会のつなぎ役として出獄人保護を捉えていた点であろう。今日、刑務所と福祉施設の連携を深めて、出所者の支援を進めていくことの必要性が挙げられているが、その点でいえば、『大日本監獄協会雑誌』『監獄協会雑誌』上における出獄人保護事業関係の議論は、更生を監獄と社会の一連の流れの中で捉えていることが多かったといえるだろう。

終章 明治から大正へ —「更生」についての議論は何を残したのか—

1. 「良民」の創造と「社会安寧」

本研究では、明治期における犯罪周辺の「更生」についての言説を中心に取り上げ、そこで語られていたものは、何だったのかを「更生の現場」を通してみてきた。

長きにわたり続いた江戸幕府の終焉を迎え、政府が設立された明治期においては、これまで考える必要のなかった国際社会との関わり、特に国際社会における地位向上の問題は、各分野における「近代化」をもって図られる。本論文で取り上げた犯罪に対する国家の対応もその1つであった。そこからは、「野蛮から文明」へと変貌を遂げるべく、海外の「更生」事情を積極的に取り入れ「近代化」を図ろうともがく国家の様子が伝わってくる。その1つの表れとして監獄則の制定が挙げられる。監獄則には、これまでなかった囚人に対する仁愛の精神が組み込まれ、囚人に対する応報的対応から再社会的対応へと行刑が表れている。しかし、その実態は違う。囚人の過酷な環境は、理念とは程遠く、監獄則が現場レベルまで浸透していくことはなかった。その一例として北海道開拓における集治監の位置づけからみるのが可能であった。山縣有朋の「苦役本分論」や金子堅太郎の「北海道三縣巡視復命書」からは、囚人に対する仁愛の精神は見取ることができないし、その実態についても劣悪な環境であったことは、明らかとなったところである。しかし注目すべき点は、「法の近代化」と「北海道開拓」が同列に、「国家の近代化の一部」として表出している点である。「更生」思想は「国家の近代化」を目的として誕生することになるが、「国家の近代化」が図られることにより、その「更生」は実態として表れることがなくなってしまったのである。

そのため、劣悪な監獄環境を改善すべく立ち上がった慈善事業家・社会事業家たちは、個人の使命感のみで誕生したのではなく、事業家の行動は、「近代化の矛盾」によって社会から必要とされることになったと言うことが可能であろう。われわれは、彼らの活動を単独の意思のみとして考えるべきでない。明治期における社会が生み出した必然と捉えるほうが容易であろう。原、金原、留岡の3名の「更生」思想に共通する点として以下の2点を挙げるのが可能である。1つめは、「更生」を個人のみ力で成し遂げることはせず、その環境面への調整を意識していたこと。2つめは、国家や社会の為の「更生」であったことである。前者については、個人と環境面への調整機能を感化教育や出獄人保護が持っていたとするならば、それは社会福祉的機関としての位置づけが可能であろう。そして後者については、「更生」の最終目的を国家の発展や社会安寧に求め、「支援」を展開してきたということであるが、これについては慎重な解釈が必要である。ここに挙げた3名の社会事業家について場合によっては、その支援の対象主体が個人ではなく国家であるとして、否定的に捉えることが可能である。しかし、3名の国家への意識は、当時としても

特殊なものであつたらうか。明治期の官僚や知識人などが国家意識を強くもっていたことは、われわれの知るところである。また、本論文では言及することができなかったが、社会の中での「慈善活動」の地位向上のための手段として考えることも可能であろう。つまり「個人の為の政治的行為」として彼らの国家意識を持ちながら活動していたという仮説である。これについては、今後の課題としたい。

そして1898(明治31)年に起こった巣鴨監獄教誨師事件からは、「更生」が宗教の政治性に「巻き込まれていく」過程をみることができた。「更生」の担い手である教誨師は、宗教者が担っており、教誨は囚人の道徳に訴えかける精神的行為を行い、囚人を「更生」に導く活動である。教誨(師)は、この宗教的活動ゆえに論争に巻き込まれていくことになった。本来の論争については、その「更生」効果を議論するものが中心であつた。特にその方法について監獄内において宗教を用いた教誨を実施するか否か、また宗教をもちいた教誨を実施する際は、単一の宗教者を採用するか否かについての論争がその中心であつた。この論争については、「更生」において、その本質を議論していたといえる。しかし巣鴨監獄教誨師事件以降については、個人に対する宗教の効果より、国家内における宗教活動の「道具」として教誨(師)が用いられることが多くなっていく。内地雑居や公認教問題など多くの社会背景と絡み合いながら「更生」が語られていくことになるのであつた。

しかし、すべての議論において国家観を含んだり、政治的に「更生」を語られるわけではなかつた。少なくとも監獄関係者の議論からは、その本質について正面から向き合う議論を散見することができる。監獄関係雑誌上における監獄関係者の議論は、その「更生」方法について特に議論がなされていた。ただし、その議論でも「良民」つまり「国家の共同体」の創造のための「更生」というロジックが用いられていたことは否めない。

本論文で取り上げた4つの章から結論として言えることは、明治期における「更生」の議論は、国家の経済面や社会安寧が常に付随しながら語られていったということである。近代化のために「更生」思想が生まれ、近代化の一部として「更生」が語られていたのである。

2. そして大正へ —社会事業の出現—

日本における明治以降からの福祉的活動は、慈善事業から社会事業、そして社会福祉へとその名称を変えていく。社会事業は、福祉的活動を科学的、組織的、継続的に展開していくものであり、大正中期において内務省社会局の設置や調査機関の設立、専門職者養成などにみられる社会事業の成立は、日本における福祉史の中で重要な位置付けをされている¹⁸。この福祉的活動の変遷の中に、犯罪をとりまく「更生」についての議論がいか

¹⁸ 社会事業の成立については、日本社会福祉史研究の第一人者である吉田久一をはじめ、池田敬正、池田美和子、野口友紀子らによって行われており、その成立要因などにつ

して位置づけることが可能であろうか。

吉田久一は「監獄改良は近代社会事業のいわば揺籃の役割をもった」と表現し、またその中で、教誨については「監獄改良の中心」と述べる（吉田 1964:143）。その点からいえば、今回とりあげた「更生」について議論は、大正期に成立する社会事業に少なからず影響を与えたものと考えることが可能であろう。

池本美和子は、その著作『日本における社会事業の形成—内務行政と連帯思想をめぐって』において社会事業の成立について「わが国の社会事業は、現代社会が直面した社会的な諸問題に対して、労働の社会的同権化の要求運動や民主主義的な潮流を回避すべく構想された家族国家の親和策」であったと主張し、また、そこでの国家の役割として「国家の絶対性のために国民の奉仕、協力を求めるところにあったのである。社会事業の成立期がこのような意図をもっていたことが、その後の展開の全過程に影響を及ぼしていた。基本的に、国家の良民の育成、保護、指導などが国家の役割であり、具体的施策が展開されて行く過程でも、個人の自由と自律にもとづく権利が問題になることは極力回避していく姿勢が貫かれていた」としている（池本 1999:285）。ここでいう「家族国家の親和策」、また「国家の良民の育成、保護、指導」は、特に「更生」についての議論で事業家や監獄関係者が多く主張していたところである。本論文でとりあげた「更生」の議論は、犯罪関係分野における議論のみに限定されるものではなく、社会福祉関係の多くにおいて共通するものとなっていたことがわかる。

3. 我々が語るべき問題とは

刑罰や更生に対する方法論の議論がこの1世紀の間に急速に広がった。それは不平等条約の解消を目的とした国家の近代化、しかしそれらの議論の中心にあるべき「更生」論について、つまり「何を以て更生か」についての議論は置き去りにされてきている。再び罪を犯すことのない人物をつくるのが、「更生」なのであろうか。再犯防止の制度面、技術面に注目するためには、その基盤となる「更生」とは一体何なのかの議論は避けては通れない。

近年日本において「再犯防止」は大きな議論となってきている。そこには、戦後一貫して高い再犯率や、刑務所内の環境、また被収容者の実態、つまり障害者や高齢者が多数を占める状況について声をあげ、その違和感は社会全体としても共通されつつある。

本論文で目指してきたのは、再犯防止を語る際に必要不可欠である更生理念を再び考えることの必要性を日本における歴史的展開からもう一度考え直すことである。

政策面からのアプローチでも技術面からのアプローチにしても、それらの基盤となる理

いて詳細な分析がなされている（吉田久一 1990年『現代社会事業史研究』川島書店、池田敬正 1986年『日本社会福祉史』法律文化社、池田美和子 1999年『日本における社会事業の形成—内務行政と連帯思想をめぐって—』、野口友紀子 2011年『社会事業成立史の研究—防貧概念の変遷と理論の多様性—』ミネルヴァ書房、など）。

念をもう一度見つめ直し議論していくことは、更生保護等の枠組みが再検討されている今日こそ必要となるだろう。

現状を変えていくことは「前に進む」ことだけを指すのではない。敢えて立ち止まり、そして振り返り、先人たちの議論をもう一度見つめ直すことは、今日の司法福祉、更生保護を考える上で最も行われなければならないことであろう。

参考文献一覧（五十音順）

- 『朝日新聞』（1898）「巢鴨監獄紛擾」 9月8日 朝刊
『朝日新聞』（1898）「教誨師問題」 9月22日 朝刊
『朝日新聞』（1898）「一ト口投書」 9月27日
『朝日新聞』（1898）「巢鴨監獄教誨師事件」 9月27日
『朝日新聞』（1898）「告市内真宗諸氏 信者某」 9月28日
『朝日新聞』（1898）「告市内真宗信徒 を読んで 信者某」 10月3日
『朝日新聞』（1898）「一ト口投書」 10月3日
『朝日新聞』（1898）「宗教問題と憲政党」 10月22日
有馬四郎助（1898）「監獄教誨論」『監獄雑誌』第9巻第10号
有馬四郎助（1987）「留岡君と私」『留岡幸助君古希記念集』
伊藤俊光（1913）「免囚保護事業の将来」『監獄協会雑誌』第26巻第4号 監獄協会
飯田直之丞（1888）「囚徒の教誨は一種特別の方便に出つへし」『大日本監獄協会雑誌』
第5号 大日本監獄協会
池田美和子（1999）『日本における社会事業の形成—内務行政と連帯思想をめぐって—』
法律文化社
池田敬正（1986）『日本社会福祉史』法律文化社
岩田文昭（2009）「近代化の中の伝統宗教と精神運動—基準点としての近角常観—」平成21
～平成22年科学研究費補助金 研究成果中間報告書
宇川盛三郎（1888a）「大日本監獄協会設立の趣意」『大日本監獄協会雑誌』第1号 大日
本監獄協会
宇川盛三郎（1888b）「本会主幹ほ改選を請ふの書」『大日本監獄協会雑誌』第2号 大日
本監獄協会
宇川盛三郎（1888c）「出獄人保護場を設立するの必要」『大日本監獄協会雑誌』第3号 大
日本監獄協会
宇川盛三郎（1888d）「本会の総集会」『大日本監獄協会雑誌』第3号 大日本監獄協会
植田卓爾（1889）「囚徒教誨の件に付管見」『大日本監獄協会雑誌』第10号 大日本監獄
協会
上田定次郎（1911）「刑罰と免囚保護」『監獄協会雑誌』第24巻第2号 監獄協会
上田定次郎（1913）「免囚保護会に備ふべき諸帳簿表式に就て」『監獄協会雑誌』第26巻
第2号 監獄協会
江連崇（2013）「巢鴨監獄教誨師事件とその後の仏教界の動向 - 仏教系新聞雑誌を用いた
試論 - 」『東京社会 福祉史研究会』第7号 東京社会福祉史研究会
江連崇（2014）「明治期における更生保護思想—『大日本監獄協会雑誌』からみる更生保護
の意義と役割』『名寄市立大学社会福祉学科研究紀要』第3号 名寄市立大学

- 江連崇 (2015) 「監獄関係雑誌上における監獄教誨と宗教の関係性についての議論—1888年から1898年までを中心に」『道北福祉』第6号 道北福祉研究会
- 江連崇 (2017) 「監獄内における福祉的活動はなぜ生まれたのか—「近代化」と北海道における福祉についての試論」『道北福祉』第8号 道北福祉研究会
- 『衛生新報』(1906)「罪人と衛生」第34号5面
- 小河滋次郎 (1894) 『監獄学』警察監獄学会東京支会
- 小原重哉 (1976) 『監獄学註釈』矯正教会
- 大久保利武 (1929) 『日本におけるベリー翁』東京保護会
- 大久保利武編 (1929) 『日本に於けるベリー翁』東京保護会
- 片岡優子 (2011) 『原胤昭の研究 生涯と事業』関西学院大学出版会
- 神谷四郎 (1890) 「出獄人保護指針」『大日本監獄協会雑誌 第23号』大日本監獄協会
- 『監獄協会雑誌』(1914)「恩赦出獄人の保護に就て」第27巻第6号 監獄協会
- 『監獄協会雑誌』(1916)「保護思想」第29巻第2号 監獄協会
- 木下鋭吉 (1890a) 「囚人教誨法に付ての管見 (その一)」『大日本監獄協会雑誌』第22号 大日本監獄協会
- 木下鋭吉 (1890b) 「囚人教誨法に付ての管見 (その二)」『大日本監獄協会雑誌』第25号 大日本監獄協会
- 教誨百年編纂委員会編 (1973) 『教誨百年』上巻 浄土真宗本願寺派本願寺
- 教誨マニュアル編集委員会 (1993) 『教誨マニュアル』全国教誨師連盟
- 『基督教新聞』(1897)「出獄人保護」7月30日 第728号
- 『基督教新聞』(1897)「監獄改良」10月1日 第737号
- 『基督教新聞』(1898)「監獄教誨師問題を論ず」10月21日 第792号
- 『基督教新聞』(1898)「何をか公認教と云ふ」10月28日 第793号
- 『基督教新聞』(1898)「板垣伯の監獄改良」11月18日 第796号
- 金原治山治水財団編 (1968a) 『金原明善』土屋喬雄監修 金原治山治水財団
- 金原治山治水財団編 (1968b) 『金原明善資料 上』土屋喬雄監修 金原治山治水財団
- 金原治山治水財団編 (1968c) 『金原明善資料 下』土屋喬雄監修 金原治山治水財団
- 倉持史朗 (2008) 「監獄関係者たちの感化教育論—『監獄雑誌』上の議論を焦点として—」『社会福祉学』日本社会福祉学会
- 倉持史朗 (2012) 「『大日本監獄協会雑誌』の書誌的研究—大日本監獄協会の組織・活動と監獄改良論を焦点として—」天理大学学報第63巻第2号
- 倉持史朗 (2016) 『監獄のなかの子どもたち—児童福祉史としての特別幼年監, 感化教育, そして「携帯乳児」』六花出版
- 桑原真人 (1982) 『近代北海道史研究序説』北海道大学図書刊行会
- 刑務協会編 (1973) 「囚徒嚴重懲戒の件」『行刑史稿 第三版 下』

- 小池喜孝 (1973) 『鎖塚—自由民権と囚人労働の記録』現代史資料センター出版会
- 小山温 (1911) 「免囚保護事業に就いて」『監獄協会雑誌』第24巻第6号 監獄協会
- 更生保護学会ホームページ: <http://www.kouseihogogakkai.jp/> (2017年9月現在)
- 更生保護50年史編集委員会 (2000) 『更生保護50年史 (第1編) 地域社会と共に歩む・更生保護』全国保護司連盟, 全国更生保護法人連盟, 日本更生保護協会
- 佐野尚 (1888a) 「葡萄牙監獄の景況」『大日本監獄協会雑誌 第2号』大日本監獄協会
- 佐野尚 (1888b) 「布哇国監獄事情」『大日本監獄協会雑誌 第3号』大日本監獄協会
- 佐野尚 (1888c) 「マリランの新刑法」『大日本監獄協会雑誌 第8号』大日本監獄協会
- 佐野尚 (1891) 「獄事雑纂」『大日本監獄協会雑誌 第34号』大日本監獄協会
- 財団法人刑務協会 (1940) 『刑政』第53巻第10号
- 澤登俊雄 (1974) 「近代自由刑」の起源『人足寄場史』人足寄場顕彰会 創文社
- 標茶町史編さん委員会 (1998) 『標茶町史』通史編第一巻 標茶町
- 標茶町史編纂委員会 (1966) 『標茶町史考』前篇 標茶町
- 重松一義 (1979) 『近代監獄則の推移と解説』学文社
- 重松一義 (1981) 『北海道行刑史』楳書房
- 重松一義 (2005) 『日本獄制史の研究』吉川弘文館
- 重松一義 (2007) 『日本刑罰史年表』柏書房
- 静岡県勸善会百年史編纂委員会 (1994) 『静岡県勸善会百年史』功文社
- 篠川直 (1888a) 「囚人の教誨」『大日本監獄協会雑誌 第四号』大日本監獄協会
- 篠川直 (1888b) 「正員深井鑑一郎君に再答す」『大日本監獄協会雑誌』第8号 大日本監獄協会雑
- 重松一義 (1970) 『北海道行刑史』凶譜出版
- ジョン・C・ベリー (1929) 「獄舎報告書」『日本に於けるベリー翁』東京保護会
- 真宗本願寺派本願寺編 (1927a) 『日本監獄教誨史 上』真宗大谷派本願寺
- 真宗本願寺派本願寺編 (1927b) 『日本監獄教誨史 下』真宗大谷派本願寺
- 鈴木猩太郎 (1963) 『静岡県勸善会史』財団法人静岡県勸善会
- 『政教時報』(1899) 第3号 「監獄教誨の主義」 本多辰次郎
- 『政教時報』(1899) 第6号 「眼光一轉の機」
- 『政教時報』(1899) 第6号 「富山縣の免囚保護」
- 『政教時報』(1898) 第10号 「教誨師問題の落着につき謹て天下同憂諸士に告ぐ」
- 『政教時報』(1898) 第10号 「信念と宗教的事業」 蕪城賢順
- 『政教時報』(1900) 第27号 「同盟會今後の方針」
- 『政教時報』(1900) 第31号 「感化法発布に就ての所感 (再)」 月見覺了
- 『政教時報』(1900) 第31号 「慈善問題を論じて感化院設立の位置に及ぶ」
- 『政教時報』(1900) 第31号 「社會問題解釋の精神」 南浮智成
- 芹沢一也 (2001) 『(法) から解放される権力—犯罪, 狂気, 貧困, そして大正デモクラシー』新曜社

- 副島望 (2010) 「貧民と監獄・明治前期刑事政策における貧民の取扱いをめぐって」『東京社会福祉史研究 第4号』東京社会福祉史研究
- 副島望 江連崇 (2016) 「明治大正期の出獄人保護（更生保護）事業理念をめぐって」社会事業史学会第44回大会自由論題報告レジュメ
- 高瀬真卿 (1884) 『感化修身談』太平堂
- 滝川政次郎 (1974) 『人足寄場史』創文社
- 竹中靖一 (1974) 「人足寄場と心学」『人足寄場史』
- 田中和男 (2000) 『近代日本の福祉実践と国民統合—留岡幸助と石井十次の思想と行動—』法律文化社
- 玉置直矩 (1914) 「刑余の人を紹介して斯民会員諸君に至嘱す」『監獄協会雑誌』第27巻2号 監獄協会
- 土屋喬雄 (1956) 「金原明善の事業と指導精神」『経済道徳研究所年報』第4号 渋沢青淵記念財団竜門社
- 寺永法専 (1913) 「恩赦囚出獄後保護乃状況」『監獄協会雑誌』第26巻第5号
- 同志社大学人文科学研究所 (1978) 『留岡幸助著作集』第一巻 株式会社同朋舎
- 同志社大学人文科学研究所 (1979a) 『留岡幸助著作集』第二巻 株式会社同朋舎
- 同志社大学人文科学研究所 (1979b) 『留岡幸助著作集』第三巻 株式会社同朋舎
- 徳岡秀雄 (2006) 『宗教教誨と浄土真宗—その歴史と現代への視座—』本願寺出版
- 『東京日日新聞』(1898) 10月24日
- 伴野文亮 (2014) 「金原明善の『偉人』化と近代日本社会：顕彰の背景とその受容」『書物・出版と社会変容』第16号 「書物・出版と社会変容」研究会
- 伴野文亮 (2015) 「越境する『偉人』金原明善：植民地紙幣における『偉人』の位置づけをめぐって」『日韓相互認識』第6号 「日韓相互認識」研究会
- 中山順智 (1966) 『更生保護事業の先駆者金原明善』静岡県更生保護協会
- 長沼友兄 (2010) 「東京感化院設立当初の欧米社会事業情報」『東京社会福祉史研究』第4号 東京社会福祉史研究会
- 長沼友兄 (2011) 『近代日本の感化事業のさきがけ —高瀬真卿と東京感化院』淑徳大学内閣記録局編 (1980) 『法規分類大全・治罪門(2)』原書房
- 二井仁美 (2010) 『留岡幸助と家庭学校 近代日本感化教育史序説』不二出版
- 二井仁美 (2010) 『留岡幸助と家庭学校』不二出版
- 二井仁美 (2010) 『留岡幸助と家庭学校—近代日本感化教育史序説』不二出版
- 新村出 (2008) 『広辞苑』岩波書店
- 西村春夫 (1967) 「刑法制定史にあらわれた明治維新の性格—日本の近代化におよぼした国法の影響・裏面からの考察」『比較法学』第3巻1号 早稲田大学比較法研究所
- 野口友紀子 (2011) 『社会事業成立史の研究—防貧概念の変遷と理論の多様性—』ミネルヴァ書房

- 原胤昭 (1892) 「孤児育養一斑」『基督教新聞』1892年7月22日
- 原胤昭 (1913) 『出獄人保護』天福堂
- 原胤昭 (1913) 『出獄人保護』天福堂
- 原胤昭 (1920a) 「可愛の保護青年を流感に奪われた (犯罪少年の個性鑑識)」『法律新聞』第1651号 2月8日
- 原胤昭 (1920b) 「可愛の保護青年を流感に奪われた (犯罪少年の個性鑑識)」『法律新聞』第1652号 2月10日
- 原胤昭 (1922a) 「前科十五犯者の身上嘯」『法律新聞』第2024号 9月10日
- 原胤昭 (1922b) 「必然的盗人」『法律新聞』第2027号 9月18日
- 原胤昭 (1922c) 「心機一転是も又必然的」『法律新聞』第2028号 9月20日
- 原胤昭 (1922d) 「大和小僧の改善も又必然的」『法律新聞』第2029号 9月23日
- 原胤昭 (1922e) 「大和小僧も人である」『法律新聞』第2030号 9月25日
- 原胤昭 (1924a) 「免囚保護の効果如何」『法律新聞』第2263号 6月8日
- 原胤昭 (1924b) 「免囚保護の効果如何 (二)」『法律新聞』第2273号 7月3日
- 原胤昭 (1924c) 「免囚保護の効果如何 (其三)」『法律新聞』第2301号 9月13日
- 原胤昭 (1924d) 「免囚保護の効果如何 (其四)」『法律新聞』第2303号 9月18日
- 原胤昭 (1928) 「高瀬真卿君の後半生」『明治文化研究』三省堂
- 原胤昭 (1933a) 「前科者はなぜ又罪を犯すか (4)」法律新聞 3571号
- 原胤昭 (1933a) 「前科者はなぜ又罪を犯すか (一)」『法律新聞』第3565号 6月23日
- 原胤昭 (1933b) 「前科者はなぜ又罪を犯すか (11)」法律新聞 3589号
- 原胤昭 (1933b) 「前科者はなぜ又罪を犯すか (二)」『法律新聞』第3567号 6月28日
- 原胤昭 (1933c) 「前科者はなぜ又罪を犯すか (12)」法律新聞 3589号
- 原胤昭 (1933c) 「前科者はなぜ又罪を犯すか (三)」『法律新聞』第3569号 7月3日
- 原胤昭 (1933d) 「前科者はなぜ又罪を犯すか (四)」『法律新聞』第3571号 7月8日
- 原胤昭 (1933e) 「前科者はなぜ又罪を犯すか (五)」『法律新聞』第3573号 7月13日
- 原胤昭 (1933f) 「前科者はなぜ又罪を犯すか (六)」『法律新聞』第3575号 7月18日
- 原胤昭 (1933g) 「前科者はなぜ又罪を犯すか (七)」『法律新聞』第3577号 7月23日
- 原胤昭 (1933h) 「前科者はなぜ又罪を犯すか (八)」『法律新聞』第3579号 7月28日
- 原胤昭 (1933i) 「前科者はなぜ又罪を犯すか (九)」『法律新聞』第3581号 8月3日
- 原胤昭 (1933j) 「前科者はなぜ又罪を犯すか (十)」『法律新聞』第3585号 8月13日
- 原胤昭 (1933k) 「前科者はなぜ又罪を犯すか (十一)」『法律新聞』第3587号 8月18日
- 日
- 原胤昭 (1933l) 「前科者はなぜ又罪を犯すか (十二)」『法律新聞』第3589号 8月23日
- 日
- 原胤昭 (1933m) 「前科者はなぜ又罪を犯すか (十三)」『法律新聞』第3591号 8月28日

日

- 久野三吾 (1889a) 「出獄人授業所規則私案」『大日本監獄協会雑誌 第 17 号』大日本監獄協会
- 久野三吾 (1889b) 「出獄人授業所規則私案」『大日本監獄協会雑誌 第 18 号』大日本監獄協会
- 姫嶋 (濱口) 瑞穂 (2008) 「明治前期の監獄法改革」『神戸法学雑誌』神戸法学会
- 姫嶋瑞穂 (2011) 『明治監獄法成立史の研究—欧州監獄制度の導入と条約改正』成文堂
- 深井鑑一郎 (1888a) 「囚人教誨の目的及び其方法」『大日本監獄協会雑誌 第二号』大日本監獄協会
- 深井鑑一郎 (1888b) 「正員篠川直君に答ふ」『大日本監獄協会雑誌 第五号』大日本監獄協会
- 法務省 (2013) 『平成 25 年版犯罪白書』
- 北海道 (1936) 『新撰北海道史』第 6 巻 北海道
- 北海道開拓記念館編 (1989) 『北海道開拓記念館特別展第 36 回 集治監—開拓と囚人労働—』北海道開拓記念館
- 本願寺史料研究所編 (1969) 『本願寺史』第 3 巻 浄土真宗本願寺派宗務所
- 本多創史 (2006) 「明治期感化救済事業の思想—留岡幸助の『ぬるやかな』社会・国家」(博士論文:一橋大学 言語社会研究科)
- 牧野虎次編 (1987) 『留岡幸助君古稀記念集』大空社
- 松田敏 (1888) 「囚徒教誨の件に付愚見」『大日本監獄協会雑誌 第八号』大日本監獄協会
- 三笠市 (1971) 『三笠市史』三笠市役所
- 三栖達夫 (1998) 『釧路集治監教誨師『原胤昭』の標茶日記とその足跡』釧路集治監を語る会
- 三橋美佐保 (1889) 「囚徒の教誨は宗教頼むに足らず」『大日本監獄協会雑誌 第十号』大日本監獄協会
- 三吉明 (1967) 『有馬四郎助』吉川弘文館
- 三吉明 (1984) 『キリスト者社会福祉事業家の足跡』金子書房
- 室田保夫 (1994) 『キリスト教社会福祉思想史の研究』不二出版
- 室田保夫 (1998) 『留岡幸助の研究』不二出版
- 室田保夫 (1998a) 『『獄事叢書』不二出版 解説・総目録・索引
- 室田保夫 (1998b) 『留岡幸助の研究』不二出版
- 室田保夫 (2011) 「近代日本の社会事業雑誌:『教誨叢書』」『関西学院大学人権研究』第 15 号
- 『明教新誌』(1898) 「内務省對佛教問題」9月26日
- 『明教新誌』(1898) 「教誨師事件に付」10月4日

- 『明教新誌』(1898)「外教を公認すべし」10月10日
 『明教新誌』(1899)「佛教の實際的方面」4月2日
 『明教新誌』(1899)「所謂監獄問題の効果」5月24日
 『明教新誌』(1899)「慈善事業は己の為なり」5月26日
 安形静男(2005)『社会内処遇の形成と展開』更生保護法人日本更生保護協会
 横山勉(2014)「行刑施設とそれが置かれる地域との関係性：北海道での取り組みを例として」博士論文 北海道大学
 吉木竹次郎(1889)「出獄人保護事業問答」『大日本監獄協会雑誌 第17号』大日本監獄協会
 吉田久一(1964)『日本近代仏教社会史研究』吉川弘文館
 吉田久一(1969)「金原明善(人物素描)」『日本歴史』第256号 日本歴史学会
 吉田久一(1990)『吉田久一著作集3 改訂増補版 現代社会事業史研究』川島書店
 吉田久一(1990)『現代社会事業史研究』川島書店
 吉田久一(1991a)『日本近代仏教社会史研究 上』川島書店
 吉田久一(1991b)『日本近代仏教社会史研究 下』川島書店
 吉田久一(1992)『日本近代仏教史研究』川島書店
 吉田久一(2004)『新・日本社会事業の歴史』勁草書房
 『萬朝報』(1898)「基督教々誨師」10月1日
 若木雅夫・原泰一(1951)『更生保護の父原胤昭』渡辺書房
 Herbert H.Aptekar(1955) the Dynamics of Casework and Counseling. Houghton Mifflin Company. (= (1963)『ケースワークとカウンセリング』坪上宏訳 誠信書房)

法令等

- 省令 司法省第十八号『法令全書 明治41年』内閣官報局
 省令 内務省第八号『法令全書 明治22年』内閣官報局
 訓令 内務省訓令第二十九号『法令全書 明治22年』内閣官報局
 太政官 達 第81号『法令全書 明治14年』内閣官報局
 太政官 第378号 監獄則『法令全書 明治5年』内閣官報局